

平成 22 年度

包括外部監査の結果報告書

県税の賦課・徴収事務について

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 高橋 浩彦

目次

第1部 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査実施期間	1
第6. 事件を選定した理由	1
第7. 監査の要点	2
第8. 主な監査手続	2
第9. 監査従事者	3
第10. 利害関係	3
第2部 県税の概要	4
第1. 行財政改革アクションプラン	4
第2. 岐阜県の財政状況	5
第3. 財源不足解消に向けた基本的な考え方	6
第4. 財源不足解消に向けた取組み	7
第5. 行財政改革アクションプランの平成22年度フォローアップ状況	13
第6. 岐阜県の収入状況	15
第7. 県税収入	16
第8. 県税の種類	17
第9. 組織	18
第10. 調定額等の推移	20
第3部 監査の結果及び意見	27
第1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）	27
1. 法人県民税の概要	27
2. 法人事業税の概要	28
3. 岐阜県における状況	31
4. 外部監査の結果	33
第2. 個人県民税	40
1. 個人県民税の概要	40
2. 岐阜県における状況	43
3. 外部監査の結果	51

第3. 個人事業税.....	53
1. 個人事業税の概要.....	53
2. 岐阜県における状況.....	57
3. 外部監査の結果.....	59
第4. 不動産取得税.....	63
1. 不動産取得税の概要.....	63
2. 岐阜県における状況.....	72
3. 外部監査の結果.....	75
第5. 自動車取得税.....	81
1. 自動車取得税の概要.....	81
2. 岐阜県における状況.....	87
3. 外部監査の結果.....	90
第6. 自動車税.....	91
1. 自動車税の概要.....	91
2. 岐阜県における状況.....	95
3. 外部監査の結果.....	100
第7. 軽油引取税.....	104
1. 軽油引取税の概要.....	104
2. 外部監査の結果.....	108
第8. ゴルフ場利用税.....	113
1. ゴルフ場利用税の概要.....	113
2. 外部監査の結果.....	116
第9. 滞納整理事務.....	117
1. 滞納整理事務の概要.....	117
2. 岐阜県における状況.....	122
3. 外部監査の結果.....	128
第10. 税務システム.....	135
1. 税務システムの概要.....	135
2. 外部監査の結果.....	139

第 1 部 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件

県税の賦課・徴収事務について

第3. 監査対象年度

平成 21 年度。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成 22 年度の一部についても監査の対象とした。

第4. 監査対象部局

総務部税務課、各県税事務所及び自動車税事務所

第5. 監査実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月15日まで

第6. 事件を選定した理由

岐阜県は、平成 21 年 3 月、県が直面すると考えられる課題を長期的な視点から検討したうえで、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するため、「岐阜県長期構想」、「岐阜県行財政改革指針」を策定した。この指針では、平成 21 年度から平成 24 年度を「緊急財政再建期間」と位置づけており、「岐阜県行財政改革アクションプラン」を平成 22 年 3 月に公表した。

アクションプランでは、向こう 3 年間に約 920 億円の財源不足が見込まれているが、このような構造的な財源不足の解消に向け、「歳出削減対策」、「人件費の削減」、「歳入確保対策」の 3 つの対策を実施することにより、平成 25 年度当初予算までの間に段階的に財源不足を解消することを目指している。

このうち「歳入確保対策」では、県税収入の確保、債権管理の強化など、県税の徴収対策に全力で取り組むこととされており、その点で適正な徴収事務を通じて徴収率向上を

目指すことは、県民にとっても非常に大きな関心事となっている。

よって、県税の賦課・徴収事務が、関係諸法令に従い適法・適切かつ効率的に実施されているかを検証することは有用であると考え、監査テーマとして選定した。

第7. 監査の要点

- (1) 県税の賦課及び徴収事務は関連法令や条文等に準拠して行われているか
- (2) 県税の賦課及び徴収事務は効率的に行われているか
- (3) 県税の賦課及び徴収事務は網羅的に行われ、公正性が確保されているか
- (4) 税務事務情報管理システムは適切に管理運用されているか

第8. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認し、制度の趣旨及び事務の手続きの流れ等を確認した。
- (2) 県税事務所等に往査し、賦課・徴収事務、滞納整理事務が関連法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- (3) 課税客体の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (4) 税務事務情報管理システムは適切に管理運用され問題がないか確認した。
- (5) その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続を行った。

第9. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	高	槁	浩	彦
同 補助者	公認会計士	渡	辺	眞	吾
同 補助者	公認会計士	杉	原	弘	恭
同 補助者	公認会計士	大	橋	正	明
同 補助者	公認会計士	浅	野	寿	美
同 補助者	公認会計士	道	家	秀	幸
同 補助者	公認会計士	北	村	尚	子
同 補助者	公認会計士	島	田	信	一
同 補助者	公認会計士	堀	尾	成	宏
同 補助者	公認会計士	佐	藤	幸	秋
同 補助者	公認会計士試験合格者	浅	野	浩	隆
同 補助者	公認会計士試験合格者	森			健
同 補助者	公認会計士試験合格者	山	崎	諒	子

第10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 県税の概要

第1. 行財政改革アクションプラン

岐阜県では、平成21年3月、本格的な人口減少など大きな時代の変化を正面から見据え、長期的な視点で県が直面すると考えられる課題を検討したうえで、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するために、平成30年までの10年間に県が取り組むべき政策を県民に提示するため、「岐阜県長期構想」を策定した。

この構想で示した政策を実現するためには、持続可能な財務基盤の確立が急務であることから、「岐阜県長期構想」の策定と併せ、今後10年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」を同時に策定し、行財政改革の取組みを進めている。当該指針においては、平成21年度から平成24年度までの4年間を「緊急財政再建期間」と位置づけ、段階的に財政構造の転換を図ることとし、その間、あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、平成25年度当初予算において、構造的な財源不足の解消を目指すこととしている。

平成21年4月、岐阜県はこの指針の取組みを実現させるため、「行財政改革推進本部」を立ち上げ、財源不足の解消に向けた具体的な取組みを検討し、平成22年度から平成24年度までの向こう3年間における構造的な財源不足を解消させるため行財政改革アクションプランを策定した。

第2. 岐阜県の財政状況

平成16年度から実施された国の「三位一体改革」などによる一般財源の大幅な減少や、社会保障関係経費などの義務的経費の大幅な増加、公債費の増加により岐阜県の財政状況が極めて厳しくなったことから、平成18年3月に「行財政改革大綱」を策定し、公共投資を抑制するとともに、職員定員の削減、事務事業の見直しなどの取組みを進めてきた。しかしながら平成20年のアメリカのリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響により、県税収入が大幅に減少したことから、一段と県の財政状況は厳しくなり、平成22年度以降向こう3年間は毎年300億円程度、総額で920億円の財源不足が発生することが見込まれている。

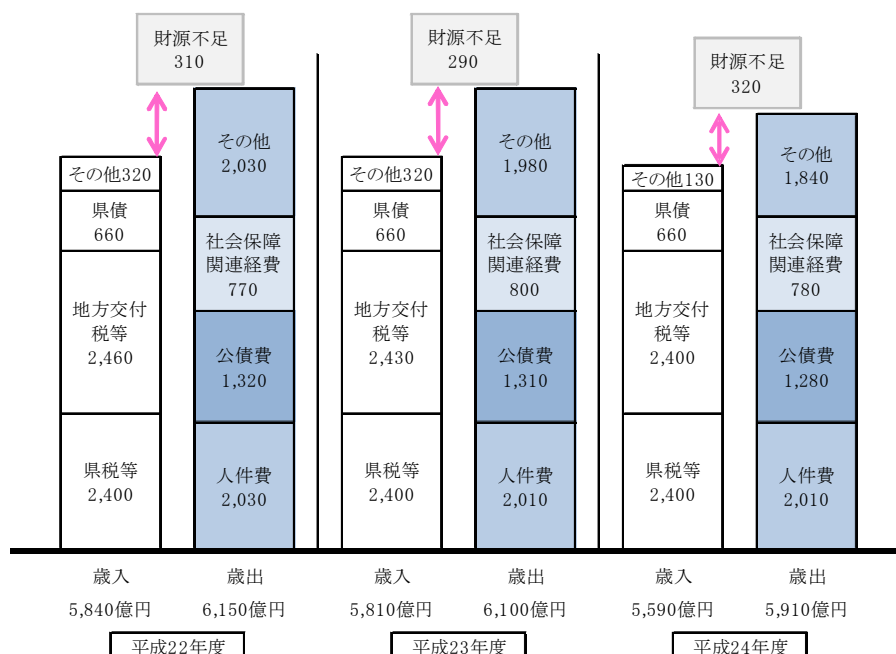
そして、このまま何も対策を講じないと財政再生団体（※）への転落も危惧される。

※「財政再生団体」

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、岐阜県の場合、実質赤字比率が3.75%を超えると「早期健全化団体」、5%を超えると「財政再生団体」に転落することになるため、約170億円を超える赤字額となれば「早期健全化団体」、約225億円を超える赤字額となれば「財政再生団体」に転落する可能性がある。

財政再生団体になった場合、国の管理下に置かれ財政再建を目指すこととなり、起債（借金）に制限が加えられたり、大幅な給与カットや職員の削減、さらには教育や福祉を含むあらゆる分野の住民サービス水準の見直しなど厳しい県政運営が求められる。

【図表1-1】 今後3年間の財源不足額見込み ※県費ベース（一般財源に県債を加えたもの）（単位：億円）



第3. 財源不足解消に向けた基本的な考え方

1. 基本的な考え方

財源不足解消に向けた見直しにあたっては、次の考え方を基本としている。

1. 赤字予算、「財政再生団体」への転落回避

2. 県民生活への配慮や未来の岐阜県を見据えた政策の展開

厳しい財政状況の中でも、県民の生命・安全安心の確保や、岐阜県の活力づくり、人づくり等の分野は優先的に存続を図るなど、県民生活への影響や、未来の岐阜県づくりに出来る限り配慮する観点から、メリハリをつけた見直しを実施する。

【配慮する分野】

- 医療・福祉
- 子育て支援
- 暮らしの安全・安心
- 雇用創出・人材育成
- 中小企業支援
- 新規市場開拓
- ぎふ清流国体 など

3. 構造的な財源不足の段階的な解消

平成 24 年度までの「緊急財政再建期間」中の財源対策総額について、「歳出削減対策」、「人件費の削減」、「歳入確保対策」の 3 つの対策を実施し、平成 25 年度当初予算までの間に、段階的に構造的な財源不足の解消を目指している。

2. 推進体制

平成 21 年 4 月 7 日に、知事を本部長、副知事を副本部長、部長等を本部員とする「行財政改革推進本部」を立ち上げるとともに、その中に課長をリーダーとする「外郭団体」「公の施設」「組織」「情報システム」「事業見直し」「予算編成等」「歳入確保」の 7 つの分科会を設置。以降、行財政改革推進本部で大きな方向性について検討するとともに、分科会では分科会ごとに設定された調査・研究事項について、業務と直接関係のない職員も加わり、全庁体制で議論を進めてきた。

3. 検討のプロセス

- ① 「分科会案」の作成
- ② 市町村、関係団体等との意見交換
- ③ 意見交換を踏まえた所管部局による検討

第4. 財源不足解消に向けた取組み

1. 歳出削減対策 削減効果額計：約 373 億円

① 県事業の見直し 削減効果額：約 202 億円

◇政策経費（削減効果額：約 126 億円）

事業の優先度に応じた見直しを行う。

◎縮小・廃止…165 事業（全事業数…268 事業）

◇施設・情報システム等の管理経費（削減効果額：約 58 億円）

施設等の管理経費については、管理内容の更なる見直しを行い、10%程度削減。

情報システムの管理経費については、新規開発、機器更新を原則凍結するなど、一時コストを抑制するとともに、運用コストを 20%程度削減する。

◎縮小・廃止…96 事業（全事業数…139 事業）

◇投資的事業（削減効果額：約 18 億円）

交通安全や自然災害への備え、既存のインフラを将来にわたって活用するための補修・修繕等を最優先させることを基本とする。

② 公の施設等の見直し 削減効果額：約 23 億円

<対象とした施設>

92 施設（県の公の施設のうち 88 施設と公の施設以外で対象に加えた 4 施設）

<見直しする施設>

46 施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設などの福祉施設や県民生活に関わりが深い県営住宅などの施設を除き、見直しを行う。）

<見直しの考え方>

- ・施設で実施している個々の事業の必要性について、見直しを行う。
- ・管理手法について、指定管理者制度の導入による維持管理経費の見直しを行う。
- ・費用対効果、サービス内容の観点から、経費削減の見直しを行う。

・休廃止する施設	【 9 施設】
・機能を見直す施設	【 8 施設】
・事業主体を変更する施設（譲渡又は管理移管を含む）	【 6 施設】
・指定管理者制度を導入する施設	【 7 施設】
・事業縮小などにより経費削減を図った施設	【16 施設】

③ 外郭団体の見直し 削減効果額：約 9 億円

＜対象とした団体＞

35 団体（県の出資・出捐率が 25%以上の団体）

＜見直しする団体＞

24 団体（(社福)岐阜県福祉事業団など、人的あるいは財政的な県の関与が小さい団体(11 団体)を除き、見直しを行う。）

＜見直しの考え方＞

- ・各団体で実施している個々の事業の必要性について見直しを行う。
- ・費用対効果の観点から、経費削減の見直しを行う。

・解散する団体	【 4 団体】
・統合する団体	【 4 団体】
・運営の見直しや事業の縮小により経費削減を図る団体	【 6 団体】
・補助金・委託料を削減した団体	【10 団体】

④ 補助金の見直し 削減効果額：約 139 億円

＜見直しの考え方＞

次の観点から対象事業を点検し、事業費や補助率等に関して見直しを行う。

- ・進捗調整（*1）が可能な事業かどうか。
- ・終期を迎える事業の継続性の必要性。
- ・継ぎ足し補助金（*2）の必要性。
- ・他の都道府県の実施状況や補助水準等。

*1…事業実施の期間を延長することで、1年当たりの事業費を削減するもの。

*2…国庫補助事業に県が独自に上乘せしている補助金

◇市町村補助金（削減効果額：約 97 億円）

◎縮小・廃止…50 事業（全事業数…66 事業）

◇各種団体等補助金（削減効果額：約 42 億円）

◎縮小・廃止…57 事業（全事業数…87 事業）

2. 人件費の削減 削減効果額計：約 297 億円

定員削減を着実に実施するとともに、人口同規模県で最少となる職員数で職務を遂行できる組織への見直しを行う。また、緊急財政再建期間中の臨時的な措置として、職員給与の抑制を実施する。

① 職員定員の削減 削減効果額：約 25 億円

	平成20年 4月1日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日 (見込み)	平成24年 4月1日 (目標)	平成20年と平成24年の比較	
					削減数	削減率
知事の事務部局等	4,691人	4,515人	4,316人	4,116人	-575人	-12.3%
教育委員会	16,710人	16,477人	16,254人	16,199人	-511人	-3.1%
警察本部	3,882人	3,860人	3,876人	3,869人	-13人	-0.3%
公営企業 (病院等)	1,708人	1,733人	168人	152人	-1,556人	-91.1%
合計	26,991人	26,555人	24,614人	24,336人	-2,655人	-9.8%

※削減数には、地方独立行政法人化によって見込まれる減少数を含む。

② 職員給与の抑制 削減効果額：約 272 億円

◆抑制率	【特別職】 知事 ……30% 副知事 教育長 代表監査委員 } ……20%
	【一般職】 6～14% (平成22年度分、各職員団体へ提案済)

③ 組織の見直し [平成 22 年 4 月 1 日から実施]

分 類	対 象	対象となる組織等
廃 止		名古屋事務所、生物工学研究所
休 止		ニューヨーク駐在
統 合		「農業改良普及センター」の農林事務所への統合
地方独立行政法人化		県立看護大学、県立 3 病院
新 設		ぎふ清流大会推進課 (～平成 24 年度) APEC 推進室 (平成 22 年度限り)

[平成 23 年 4 月 1 日からの実施]

- 現地機関（109 機関）のうち、7 種 56 機関を対象に組織を再編
 - ・ 対象機関…振興局、県税事務所、保健所、農林事務所、土木事務所、建築事務所、教育事務所
 - ・ 総合出先機関としての振興局廃止
 - ・ 福祉、環境、保健行政等を担う、県民生活系の事務所と、農林土木行政を担う基盤整備系の事務所の 2 種類に再編することを念頭に検討
- 旅券センターや子ども相談センター等その他の単独現地機関については、機関ごとに見直しを検討
- 県立高校事務の集約化を検討

3. 歳入確保対策 活用可能額計：約 250 億円

地域主権を進めるにあたって、自主財源の確保は非常に重要になっていることから、外部資金の導入や県税の徴収対策に全力で取組むとともに、臨時的な歳入対策も織り交ぜながら、引き続き歳入確保に努める。

① 各種基金等の活用 活用可能額：約 235 億円

県営住宅償却充当準備基金、土地開発基金等活用可能な特定目的基金を、廃止または一部取り崩すとともに、決算剰余金の全部または一部を財政調整基金に積み立てて、財源対策に活用する。

また、外郭団体の見直し内容を踏まえ、団体が保有する基金等を県に寄付するように要請する。

<活用する基金等の名称及び平成 22~24 年度の 3 年間の活用可能額>

基金等の名称	活用可能額
県営住宅償却充当準備基金	110 億円
土地開発基金	20 億円
財政調整基金	86 億円
外郭団体等が保有する基金等	19 億円

② 県有財産の売却促進 活用可能額：約 15 億円

現在利用中の施設・土地を含め、その必要性、利用状況等を踏まえたうえで、収入効果の高いものから順次売却。

- ・ ラピロス六本木、旧オリベ会館、旧県政資料館は売却済み
- ・ 今後、旧岐阜盲学校、岐阜総合庁舎などの売却を検討
- ・ 職員宿舎については、入居者の集約化を進め、売却を検討

<売却済の主な施設及び売却額>

施設名	売却額
ラピロス六本木	11.8 億円
旧オリベ会館	1.0 億円
旧県政資料館	0.9 億円

③ 県税収入の確保

● 個人県民税徴収対策

市町村との連携強化のため、県と県内全市町村を構成員として、平成 21 年 4 月に設立した「ぎふ税収確保対策協議会」を活用し、個人住民税の給与天引き（特別徴収）の徹底や、市町村から滞納案件とともに徴収職員を県に受け入れて実施する、個人住民税の直接徴収を強化。

● 自動車税徴収対策

インターネットを利用したクレジットカード納税等の普及促進、納税通知書の早期発送により納期内納付を徹底。また、滞納整理の早期着手、勤務先への給与照会及び差押え、車輪止め装置による移動の制限を行うタイヤロックの実施などの滞納処分を強化。

● 適正課税の推進

課税資料の早期・適切な収集、課税調査の計画的・効率的な実施により、課税客体の捕捉や適正・迅速な課税を徹底。特に軽油引取税については、不正軽油の流通及び脱税事案の発生を防止するため、課税調査や犯則調査を一層強化。

④ 外部資金等の導入

○ 県有施設へのネーミングライツの導入

○ 県有施設の駐車場の有料化

○ 県が作成する封筒、ホームページ画面、県有施設に企業等の広告を掲載し広告料収入を確保

○ 県有財産への自動販売機設置（約 700 台）について、福祉団体が設置するものやスポーツ団体連携に伴うものなどの一部を除き、競争入札制度を導入

<県有施設における自動販売機の公募>（平成 22 年 4 月設置分の概ね 3 年間分）

落札台数	落札金額
72 台	1 億円

⑤ 債権管理の強化

○ 債権回収の強化

債権回収を強化するとともに、債務者本人以外の関係者に対しても、催告、徴収を実施。

○ 滞納の未然防止

債務者等に対する制度の周知や債務者（連帯保証人）の状況調査などを適切に実施。

4. 岐阜県の実施体制の総括

市町村や関係団体等との意見交換を進めた結果、以下のような内訳で「歳出削減対策」「人件費の削減」「歳入確保対策」の3つの対策を実施することで、平成24年度までの3年間の財源不足額を解消することとしている。

【図表1-2】

区 分	削減効果額・活用可能額
歳出削減対策	373億円
県事業	202億円
政策経費	126億円
施設・情報システム等の管理経費	58億円
投資的事業	18億円
公の施設等	23億円
外郭団体	9億円
補助金	139億円
市町村補助金	97億円
各種団体補助金	42億円
人件費の削減	297億円
職員定数の削減	25億円
職員給与の抑制	272億円
歳入確保対策	250億円
特定目的基金の廃止等による活用	235億円
県有財産の売却促進	15億円
平成22～24年度までの財源対策総額	920億円

※削減効果額・活用可能額は、平成22～24年度の3年間の計で、一般財源ベース

以上のように、岐阜県では構造的な財源不足の解消に向け「歳出削減対策」「人件費の削減」「歳入確保対策」の3つの対策の実施を図っている。

このうち「歳入確保対策」では、県税収入の確保、債権管理の強化など、県税の徴収対策に全力で取り組むこととされており、その点で適正な徴収事務を通じて徴収率向上を目指すことは必要不可欠な取り組みである。

第5. 行財政改革アクションプランの平成22年度フォローアップ状況

平成23年2月には「行財政改革アクションプラン フォローアップ報告 ～平成22年度取組実績及び平成23年度取組予定～」が公表され、その中で「県税収入の確保」について現状報告がされており、それは以下のとおりである。

(1) 個人県民税徴収対策

県による直接徴収（市町村から滞納案件とともに徴収職員を県が受け入れて実施）について、体制の拡充を図り県内全域を網羅した取組みを実施しました。〔平成22年度・直接徴収実績：約5億円（12月末現在）〕

また、市町村との協働により、特別徴収（給与天引き）の徹底に努めました。

(2) 自動車税徴収対策

クレジットカードによるネット納税の普及促進、事業主等への啓発強化により、納期内納付の促進に努めました。〔平成22年度実績：76.6%（件数ベース、対前年度比2.3%増）〕

また、勤務先への給与調査や差押え、自動車のタイヤロックを集中的に実施するなど滞納処分の強化を図りました。

(3) 適正課税の推進

法人二税や個人事業税、不動産取得税などについて、課税客体の捕捉や適正・迅速な課税に努めました。軽油引取税については、昨年12月、警察と合同で地方税法違反（製造等承認義務違反）嫌疑事件に係る強制調査を実施しました。（平成17年以来5年振りの実施）

これらについては、アクションプランに事前数値目標等が設定されていないため、現状では、実施の評価をすることは難しい。

そこで、県民の理解という観点から、「行財政改革アクションプラン」を踏まえた上でアクションプランとは別に、結果を明確に評価できるような数値目標を提示できないか。

身近な例で、多治見市では、平成21年12月14日に議決された「多治見市債権管理条例」の規定に基づき、「多治見市債権管理計画」「多治見市徴収計画」を策定し、平成22年度に具体的な滞納繰越額等の数値目標を立て公表しており、滞納対策に取組んだ結果を毎年市民に公開するとしている。

重要なのは、何をするのかを事前に明らかにし、その結果を正しく明確に評価し、評価結果を次の施策に活かすような、プランを具現化した施策の遂行である。例えば数値目標を掲げ、経緯及び結果をホームページ等により適時に分析・公表し、県民の理解を促進することにより、ひとりひとりの意識を高めることも必要なのではないか。

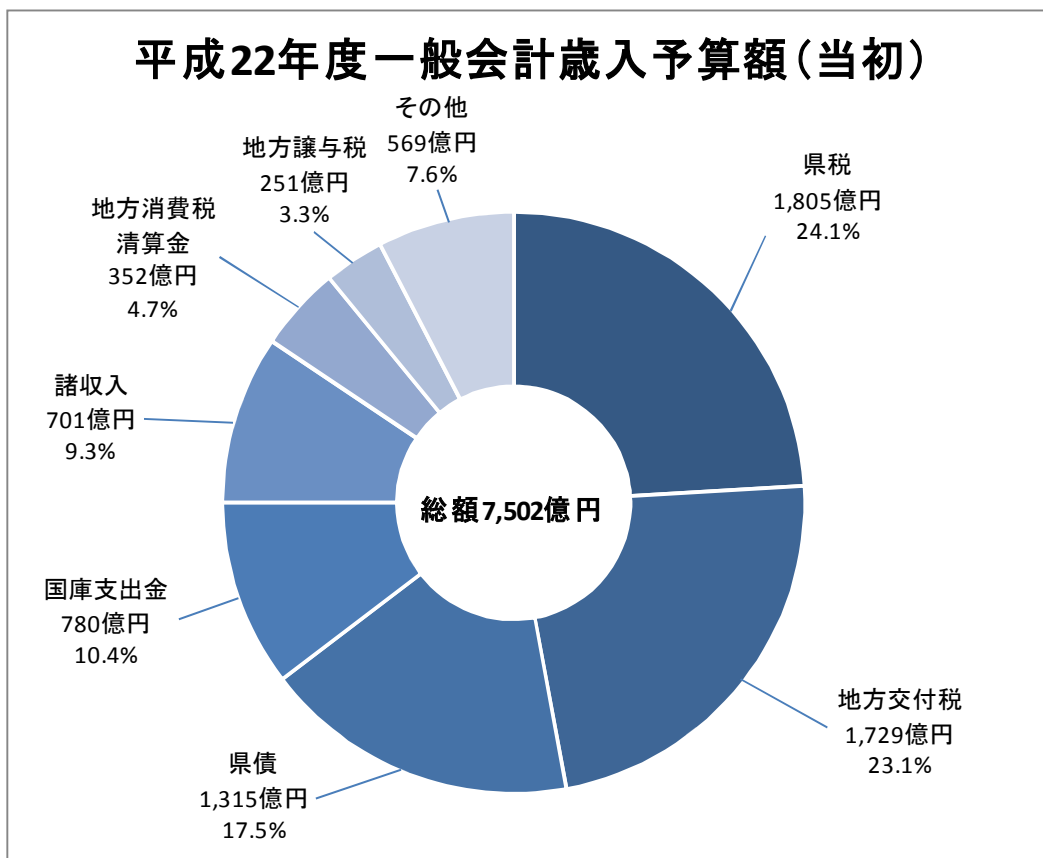
岐阜県の危機的な財政状況を乗り切るには、歳入の確保が必至であり、確保すべき歳入として、まずは支払うべき税金を支払わない滞納者に対して確固たる姿勢で滞納処分

を行い、正しく税金を支払っている納税者が不公平感を持たないようにし、県民の理解を得る必要がある。

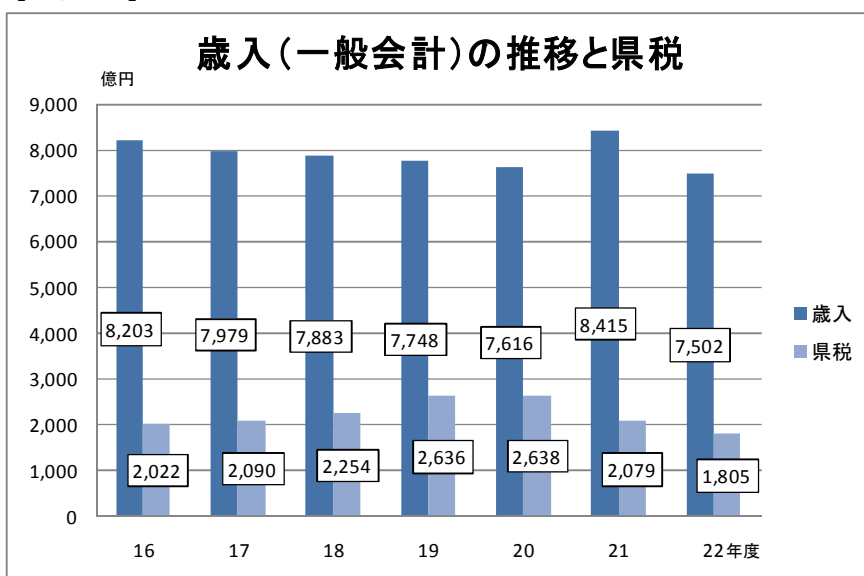
第6. 岐阜県の収入状況

平成22年度の県の一般会計歳入予算（当初）は7,502億円で、このうち県税は、1,805億円で、全体の24.1%を占めており、県の大切な財源となっている。

【図表1-3】



【図表1-4】

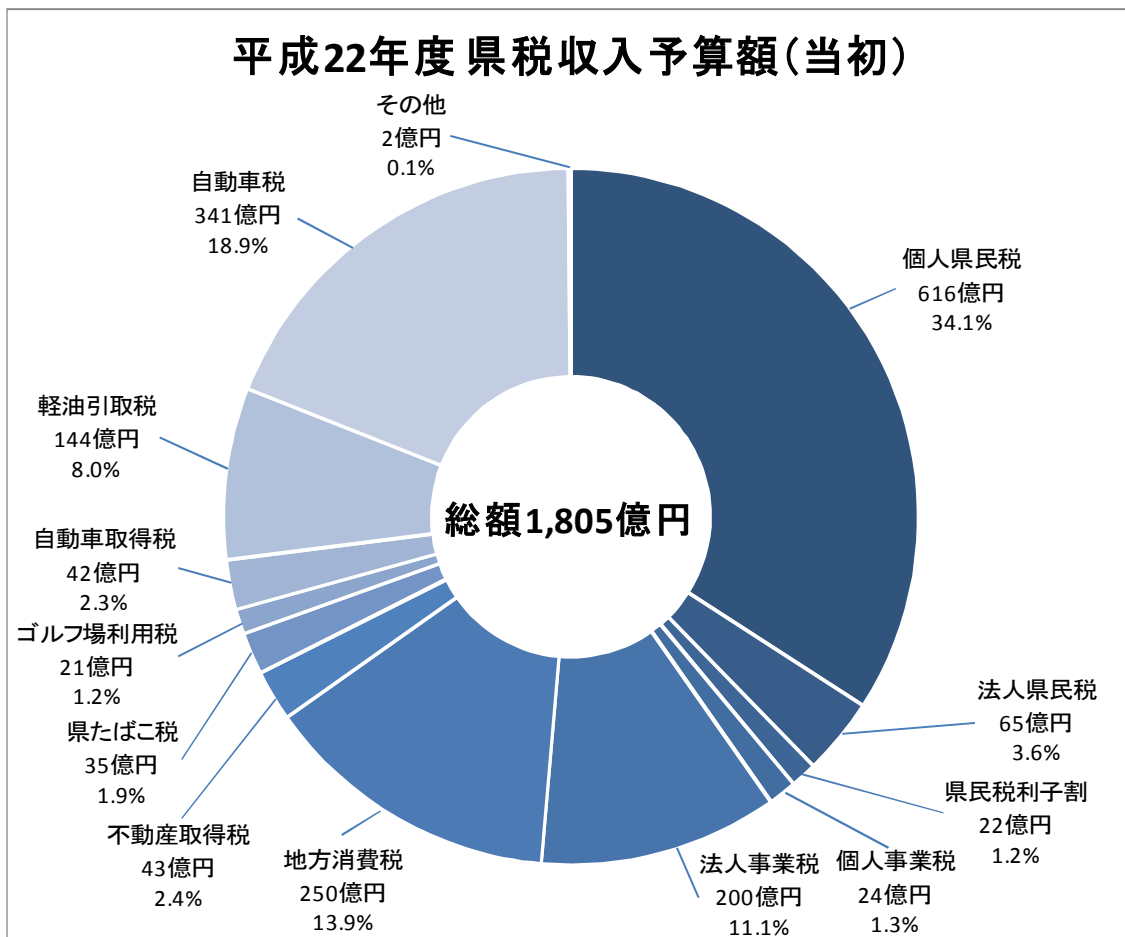


(注) 16年度から21年度までは決算額、22年度は当初予算額である。

第7. 県税収入

県税は、自主財源の中でも最も大きな割合を占めており、県の事業を進めていく上で重要な財源となっている。県税収入の内訳は次のとおりである。

【図表1-5】



第8. 県税の種類

県税には、次のような税目がある。県税は使いみちの違いによって、普通税と目的税に分けられる。

普通税とは、その使いみちが特定されず、一般的な税源に充てられるものをいい、目的税は特定の財源に充てられるものをいう。

また、直接税は税金を負担する人が直接県に納める税金であり、間接税は税金を負担する人と納める人が異なる税金である。

【図表 1-6】

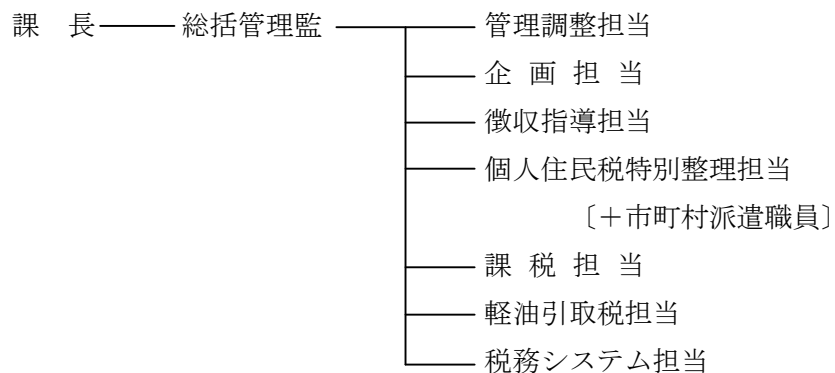
県税	普通税	直接税	県民税	個人の県民税 法人の県民税 県民税利子割 県民税配当割 県民税株式等譲渡所得割	
			事業税	個人の事業税 法人の事業税	
			不動産取得税 自動車取得税 自動車税 鉱区税 県固定資産税		
		間接税	地方消費税 県たばこ税 軽油引取税 ゴルフ場利用税	譲渡割 貨物割	
			直接税	狩猟税	
			間接税	乗鞍環境保全税	
		目的税			

第9. 組織

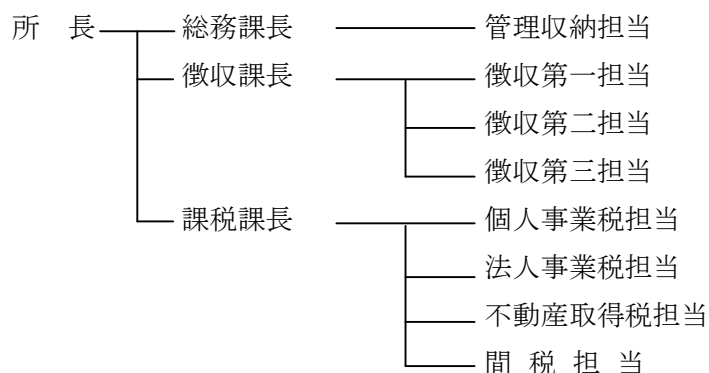
平成 22 年度の県税組織は次のとおりである。

【図表 1-7】

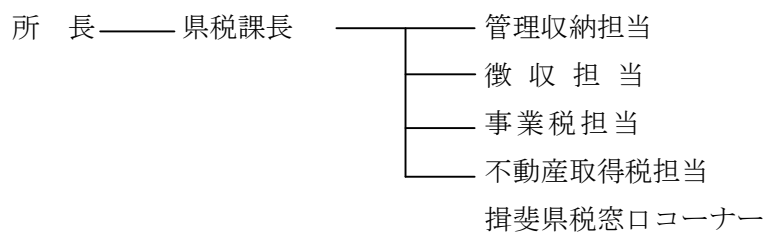
税務課



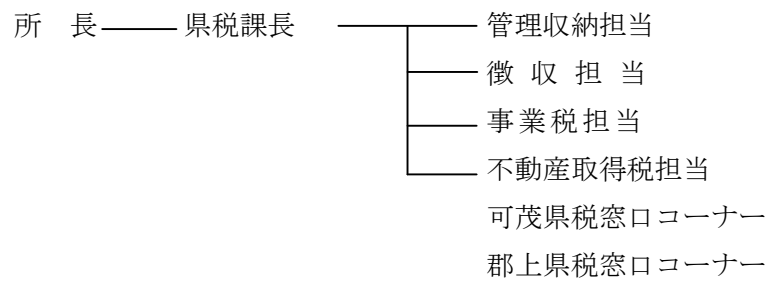
岐阜県税事務所



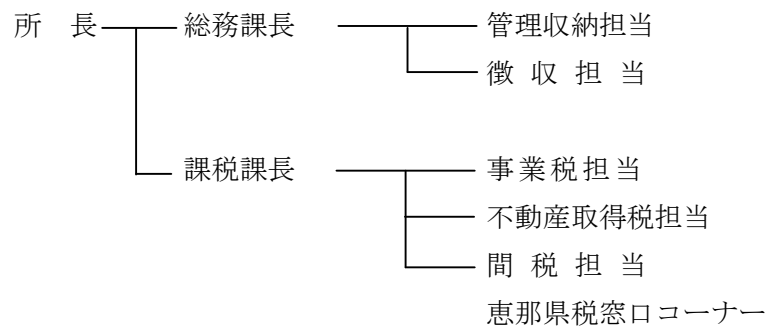
西濃県税事務所



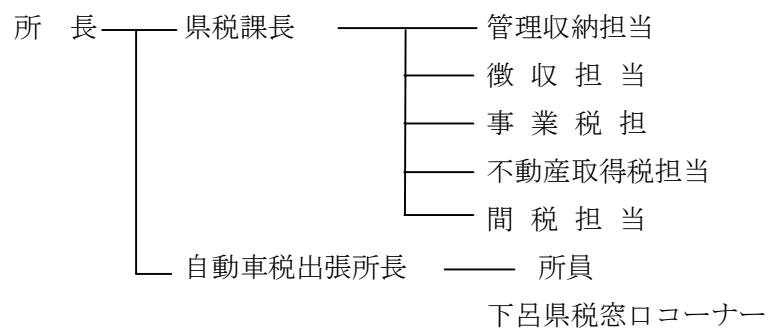
中濃県税事務所



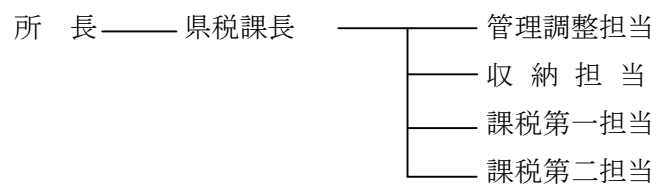
東濃県税事務所



飛騨県税事務所



自動車税事務所



第10. 調定額等の推移

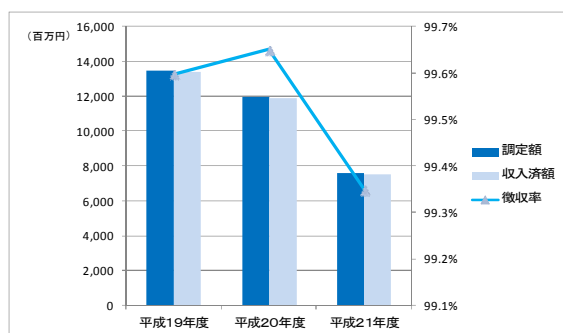
主な県税の平成19年度から21年度までの調定額等の推移は次のとおりである。

【図表 1-8】法人県民税の調定額等の推移

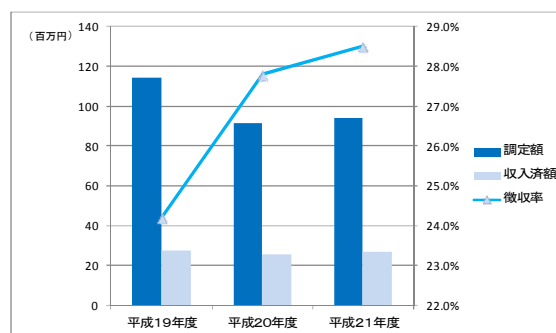
(単位:円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額	13,464,242,349	11,944,106,151	7,551,383,000
	収入済額	13,410,060,093	11,902,305,983	7,502,242,260
	徴収率	99.6%	99.7%	99.3%
	不納欠損処理額	567,561	281,719	403,807
	収入未済額	53,614,695	41,518,449	48,736,933
滞納繰越分	調定額	114,399,204	91,534,030	94,084,626
	収入済額	27,699,104	25,439,333	26,811,610
	徴収率	24.2%	27.8%	28.5%
	不納欠損処理額	47,669,565	7,302,120	7,058,271
	収入未済額	39,030,535	58,792,577	60,214,745
合計	調定額	13,578,641,553	12,035,640,181	7,645,467,626
	収入済額	13,437,759,197	11,927,745,316	7,529,053,870
	徴収率	99.0%	99.1%	98.5%
	不納欠損処理額	48,237,126	7,583,839	7,462,078
	収入未済額	92,645,230	100,311,026	108,951,678

(現年課税分)



(滞納繰越分)



現年課税分の調定額は、毎年度減少傾向にある。平成20年の(アメリカの)リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響等によるものと推測され、平成21年度の調定額は平成19年度の調定額ベースでマイナス43.9%と大幅に減少している。徴収率については毎年度99%台となっており、高い水準を維持している。

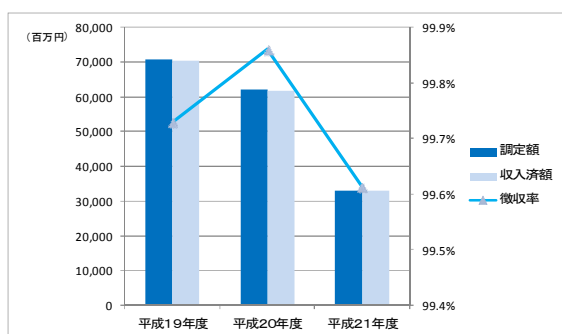
滞納繰越分について、平成19年度に多額の不納欠損処理が行われており、調定額は平成20年度以降1億円を下回っている。徴収率は、上昇傾向にある。

【図表 1-9】 法人事業税の調定額等の推移

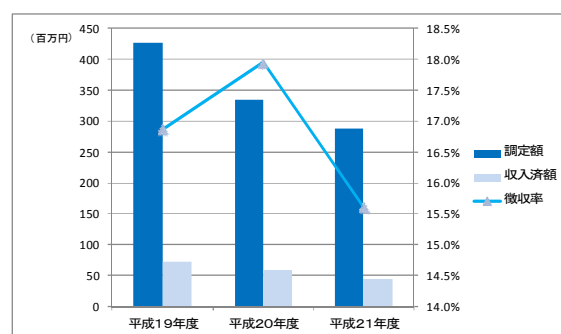
(単位:円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額	70,611,388,700	61,945,414,100	33,068,218,900
	収入済額	70,420,729,180	61,859,063,158	32,940,095,795
	徴収率	99.7%	99.9%	99.6%
	不納欠損処理額	1,422,700	360,900	459,200
	収入未済額	189,236,820	85,990,042	127,663,905
滞納繰越分	調定額	427,095,438	334,222,878	287,031,601
	収入済額	72,045,941	59,985,617	44,802,314
	徴収率	16.9%	17.9%	15.6%
	不納欠損処理額	199,733,431	56,691,007	9,809,800
	収入未済額	155,316,066	217,546,254	232,419,487
合計	調定額	71,038,484,138	62,279,636,978	33,355,250,501
	収入済額	70,492,775,121	61,919,048,775	32,984,898,109
	徴収率	99.2%	99.4%	98.9%
	不納欠損処理額	201,156,131	57,051,907	10,269,000
	収入未済額	344,552,886	303,536,296	360,083,392

(現年課税分)



(滞納繰越分)



現年課税分の調定額は、法人住民税同様、毎年度減少傾向にある。平成20年の（アメリカの）リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響等によるものと推測され、平成21年度の調定額は平成19年度の調定額ベースでマイナス53.1%と大幅に減少している。徴収率については毎年度99%台となっており、高い水準を維持している。

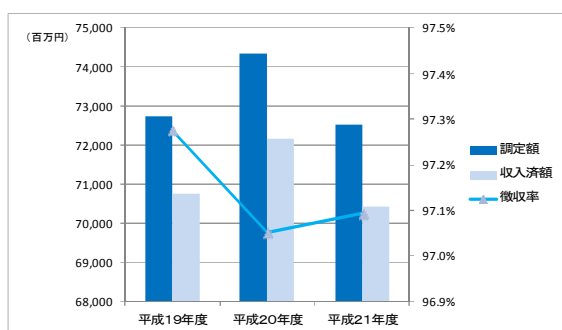
滞納繰越分について、平成19年度に多額の不納欠損処理が行われており、調定額は減少傾向にあるものの、収入済額も減少傾向にあり、徴収率が低下している。

【図表 1-10】個人県民税の調定額等の推移

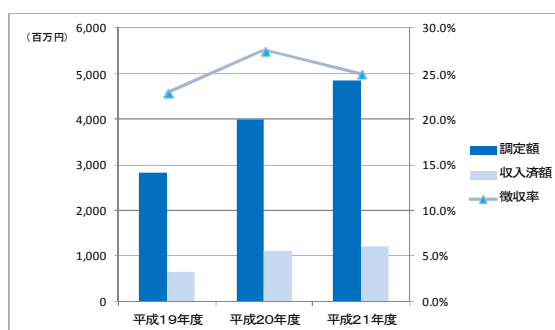
(単位:円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額	72,740,359,354	74,359,613,326	72,529,802,508
	収入済額	70,759,658,909	72,167,624,232	70,422,524,382
	徴収率	97.3%	97.1%	97.1%
	不納欠損処理額	5,696,790	33,755,497	31,986,780
	収入未済額	1,975,003,655	2,158,233,597	2,075,291,346
滞納繰越分	調定額	2,826,700,470	3,997,059,683	4,862,496,872
	収入済額	648,328,340	1,103,135,408	1,216,121,931
	徴収率	22.9%	27.6%	25.0%
	不納欠損処理額	234,107,267	199,870,277	278,301,503
	収入未済額	1,944,264,863	2,694,053,998	3,368,073,438
合計	調定額	75,567,059,824	78,356,673,009	77,392,299,380
	収入済額	71,407,987,249	73,270,759,640	71,638,646,313
	徴収率	94.5%	93.5%	92.6%
	不納欠損処理額	239,804,057	233,625,774	310,288,283
	収入未済額	3,919,268,518	4,852,287,595	5,443,364,784

(現年課税分)



(滞納繰越分)



現年課税分の調定額は、平成20年度で増加しているが、平成21年度においては平成19年度と同水準となっている。徴収率は平成19年度から平成21年度においては、97%前半で推移している。

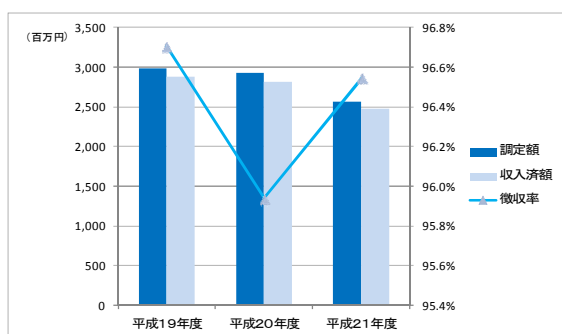
一方で滞納繰越分の調定額は、平成19年度から増加傾向にあるが、収入済額も増加傾向にある。徴収率は、平成19年度の22.9%から上昇し20%台後半へ改善しているものの、現年課税分の徴収率に比べ、依然低い状況にある。

【図表 1-11】 個人事業税の調定額等の推移

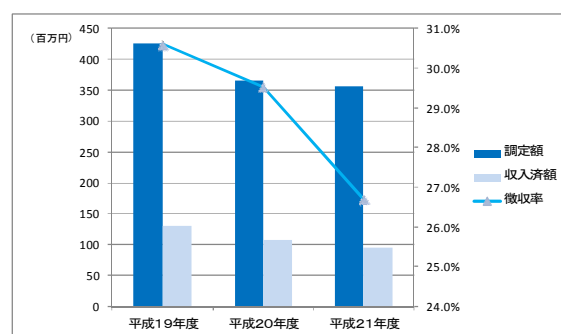
(単位:円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額	2,978,589,100	2,933,057,100	2,560,216,900
	収入済額	2,880,400,943	2,813,925,683	2,471,780,835
	徴収率	96.7%	95.9%	96.5%
	不納欠損処理額	0	2,600	0
	収入未済額	98,188,157	119,128,817	88,436,065
滞納繰越分	調定額	424,831,666	365,658,829	355,728,773
	収入済額	130,004,572	107,975,682	94,975,762
	徴収率	30.6%	29.5%	26.7%
	不納欠損処理額	26,641,922	18,917,891	16,171,420
	収入未済額	268,185,172	238,765,256	244,581,591
合計	調定額	3,403,420,766	3,298,715,929	2,915,945,673
	収入済額	3,010,405,515	2,921,901,365	2,566,756,597
	徴収率	88.5%	88.6%	88.0%
	不納欠損処理額	26,641,922	18,920,491	16,171,420
	収入未済額	366,373,329	357,894,073	333,017,656

(現年課税分)



(滞納繰越分)



現年課税分の調定額は毎年度減少傾向にある。これは、平成20年の（アメリカの）リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響による、個人の事業所得の減少によるものであると推測できる。徴収率については平成20年度において、95%台へ悪化しているが、平成21年度に96%台へと回復している。

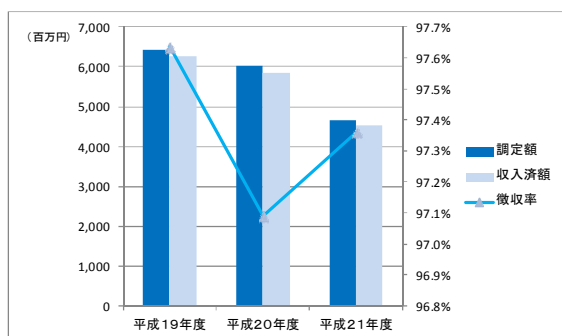
滞納繰越分の調定額は、毎年度減少傾向にある。しかし、徴収率は、平成19年度では30.6%であったが、平成21年度には26.7%へ3.9ポイント減少している。

【図表 1-12】 不動産取得税の調定額等の推移

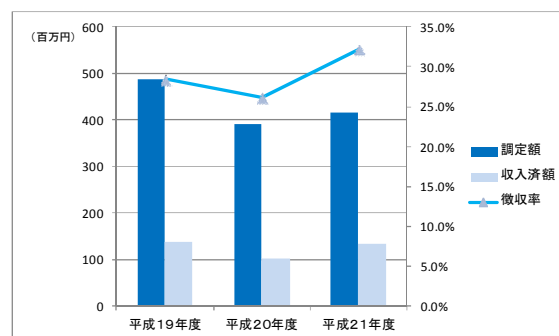
(単位:円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額	6,419,442,400	6,013,814,100	4,658,548,700
	収入済額	6,267,694,594	5,838,912,023	4,535,575,228
	徴収率	97.6%	97.1%	97.4%
	不納欠損処理額	3,186,600	657,700	109,100
	収入未済額	148,561,206	174,244,377	122,864,372
滞納繰越分	調定額	487,044,347	390,263,040	415,884,156
	収入済額	138,467,572	102,157,664	133,742,927
	徴収率	28.4%	26.2%	32.2%
	不納欠損処理額	65,361,419	23,402,997	68,078,912
	収入未済額	283,215,356	264,702,379	214,062,317
合計	調定額	6,906,486,747	6,404,077,140	5,074,432,856
	収入済額	6,406,162,166	5,941,069,687	4,669,318,155
	徴収率	92.8%	92.8%	92.0%
	不納欠損処理額	68,548,019	24,060,697	68,188,012
	収入未済額	431,776,562	438,946,756	336,926,689

(現年課税分)



(滞納繰越分)



現年課税分の調定額は、毎年度減少傾向にある。特に平成21年度において、大幅に減少している。不動産売買等の活動が縮小されたことが推測できる。徴収率については毎年度97%台を維持している。

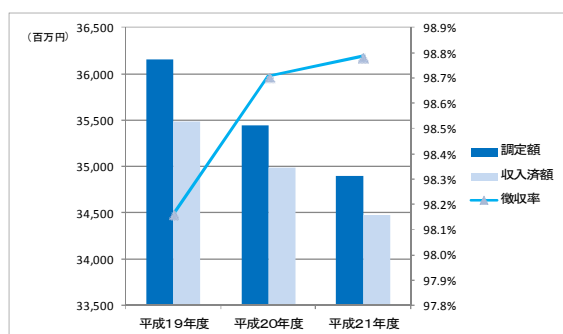
滞納繰越分の調定額、収入済額は、平成20年度に一時減少しているものの、平成21年度においてはいずれも増加している。また、徴収率も平成21年度において、30%台へと上昇している。

【図表 1-13】自動車税の調定額等の推移

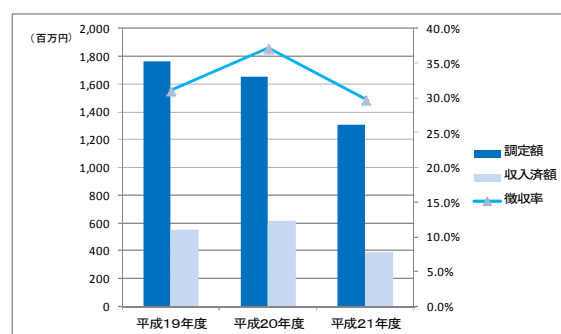
(単位:円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額	36,148,190,000	35,441,656,100	34,903,207,436
	収入済額	35,484,399,646	34,983,229,442	34,479,354,730
	徴収率	98.2%	98.7%	98.8%
	不納欠損処理額	426,800	228,600	631,500
	収入未済額	663,363,554	458,198,058	423,221,206
滞納繰越分	調定額	1,764,372,909	1,654,413,150	1,307,801,468
	収入済額	548,066,802	614,979,728	389,198,522
	徴収率	31.1%	37.2%	29.8%
	不納欠損処理額	183,665,466	157,850,729	123,040,359
	収入未済額	1,032,640,641	881,582,693	795,562,587
合計	調定額	37,912,562,909	37,096,069,250	36,211,008,904
	収入済額	36,032,466,448	35,598,209,170	34,868,553,252
	徴収率	95.0%	96.0%	96.3%
	不納欠損処理額	184,092,266	158,079,329	123,671,859
	収入未済額	1,696,004,195	1,339,780,751	1,218,783,793

(現年課税分)



(滞納繰越分)



現年課税分の調定額は、毎年度減少傾向にある。ガソリンの高騰や、平均年収の低下等を理由とした、課税対象となる自動車台数の減少によるものと推測される。徴収率は、毎年度上昇傾向にあり、納付手段の拡大や納期内納付の徹底の成果がうかがえる。

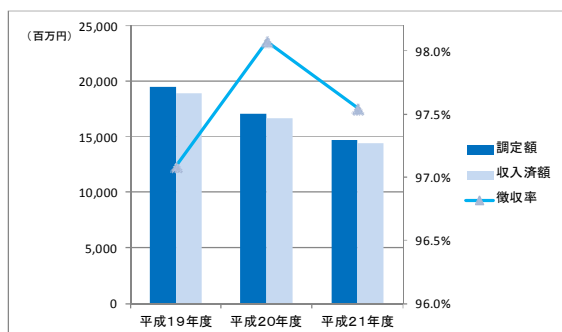
滞納繰越分の調定額も、毎年度減少傾向にある。収入済額及び徴収率について、平成20年度に増加したものの、平成21年度では徴収率は30%を下回っている。

【図表 1-14】 軽油引取税の調定額等の推移

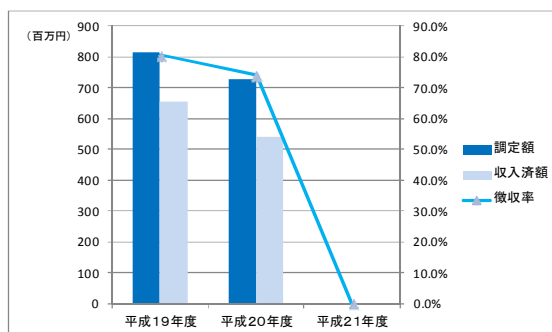
(単位:円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
現年課税分	調定額	19,533,257,943	17,036,700,459	14,735,159,041
	収入済額	18,964,215,075	16,709,398,980	14,374,403,856
	徴収率	97.1%	98.1%	97.6%
	不納欠損処理額	0	0	0
	収入未済額	569,042,868	327,301,479	360,755,185
滞納繰越分	調定額	814,570,210	726,098,389	0
	収入済額	655,596,758	537,856,324	0
	徴収率	80.5%	74.1%	—
	不納欠損処理額	1,917,931	0	0
	収入未済額	157,055,521	188,242,065	0
合計	調定額	20,347,828,153	17,762,798,848	14,735,159,041
	収入済額	19,619,811,833	17,247,255,304	14,374,403,856
	徴収率	96.4%	97.1%	97.6%
	不納欠損処理額	1,917,931	0	0
	収入未済額	726,098,389	515,543,544	360,755,185

(現年課税分)



(滞納繰越分)



第3部 監査の結果及び意見

第1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

1. 法人県民税の概要

(1) 法人県民税の趣旨等

法人県民税とは、負担分任思想、すなわち「地方団体の住民等は当然にその経費を分担しあうべきである」という考え方の下に、地方団体（都道府県・市区町村）がその住民その他の地方団体と何らかの密接な関係を持っている個人及び法人に対して広く課する住民税の一形態として、県が当該法人に対して課するものである。

(2) 法人県民税の構成

法人県民税は、所得の多寡にかかわらず均等額で課される「均等割」と、所得の多寡に応じた比例額で課される「法人税割」とからなる。

(3) 納税義務者

法人の区分		納税義務のある割	
		均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所（※1）を有する法人		○	○（※2）
県内に寮等を有する法人 （県内に事務所又は事業所を有するものを除く。）		○	×
県内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（※3）	収益事業あり	○	○（※4）

- ※1 収益事業を行わない場合には非課税とされる法人にあつては、収益事業を行う事務所又は事業所に限る。
- ※2 公益法人等については、収益事業を行う事務所又は事業所を有する場合に限る。
- ※3 収益事業を行わないものは非課税
- ※4 収益事業を行う事務所又は事業所を有する場合に限る。

(4) 均等割

法人の区分	税額（年額）
資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超える法人	80万円
資本金等の額が 10億円超 50億円以下である法人	54万円
資本金等の額が 1億円超 10億円以下である法人	13万円
資本金等の額が 1千万円超 1億円以下である法人	5万円
上記以外の法人	2万円

(5) 法人税割

法人の区分	税率
資本金の額又は出資金の額が 1億円以下であって、かつ、 課税標準となる法人税額が 年1千万円以下である法人	5.0%
上記以外の法人	5.8%

2. 法人事業税の概要

(1) 法人事業税の趣旨等

法人事業税とは、「事業は、地方団体が提供する各種行政サービスの原因を作り出し、かつ、これを受益していることから、住民税とは別にその受益に応じた負担をすべきである」という考え方の下に、都道府県がその区域内で事業を行う法人に対して課するものである。

(2) 法人事業税の構成

法人事業税は、法人が事業によって得る所得を課税ベースとする「所得割」、所得が担税力の尺度とならない特殊な事業を行う法人について、当該所得の代わりに収入金額を課税ベースとする「収入割」、法人が創出する付加価値を課税ベースとする「付加価値割」、法人が保有する資本金等の額を課税ベースとする「資本割」の4つからなる。

(3) 納税義務者

県内に事務所又は 事業所を有する法人の区分	納 税 義 務 の あ る 割			
	所得割	収入割	付加価値割	資本割
電気供給業、ガス供給業又は 保険業を行う法人	×	○	×	×
外形標準課税対象法人（※1）	○	×	○	○
上記以外の法人（※2）	○	×	×	×

※1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人

※2 資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人、
公共法人、公益法人等、特別法人、人格なき社団等

(4) 非課税（平成 22 年 10 月 1 日現在）

非課税区分	対象となる法人、事業又は課税標準
人的非課税	①租税又は公課により公共目的を遂行する法人 ※国、都道府県、市町村等
	②国または地方公共団体の出資を受け、 これらが行うべき事業を行う法人 ※公営企業金融公庫、地方住宅供給公社等
	③高度に公共的な業務を遂行する法人のうち 特に非課税とする必要性が認められるもの ※社会保険診療報酬支払基金
政策目的 による 非課税	①林業 →産業育成の観点から非課税とされているもの
	②社会保険診療に係る所得 →社会保険制度の普及及び充実を図ることを目的として非課税とされているもの
二重課税回避 のための 非課税	鉱物の掘採事業 →鉱産税との二重課税を回避するための措置
事業内容の 公益性等による 非課税	公益法人等又は人格なき社団等が行う 収益事業以外の事業から生じた所得または収入 金額
課税技術上の 問題による 非課税	公益法人等、人格なき社団等及び外国法人の清算所得 →算定が困難なため、非課税とされている

(5) 所得割

① 課税標準

原則として、法人税の計算例により算出された所得又は清算所得が課税標準となる。

② 税率

税率区分		税率		
		一般法人	外形標準 課税対象法人	特別法人
事業年度の末日において 3以上の都道府県に事務所又は事業所 を有する法人で資本金の額又は出資金の額が 1千万円以上のもの (軽減税率不適用法人)		5.3%	2.9%	3.6%
上記以 外の法 人 [軽減税 率適用 法人]	所得金額 年400万円以下	2.7%	1.5%	2.7%
	所得金額 年400万円超 年800万円以下の部分	4.0%	2.2%	3.6%
	所得金額 年800万円超	5.3%	2.9%	
	清算所得			

(6) 収入割

① 課税標準

業種区分	課税標準となる収入金額	
電気供給業 ガス供給業	収入金額の総額から補助金、 固定資産売却収入、保険金、 有価証券売却収入等を控除した額	
保険業	収入保険料に次に掲げる割合を乗じて得た額	
	個人保険 (貯蓄保険を除く。)	24%
	貯蓄保険	7%
	団体保険 (団体年金保険を除く。)	16%
	団体年金保険	5%
	船舶保険	25%
	運送保険、積荷保険	45%
	自動車損害賠償責任保険	10%
	地震保険	20%
その他の損害保険、 少額短期保険	40%	

② 税率

0.7%

(7) 付加価値割、資本割（外形標準課税対象法人のみ）

① 付加価値割

(ア) 課税標準

付加価値割の課税標準は、付加価値額（収益配分額±単年度損益）

※ 収益配分額=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料

(イ) 税率

0.48%

② 資本割

(ア) 課税標準

資本金等の額

(イ) 税率

0.2%

3. 岐阜県における状況

(1) 平成21年度における法人二税の徴収金額等

【図表 2-1】

現年分	(単位：千円、件)					
県税事務所	区 分	調定済額	調定件数	収入済額	不納欠損額	収入未済額
岐阜	県民税(a)	4,254,129	27,107	4,234,541	346	19,242
	事業税(b)	21,022,658	11,659	20,977,502	459	44,697
	法人二税(a+b)	25,276,787	38,766	25,212,043	805	63,939
	地方法人特別税	-	-	5,834,755	-	-
西濃	県民税(a)	1,054,078	9,118	1,048,124	-	5,954
	事業税(b)	3,982,485	3,625	3,974,130	-	8,355
	法人二税(a+b)	5,036,563	12,743	5,022,254	-	14,309
	地方法人特別税	-	-	1,280,478	-	-
中濃	県民税(a)	1,131,501	9,121	1,126,646	-	4,855
	事業税(b)	4,422,133	3,413	4,409,926	-	12,207
	法人二税(a+b)	5,553,634	12,534	5,536,572	-	17,062
	地方法人特別税	-	-	1,081,382	-	-
東濃	県民税(a)	751,957	9,550	735,125	20	16,812
	事業税(b)	2,497,112	3,636	2,436,120	-	60,992
	法人二税(a+b)	3,249,069	13,186	3,171,245	20	77,804
	地方法人特別税	-	-	663,016	-	-
飛騨	県民税(a)	359,718	5,188	357,806	37	1,875
	事業税(b)	1,143,831	1,702	1,142,417	-	1,414
	法人二税(a+b)	1,503,549	6,890	1,500,223	37	3,289
	地方法人特別税	-	-	323,379	-	-
県計	県民税(a)	7,551,383	60,084	7,502,242	403	48,738
	事業税(b)	33,068,219	24,035	32,940,095	459	127,665
	法人二税(a+b)	40,619,602	84,119	40,442,337	862	176,403
	地方法人特別税	-	-	9,183,010	-	-

※ 地方法人特別税について

地方法人特別税は、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の抜本的な改革が行われるまでの間に暫定措置として創設された国税であり、法人の事業税と合わせて申告納付することとされた。

なお、地方法人特別税の収入額は、用途を限定しない一般財源として、平成 21 年度から都道府県に「地方法人特別譲与税」として譲与される。

(2) 平成 21 年度における区別法人数及び事務所別職員数

【図表 2-2】

(単位：法人数、人)						
県税事務所	区分		全法人	連結申告法人	外形法人	職員数
岐阜	分割法人	本県本店	793	5	51	6
		他県本店	2,532	130	934	
	単独法人		17,371	14	37	
	計		20,696	149	1,022	
西濃	分割法人	本県本店	284	5	30	2
		他県本店	688	28	168	
	単独法人		6,067	15	14	
	計		7,039	48	212	
中濃	分割法人	本県本店	207	2	13	2
		他県本店	544	17	107	
	単独法人		6,542	5	22	
	計		7,293	24	142	
東濃	分割法人	本県本店	242	2	17	2
		他県本店	723	18	150	
	単独法人		6,746	5	14	
	計		7,711	25	181	
飛騨	分割法人	本県本店	92	-	6	2
		他県本店	204	5	50	
	単独法人		4,047	1	8	
	計		4,343	6	64	
県計	分割法人	本県本店	1,618	14	117	14
		他県本店	4,691	198	1,409	
	単独法人		40,773	40	95	
	計		47,082	252	1,621	

- ※ 分割法人…複数の都道府県に事務所又は事業所を設置して活動する法人
- ※ 本県本店法人…分割法人のうち、岐阜県内に本店を有する法人
- ※ 他県本店法人…分割法人のうち、岐阜県以外の都道府県に本店を有する法人
- ※ 単独法人…岐阜県内にのみ事業所等を有する法人

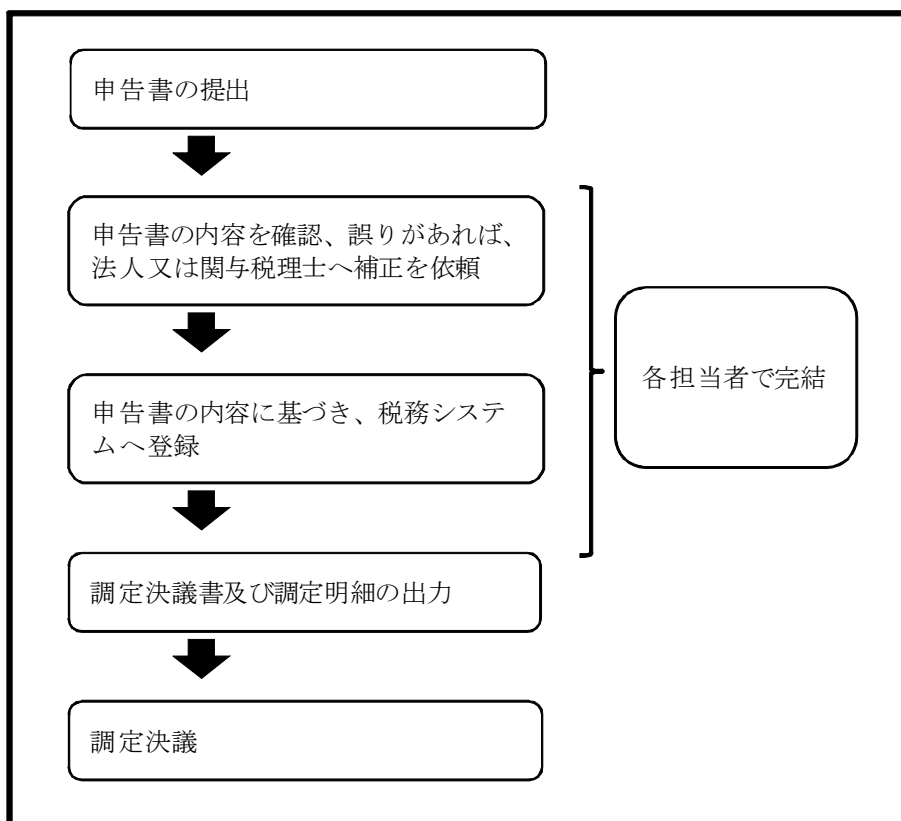
4. 外部監査の結果

(1) 税務システムへの登録内容の検証

① 概要

確定申告または予定申告の際の、納税義務者から申告書等の提出を受けた後、調定決議に至るまでの各県税事務所での業務のフローは以下のとおりである。

【図表 2-3】



税務システムへ申告内容の登録が正確に行われているか検証するため、申告書と税務システムから出力された調定決議書及び調定明細の照合を行うことは重要な統制であり、多くの県税事務所では全件について行われていた。しかし、一部の県税事務所では、調定件数が多く照合作業が実務上困難であるとの理由から、調定決議書と調定明細の調定件数の一致など最小限の検証を行うにとどめていた。

② 監査の結果（指摘）

税額の確定がなされる「調定」という行為にあたって、調定決議書及び調定明細に誤りがないことを担保することは、県税事務所の最も重要な職務であるため、その入力内容については、各県税事務所でも適切な検証を実施する必要がある。また、県税事務所によって、検証の取扱いが異なるようすべての県税事務所が統一した手続きを実施し、課税の公平性を保持する必要がある。

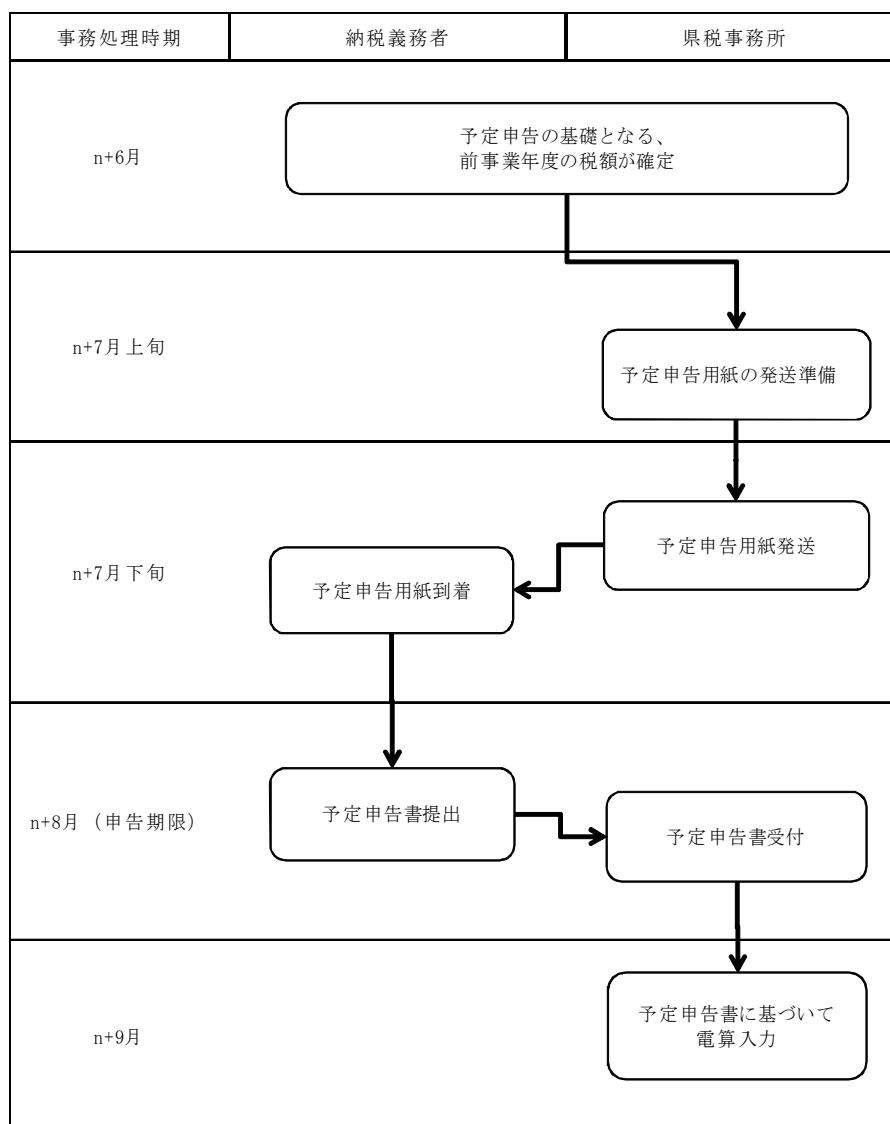
(2) 予定申告額の算定

① 概要

法人県民税及び法人事業税の予定申告額は、本庁の税務課で税務システムにより事業年度を開始した日から 6 月を経過した日の前日までに確定した税額を基礎として算出され、予定申告用紙に記載される。税務課で出力された予定申告用紙は各県税事務所から納税義務者へ発送される。

予定申告に関する県税事務所の事務フローは以下のとおりである。

【図表 2-4】



※ n=決算月

予定申告額は、事業年度を開始した日から 6 月を経過した日の前日までに確定した税額に基づいて算出される。県税事務所では、法的義務ではないが慣行として、事業年度を開始した日から 6 月を経過した日の前日までに確定した税額に基づく予定申告

に係る税額が記載された予定申告用紙を発送している。

ここで、納税義務者が、税務調査等により n 月末確定申告に対する修正申告書を、n+6 月末までに発送した場合、予定申告による納税額の基礎は変更していることとなる。しかし、当該修正申告書が予定申告用紙発送準備時期に到着した場合には、県税事務所ではその変更を、発送する予定申告用紙に反映する仕組みはない。

よって、この場合、県税事務所は修正前確定申告による税額に基づいた予定申告用紙を発送し、納税義務者は当該予定申告用紙に基づいて予定申告を行う可能性がある。

② 監査の結果（意見）

予定申告であることから、最終的には確定申告で調整され、年間の納付額に影響はないが、納税する納税義務者の資金繰りには少なからず影響があるため、納税義務者全体の課税の公平性を保つ必要がある。

具体的には、県税事務所は、発送予定である予定申告用紙の内容について修正申告後の税額等が反映されていない場合には、白紙又は税額等を修正した予定申告用紙を送付することが望ましい。

(3) 「休業」の判断について

① 概要

法人県民税及び法人事業税の納税義務の有無は、事業の必要から設けられた人的及び物的設備があり、継続して事業が行われる場所であるか否かで判断する。

しかし、上記内容について、法人ごとに実態を判断するには時間的な制約があり、各県税事務所は納税義務の有無について参考とするため、各県税事務所において任意に作成する「法人事業休（廃）業申立書」の提出を求めている。

この「法人事業休（廃）業申立書」には休業に至った経緯のほか、8つの項目により休業の実態の確認を行う形式になっている。8つの項目は以下のとおりである。

- 事務所の有無
- 従業員の有無
- 決算書の有無
- 会社の登記簿の状況
- 国税への申告
- 市町村への申告
- 法人としての事業再開の見込み
- 代表者の現在の状況

② 監査の結果（指摘）

「法人事業休（廃）業申立書」により休業とし課税をするか否かの判断は、担当で完結しており、県税事務所の判断として取り扱われていない。これは、「法人事業休（廃）業申立書」が法律や規則で作成が義務付けられたものではないため、県税事務所として決裁する対象となっていないことが理由と考えられる。

たとえ課税所得が発生していなくても、法人県民税や法人事業税には、所得割以外で課税される部分があるため、課税の公平性の観点から、休業の判断は、慎重に取り扱う必要がある。現在は判断が担当者に委ねられているため、担当者によって判断基準が異なる可能性があり、また休業の状況の確認は申立者へのヒアリングで行われ、実態調査を実施するものではないため、虚偽の申立がされる可能性もある。

よって、休業について岐阜県全体で統一した客観的な判断が可能となる仕組みを構築する必要がある。

(4) 税務システムの利用について

① 概要

税務システムには、法人別にその法人に関する情報を「補助記録欄」に登録できる機能があるが、県税事務所がこの機能を利用するか否かは任意となっている。よって、この機能を利用して、不申告法人の不申告の経緯や理由、先方との接触履歴をデータベースに残している県税事務所がある一方、この「補助記録欄」を使用せず、別のデータベース等を作成して各法人の情報を管理している県税事務所がある。

② 監査の結果（指摘）

税務システムに履歴を登録していない県税事務所は、別のデータベース等を作成して不申告等の法人の情報を管理しているが、その情報を閲覧しようとした場合には、限られた職員にしか閲覧できず、他の職員については閲覧ができない可能性がある。

よって、すべての県税事務所が税務システムの「補助記録欄」を活用して、不申告等の情報を一元的に管理し、業務の効率化を図る必要がある。

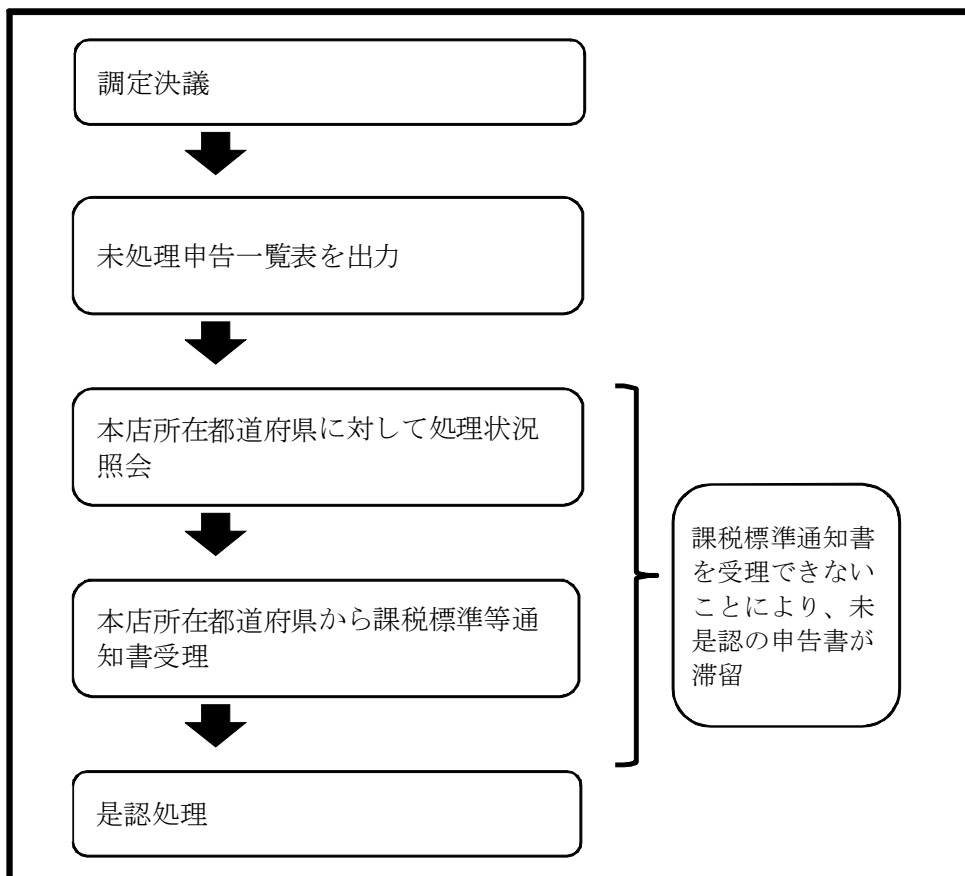
(5) 未処理となった申告書

① 概要

県税事務所では、法人県民税及び法人事業税について調定決議を行ったあと、是認できない申告書が発生する。これが発生する主な原因は、他県に本店があり、岐阜県内に事業所がある法人は、本店が所在する都道府県から課税標準等通知書を受領しなければ、課税標準が判明しないため、是認ができないことが原因である。

是認がされていない申告書については、別途管理されているものの、その中で最も古いものは平成 13 年 6 月 30 日決算法人の申告書であり、その他にも是認ができず保管されている申告書が散見された。

【図表 2-5】



② 監査の結果（指摘）

是認行為は、岐阜県税事務処理規程第 94 条により行わなければならないものとされている。申告書の内容が他県から入手した課税標準等通知書に照らして適正であるか確認し是認する行為は、申告に関わる業務を完結させるために必要な業務であり、これが行われていない場合は、早急に対応が必要である。

(6) 自主決定法人の調査方法

① 概要

自主決定法人は、原則全法人を対象として、税法で遡及可能な 5 年を超過しないよう計画し、ローテーションで申告内容の調査が行われている。調査の方法は、机上調査である。

② 監査の結果（意見）

自主決定法人調査については、通達及び事務指導要領により一定の基準が示されているが、机上調査の具体的な調査の方法は担当者に任されているため、調査が同一水準で行われない可能性がある。よって、調査の公平性・網羅性を確保するため、各県税事務所間で調査方法の情報を共有し、横の連携を強めることにより、調査方法の均一性を確保していく必要がある。

また、調査は計画に基づき 5 年のローテーションで実施されているが、過去の調査歴を時系列で一覧表を作成し、5 年のローテーションを明瞭に管理している県税事務所もあれば、年度ごとの調査歴のみ記録している県税事務所もあった。調査歴の記録の方法についても、統一した方法による必要がある。

(7) 鉱物採掘法人（自主決定法人）の対象の判断

① 概要

鉱物採掘法人の対象法人であるかどうかは、法人登録の際に登記簿謄本等で確認をしている。また、鉱物採掘法人は、鉱産税を市町村税として市町村に納めているので、鉱産税の納付の有無と鉱物採掘法人に該当しているかどうかはリンクしている。

② 監査の結果（指摘）

市町村税の鉱産税の納付状況と岐阜県で把握している鉱物採掘法人の照合は行っていない。しかし、鉱物採掘法人の対象法人の網羅性を確認するためにも、市町村から納付データを取り寄せて、検証作業を実施することが、課税の網羅性・公平性を保つ観点からも必要である。

(8) 鉱物採掘法人の課税標準

① 概要

「法人の県民税、事業税に関する取扱いについて（通達）（平成 4 年 3 月 27 日付け税第 927 号各県税事務所長あて総務部長通達）」によれば、課税標準となる所得金額の算定には、課税標準の算定期間中に申告納付した市町村税の鉱産税の課税標準である鉱物の価格が使用される。また、鉱産税の課税標準とされた価格と時価（実際の山元販売価格）との差が著しい場合は、これに依らないことも認められており、依らない場合は納税者に鉱産税の申告を法人の県民税及び事業税で使用した価格に基づくよう修正させる指導を行うことが求められている。

しかし、現在は市町村税の鉱産税のデータの確認はしておらず、また山元販売価格のデータの入手も行っていない。

② 監査の結果（指摘）

通達に沿った課税所得金額の算定が行われているかどうかを確認するためには、市町村税である鉦産税のデータを取り寄せる等、市町村との連携を図ることが必要である。

(9) 外形標準課税対象法人の法人事業税の課税調査

① 概要

平成 22 年度より岐阜県税事務所で岐阜県内に本店を有するすべての外形標準課税対象法人の課税標準の調査を実施している。なお、平成 21 年度までは、本庁の税務課が当該調査を実施していた。

この調査業務が移管された背景は、外形標準課税の導入当初は、調査の目的が適正申告の指導的な役割であったが、制度の定着に伴い指導的な面を発揮する場面が減り、業務量も減少してきたことに伴い、担当の人員数を削減すると同時に担当部署を岐阜県税事務所に移したものである。また、平成 21 年度までは原則実地調査を実施していたが、平成 22 年度からは原則机上調査に変更している。

また、調査には税法の専門的な知識が必要であるため、調査担当者を養成するまでに一定の時間を要する。そのため、平成 22 年度は専属担当者 1 名と兼務担当者 2 名で調査を担当し、専属の担当者が兼務担当者を養成しながら調査業務に当たっている。

② 監査の結果（意見）

外形標準課税はその課税標準の算出が複雑であり、故意ではなくとも申告において誤謬が発生する可能性は高いと考えられ、外形標準課税対象法人調査は、課税の適正・公平な執行を確保するために欠かせないものである。

したがって、調査業務に当たる人員の減少や担当部署の移管があっても、今後将来にわたり、調査の網羅的な実施や調査の品質は一定のレベルを保ち、効率的・効果的な調査を実行するため、担当者の調査能力が引き継がれていく必要がある。

第2. 個人県民税

1. 個人県民税の概要

(1) 個人県民税の趣旨等

個人県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民に負担してもらうものである。

(2) 納税義務者

納税義務者は、毎年1月1日現在を基準として、以下のように定められている。

県内に住所がある個人	均等割と所得割
県内に事務所、事業所及び家屋敷を持っている個人で、その所在する市町村内に住所のない個人	均等割のみ

(3) 納税額

納税額は、「均等割(法第38条、条例第24条)」と「所得割(法第32条、条例第19条)」との合計金額となっている。

① 均等割

県民税	1,000円
市町村民税	3,000円

② 所得割

所得割＝課税標準額(所得金額－所得控除額)×税率－税額控除

- 所得金額は、「収入金額－必要経費」で計算される。
- 所得控除額の種類は以下の種類が存在する(法第34条、条例第20条)。

項目	控除額
雑損控除	(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の1/10) 又は 災害関連支出の金額－5万円 のいずれか多い方の金額
医療費控除	(医療費－保険などによる補てん額)－(総所得金額等の5/100又は10万円のいずれか低い額) <最高200万円>
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	支払った金額等に応じて算定される額

地震保険料控除	支払った金額の 1/2 の額(最高 2 万 5 千円) 経過措置として、平成 18 年末までに締結した長期損害保険(保険期間が 10 年以上で満期返戻金の支払いがあるもの)に係る保険料については従前どおり、損害保険料控除を適用できる。
障害者控除	26 万円(特別障害者 30 万円)
寡婦(寡夫)控除	26 万円(扶養親族である子を有し、合計所得金額が 500 万円以下の寡婦 30 万円)
勤労学生控除	26 万円
配偶者控除	33 万円(老人 38 万円、同居特別障害者 56 万円、老人で同居特別障害者 61 万円)
配偶者特別控除	33 万円(配偶者の所得に応じて減額)
扶養控除	33 万円(老人 38 万円、特定扶養親族 45 万円、同居の特別障害 56 万円、同居の特別障害者で特定扶養親族 68 万円など)
基礎控除	33 万円

- 税率は県民税が 4%、市町村民税が 6%となっている(法第 35 条、条例第 21 条)。
- 税額控除は「調整控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除」がある(法第 37 条)。

(4) 申告

申告(法第 45 条の 2、45 条の 3)

- 申告は、個人の市町村民税と併せて行う。
- 申告は前年 1 年間の所得について 3 月 15 日までの間に住所地の市町村に申告する。
- 所得税の確定申告をした人又は給与所得のみの人、公的年金等に係る所得のみ的人是住民税の申告書の提出は必要ない。

(5) 賦課徴収 (法第 41 条、条例第 26 条)

① 賦課徴収

個人の道府県民税の賦課徴収は、市町村が個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

② 徴収の方法

普通徴収

- 納期は原則 6 月、8 月、10 月及び翌年の 1 月中において市町村の条例で定められる。

特別徴収

- 給与所得者は6月から翌年5月までの12ヶ月で徴収し、特別徴収対象年金所得者は年6回の年金給付の支払の際に徴収する。

(6) 徴収取扱費交付金

① 交付先

市町村に交付する。

② 交付時期

7月、10月、1月、4月の各月20日までに市町村から前3ヶ月間の徴収取扱費の報告があり、その報告があった日から30日以内に交付

③ 交付基準

以下の(ア)~(オ)の合計額である。

(ア) 納税義務者×3,000円(但し、平成19年度課税分及び20年度課税分については、3,000円を4,000円に、平成21年度課税分及び22年度課税分については3,300円とする。)

(イ) 県民税の過誤納に係る還付金額及び還付加算金額に相当する金額

(ウ) 県民税の納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額

(エ) 県民税所得割より控除することができなかった、配当割額又は株式等譲渡所得割額を市町村が還付充当した場合にその金額に相当する額

(オ) 平成18年度以前に賦課決定されたもので、市町村が県に払い込んだ県民税に係る徴収金額×7/100及び納税通知書の通知数×60円。ただし、県が法第48条の規定により特例による徴収の引継を受けたことにより徴収した徴収金については除く。

2. 岐阜県における状況

(1) 個人県民税（均等割及び所得割）の調定額等の推移

個人県民税(均等割及び所得割)の最近3年分の調定額は以下のとおりである。

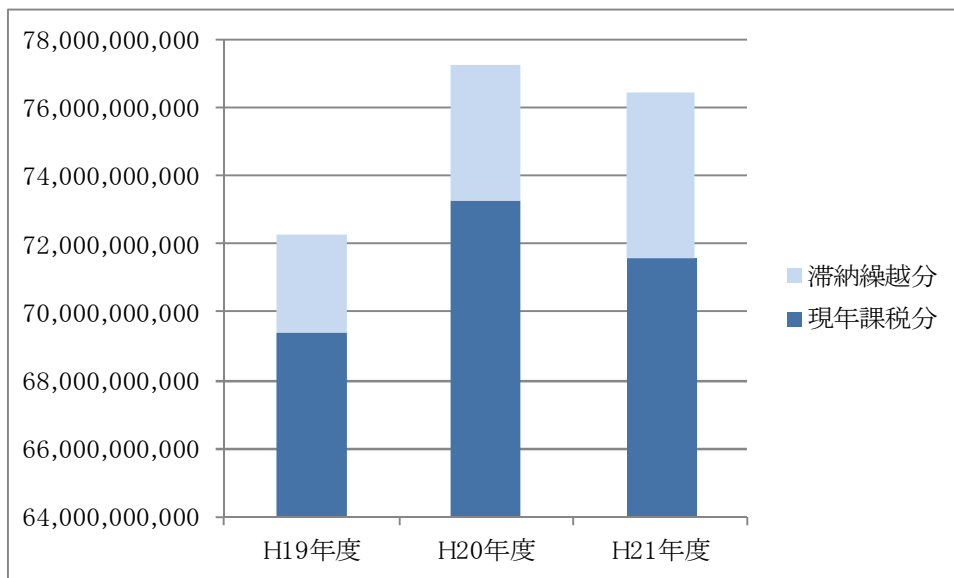
【図表 2-6】

(単位：円)

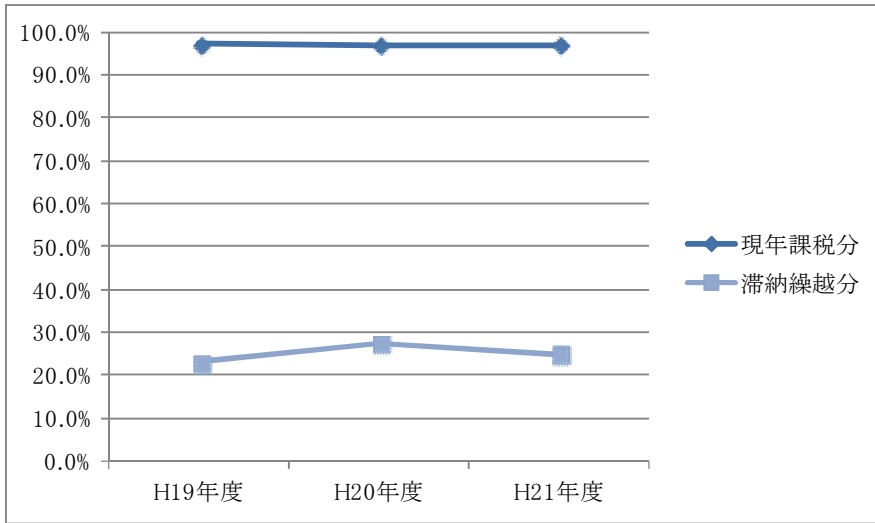
		H19年度	H20年度	H21年度
現年課税分	調定額	69,436,983,600	73,271,780,747	71,570,438,758
	収入額	67,456,283,155	71,079,791,653	69,463,160,632
	不納欠損額	5,696,790	33,755,497	31,986,780
	収入未済額	1,975,003,655	2,158,233,597	2,075,291,346
	徴収率	97.1	97.0%	97.1%
滞納繰越分	調定額	2,826,700,470	3,997,059,683	4,862,496,872
	収入額	648,328,340	1,103,135,408	1,216,121,931
	不納欠損額	234,107,267	199,870,277	278,301,503
	収入未済額	1,944,264,863	2,694,053,998	3,368,073,438
	徴収率	22.9	27.6%	25.0%
現年・滞納合計分	調定額	72,263,684,070	77,268,840,430	76,432,935,630
	収入額	68,104,611,495	72,182,927,061	70,679,282,563
	不納欠損額	239,804,057	233,625,774	310,288,283
	収入未済額	3,919,268,518	4,852,287,595	5,443,364,784
	徴収率	94.2	93.4%	92.5%

【図表 2-7】 調定額の推移(過去3年分)

(単位:円)



徴収率の推移(過去3年分)



平成 20 年度は調定額及び徴収率ともに前年度を上回ったが、平成 21 年度に再度減少傾向にある。

(2) 平成 21 年度の県税事務所別個人県民税(均等割及び所得割)の調定額等の状況

平成 21 年度の調定額等を各県税事務所別で比較した場合、以下のとおりとなる。

【図表 2-8】

(単位：円)

		岐阜県税事務所	西濃県税事務所	中濃県税事務所	東濃県税事務所	飛騨県税事務所
現年課税分	調定額	29,908,901,905	13,123,563,371	12,621,156,820	11,505,175,997	4,411,640,665
	収入額	28,995,177,878	12,738,621,130	12,161,830,952	11,261,655,775	4,305,874,897
	不納欠損額	3,622,035	1,253,429	25,298,125	1,743,976	69,215
	収入未済額	910,101,992	383,688,812	434,027,743	241,776,246	105,696,553
	徴収率	96.9%	97.1%	96.4%	97.9%	97.6%
滞納繰越分	調定額	2,271,669,899	773,139,950	871,463,076	731,476,209	214,747,738
	収入額	527,431,855	200,177,750	205,437,065	230,391,572	52,683,689
	不納欠損額	131,694,417	25,733,713	60,229,770	50,594,806	10,048,797
	収入未済額	1,612,543,627	547,228,487	605,796,241	450,489,831	152,015,252
	徴収率	23.2%	25.9%	23.6%	31.5%	24.5%
現年滞納合計分	調定額	32,180,571,804	13,896,703,321	13,492,619,896	12,236,652,206	4,626,388,403
	収入額	29,522,609,733	12,938,798,880	12,367,268,017	11,492,047,347	4,358,558,586
	不納欠損額	135,316,452	26,987,142	85,527,895	52,338,782	10,118,012
	収入未済額	2,522,645,619	930,917,299	1,039,823,984	692,266,077	257,711,805
	徴収率	91.7%	93.1%	91.7%	93.9%	94.2%
現年課税分・徴収率順位		4	3	5	1	2
滞納繰越分・徴収率順位		5	2	4	1	3

現年課税分・滞納繰越分ともに東濃県税事務所管内市町村の徴収率が最も良くなっている。最も調定額の大きい岐阜市を管轄している岐阜県税事務所が、現年調定額で 41.8%、滞納繰越調定額で 46.7%を占めているため、岐阜県税事務所管内市町村の徴収率を上げることが県全体の徴収率向上に寄与すると思われる。

(3) 個人県民税(均等割及び所得割)の徴収率と全国順位

【図表 2-9】

(単位：%)

年度分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
H19年度分	97.1	26	22.9	14	94.2	26
H20年度分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
	97.0	33	27.6	9	93.4	28
H21年度分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
	97.1	33	25.0	18	92.5	32

(参考：平成 21 年度東海三県比較)

(単位：%)

	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
岐阜県	97.1	33	25.0	18	92.5	32
愛知県	97.1	31	19.2	43	92.4	33
三重県	96.7	40	23.4	27	91.5	38

滞納繰越分の徴収率では、全国平均を上回っており、岐阜県独自方式の徴収成果が出ているものと思われる。ただし、滞納繰越分に比べて金額の割合が大きい現年課税分の徴収率が悪いことから、合計の全国順位も平成 21 年度では全国平均以下となっている。滞納繰越分の徴収率を上げることも必要であるが、現年課税分の徴収率を上げ、滞納繰越分を減らす努力が求められる。

そのための政策として、普通徴収で納付している給与所得者の徴収方法を、特別徴収へ切り替えることを、より一層推進することが求められる。

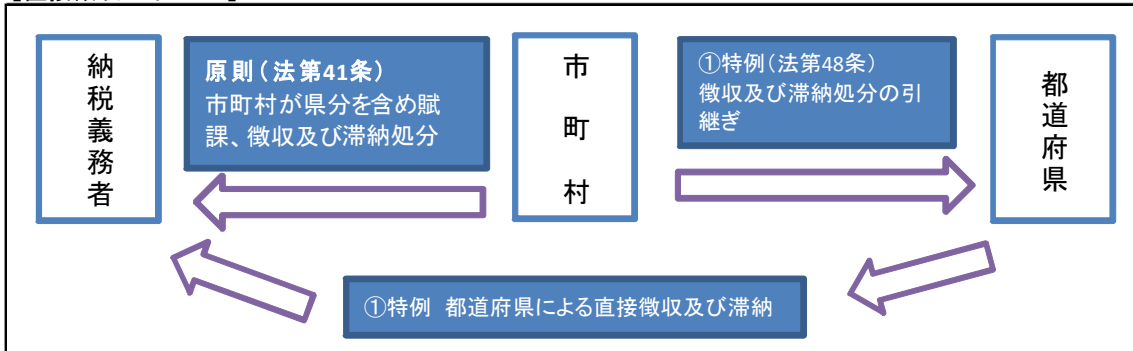
(4) 岐阜県独自方式による個人住民税徴収対策

① 個人県民税の賦課徴収

- ◆ 原則：個人の県民税の賦課徴収については、各市町村が個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている。(法第 41 条第 1 項)
- ◆ 特例：知事が市町村の同意を得て、個人の県民税及び市町村民税について、直接徴収及び滞納処分をすることができる。(法第 48 条)

【図表 2-10】

【直接徴収のイメージ】



◆ 直接徴収制度を活用した市町村との協働による岐阜県独自の徴収方式

直接徴収開始当初より、市町村からの滞納案件を引き継ぐだけでなく、その市町村の徴税職員も併せて実務研修生（現：派遣職員）として受け入れ、県の徴税職員の指導の下、自分の市町村の引受案件に対して徹底した滞納処分（差押、搜索、公売）を行う、独自の徴収方式を実施。

【岐阜県独自方式のメリット】

◆ 市町村の滞納圧縮に直結

市町村職員は、知識と経験が豊富な県の徴税職員の指導の下、自分の市町村の個人住民税の滞納処分を進めることができる。

◆ 市町村職員の徴税ノウハウ習得、市町村の徴税能力の向上

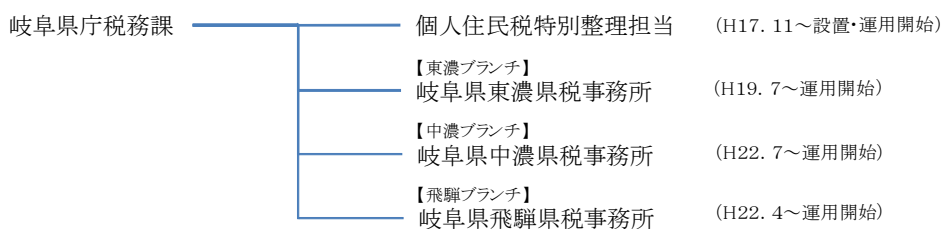
市町村職員は、差押、搜索などの様々な徴収方法を実地で学び、ノウハウと経験を身に付け、市町村復帰後は徴税部門の中心職員として、他の職員へ、県の滞納処分手法を伝達することで市町村全体の徴税能力を向上できる。

◆ 県と市町村、市町村間の連携強化

県職員と市町村職員が同じ職場で、ともに徴税に取り組むことで県と市町村、市町村間の連携が強化できる。

② 組織・体制

【図表 2-11】



③ 徴収状況等

◆ 引受け市町：28市町

- ・引受け市町：県庁（岐阜市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、北方町）
：東濃（多治見市、中津川市、恵那市、土岐市）
- ・引受け済市町：県庁（大垣市、山県市、養老町、輪之内町、安八町、富加町）
：東濃（瑞浪市）

（注）引受け市町…平成21年度引き受け市町

引受け済市町…平成20年度以前において引き受け実績がある市町

【図表 2-12】

(単位:千円、件)

	17～18年度	19年度	20年度	21年度	合計
引受滞納税額 (A)	340,507	425,831	496,722	1,107,394	2,370,454
(件数)	(1,149)	(2,121)	(2,293)	(3,202)	(8,765)
直接徴収額 (B)	224,537	269,012	291,389	487,034	1,271,972
徴収見込額 注1 (C)	74,308	110,946	103,627	326,321	615,202
合計 (D) = (B) + (C)	298,845	379,958	395,016	813,355	1,887,174
徴収見込み率 (D)/(A)	87.8%	89.2%	79.5%	73.4%	79.6%
移管予告効果額 注2 (E)	57,000	29,200	46,227	94,829	227,256
延滞金・督促手数料徴収額 注3 (F)	18,106	33,865	49,476	74,880	176,327
徴収等合計額 (D) + (E) + (F)	373,951	443,023	490,719	983,064	2,290,757

※1: 納税誓約等により、徴収が見込まれる額(年度末時点)

※2: 徴収権限を引継ぐという市町からの予告通知によって、県の引受前に納付された額

※3: 引受滞納税額(本税)に対する延滞金及び督促手数料の徴収額

◆ 差押財産の状況

【図表 2-13】

差押財産数(累計)

単位: 件

債権					不動産	動産	自動車	その他	合計
	預貯金	売掛金	給与等	その他					
6,812	6,010	45	194	563	135	564	198	91	7,800

※合計: H17.11.1～H22.3.31までの合計数値

◆ 搜索状況 延べ搜索回数 (99回) (H22.3.31 現在)

主な搜索場所：滞納者自宅、滞納者経営店舗（飲食店、風俗店等）、金融機関貸金庫等

主な差押(押収)品：現金、普通・軽自動車、絵画、装飾品（指輪、ネックレス、ハンドバッグなど）、家電製品（テレビ、DVDプレーヤーなど）、スポーツ用品、スロットマシン等

【図表 2-14】

	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
回数	7(5)	24(13)	33(13)	35(14)	99(45)

※()書：搜索実施市町村数

◆ 岐阜県独自方式の直接徴収参加市町の個人県民税徴収率の状況（県税決算時点）

【図表 2-15】

表中、網掛け部分は岐阜県方式を採用した年度における収入率である。(単位：%)

	市町村名	16年度			17年度			18年度			19年度			20年度		
		現年	繰越	計	現年	繰越	計	現年	繰越	計	現年	繰越	計	現年	繰越	計
県 庁	大垣市	97.9	20.2	90.9	98.1	17.4	91.2	97.9	20.3	91.9	97.1	23.4	94.0	96.8	24.6	92.9
	羽島市	97.9	12.7	90.7	97.8	16.4	90.6	97.2	30.5	92.7	97.1	24.2	94.4	96.6	27.8	93.3
	美濃加茂市	97.0	13.4	87.3	96.7	18.6	87.5	96.4	21.1	88.5	95.1	17.5	90.8	94.5	17.3	88.6
	可児市	97.8	14.7	91.6	97.6	17.6	90.9	97.8	19.2	91.6	97.1	22.6	94.0	96.7	27.9	93.3
	山県市	98.1	22.7	94.1	98.0	21.8	93.5	98.5	29.1	94.6	95.5	53.6	94.2	97.5	77.7	95.7
	瑞穂市	98.2	13.5	92.7	97.9	14.3	92.5	97.9	15.3	93.1	97.1	16.8	94.5	96.8	23.7	93.5
	本巣市	97.6	15.6	91.9	98.1	31.1	92.7	97.8	32.4	93.6	97.1	31.7	95.0	98.1	39.6	95.4
	海津市	97.6	13.5	89.3	97.4	13.7	89.1	97.4	21.4	90.6	96.8	30.3	94.1	96.9	39.2	93.9
	岐南町	96.7	12.5	85.5	97.2	18.6	87.6	97.0	33.8	90.9	96.7	38.6	94.1	96.7	51.3	94.4
	笠松町	98.2	13.0	92.4	97.8	24.0	92.2	98.1	24.0	93.7	97.8	35.9	95.8	97.9	41.6	95.8
	養老町	97.2	13.0	90.0	97.3	16.8	90.2	97.3	18.7	92.0	98.0	32.9	95.4	97.0	23.2	93.1
	垂井町	98.6	12.0	92.2	98.8	24.2	94.9	95.7	21.9	93.3	95.3	32.6	93.7	98.2	46.9	95.6
	神戸町	97.3	11.8	91.0	97.3	25.0	91.2	97.5	18.1	91.4	97.9	28.4	94.8	98.0	30.3	94.8
	輪之内町	96.2	9.0	81.2	96.2	9.7	86.6	97.9	63.1	94.1	97.8	63.5	96.7	97.6	48.7	96.0
	安八町	97.7	9.1	89.6	98.1	18.0	92.2	97.5	43.3	92.6	98.1	44.6	96.2	98.7	47.3	97.1
	揖斐川町	98.7	16.9	93.1	98.8	29.0	95.1	99.1	34.6	96.3	98.5	40.3	97.5	98.5	47.5	97.3
	大野町	97.6	19.1	89.8	97.2	17.1	89.8	97.9	28.6	92.6	98.2	50.9	96.8	97.2	41.7	95.3
	北方町	97.0	10.6	86.9	97.2	13.0	86.8	95.8	13.7	86.4	96.7	17.9	91.1	96.5	31.8	91.5
	富加町	99.0	15.6	92.6	98.8	14.9	92.4	98.3	21.7	93.0	98.4	41.8	96.7	98.3	51.3	97.0
東 濃	中津川市	96.6	12.1	90.3	98.0	14.6	91.1	97.9	13.7	91.4	97.6	15.3	93.8	97.5	18.9	93.1
	瑞浪市	98.6	17.8	95.1	98.5	19.4	95.0	98.6	24.2	95.5	97.8	31.1	96.2	97.8	37.1	95.8
	恵那市	98.3	15.0	92.2	98.5	20.7	92.6	97.9	18.4	92.5	97.7	23.8	94.7	97.8	37.3	94.7
	土岐市	97.0	11.4	85.6	96.9	11.4	85.5	96.5	14.7	86.3	96.5	20.2	91.2	96.6	31.5	91.7
	*計	-	-	-	98.1	25.0	92.5	97.5	25.0	91.7	97.2	31.0	94.9	97.2	31.9	93.9
	県計	97.8	17.1	91.2	97.8	17.9	91.4	97.8	21.4	92.4	97.1	22.7	94.2	97.0	27.6	93.4

注) 1. 数値は税務システムの帳票(個人県民税市町村別調定収入状況)による。
2. *計は、当該年度研修生を派遣した市町村平均数値。

◆ 岐阜県独自方式の直接徴収参加市町村の推移

【図表 2-16】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	延べ 参加年度
岐阜市					○	○	2
大垣市		○					1
高山市							0
多治見市					○	○	2
関市					○		1
中津川市				○	○	○	3
美濃市							0
瑞浪市			○	○		○	3
羽島市		○	○	○	○	○	5
恵那市				○	○	○	3
美濃加茂市		○			○	○	3
土岐市				○	○	○	3
各務原市					○	○	2
可児市			○	○	○	○	4
山県市			○			○	2
瑞穂市				○	○	○	3
飛騨市							0
本巣市	○	○	○	○	○	○	6
郡上市							0
下呂市						◆	1
海津市		○	○	○	○	○	5
市計	1	5	6	9	13	15	49
岐南町		○	○	○	○		4
笠松町			○	○	○		3
養老町	○	○	○				3
垂井町			○	○	○	○	4
関ヶ原町					○	○	2
神戸町			○	○	○		3
輪之内町		○	○				2
安八町		○					1
揖斐川町	○	○	○	○	○	○	6
大野町			○	○	○	○	4
池田町							0
北方町		○		○	○	○	4
坂祝町							0
富加町			○				1
川辺町							0
七宗町						○	1
八百津町							0
白川町							0
東白川町							0
御嵩町							0
白川村							0
町村計	2	6	9	7	8	6	38
市町村計	3	11	15	16	21	21	87

注) 下呂市については、相互併任制度を活用した直接徴収制度

岐阜県独自方式の直接徴収参加市町の個人県民税徴収率の状況を見ると、特に滞納繰越額の徴収率が大幅に上昇していることがわかる。例えば、平成17年度から、いち

早く当該制度を導入した本巢市においては、導入前の平成 16 年度ではわずか 15.6%であった滞納繰越額の徴収率が、制度導入後では 4 年連続して 30%を超えている。このように制度を導入した市町村において、滞納繰越額を中心に徴収率が改善していることがみてとれる。差押を中心とした滞納整理を積極的に行った結果が徴収率のアップに結び付いており、一定の成果が表れているといえる。

3. 外部監査の結果

(1) 岐阜県知事への報告

① 概要

岐阜県税事務処理規程の第75条では、以下のように定めている。

<岐阜県税事務処理規程第75条>

県税事務所長は、第七十二条第一項の規定による調査をしたときは、次の各号に掲げる報告をそれぞれ当該各号に定める日までに、別記第百七十三号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

- 一 賦課状況報告 八月十五日
- 二 賦課額異動状況報告 一月十六日
- 三 徴収金の清算に関する報告 五月十五日

2 県税事務所長は、前条の規定による調査をしたときは、清算状況の報告を七月十五日までに別記第百七十四号様式による報告書により知事に報告しなければならない。

上記規程にあるように、県税事務所長は市町村において賦課徴収した県民税における年度末の清算未決了金の有無を確認調査し、その結果を「個人の県民税清算状況報告書」により、知事に対し定められた期日までに報告しなければならない旨が規定されている。

② 監査の結果（指摘）

「個人の県民税清算状況報告書」の提出期日とその期限を過ぎて報告されていた事務所があった。調査の結果判明した未決了金については速やかに収入処理はなされていたが、報告期日までに報告が確実になされるよう徹底する必要がある。

(2) 滞納金額の不一致

① 概要

県民税の年度末滞納状況については、市町村から「滞納状況報告書」により 6 月末を期限として各県税事務所に報告され、会計上調定処理がなされる。岐阜県税事務処理規程第 73 条では、以下のように定めている。

<岐阜県税事務処理規程第 73 条>

県税事務所長は、規則第五十三条第三項又は第四項に規定する個人の県民税の滞納状況報告書又は不納欠損報告書の提出があった場合において、必要と認めるときはその状況を調査しなければならない

この規程により、「滞納状況報告書」が提出された場合において、県税事務所長は必要と認めるときはその状況を調査しなければならない。

② 監査の結果（意見）

報告された滞納額について、3 月末の状況として先に報告されている「徴収金の清算に関する報告書」による額と差異が大きく、その理由について調査が必要と考えられる市町村があった。市町村の協力を得て、十分な調査確認をすることが望ましい。

第3. 個人事業税

1. 個人事業税の概要

(1) 個人事業税の趣旨等

個人事業税は、事業を行うに際して道路や橋など各種の公共施設を利用するなど、様々な行政サービスを受けていることから、これらにかかる行政の経費の一部を負担してもらうものである。

(2) 納税義務者(法第 72 条の 2 第 3 項、条例第 38 条第 3 項)

県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている個人に課税される。

(3) 課税対象事業及び税率(法第 72 条の 2 第 8 項～10 項、法第 72 条の 49 の 13、条例第 44 条の 6)

- ① 個人事業税は個人の行う事業のうち、地方税法で定められている事業(法定業種)に対してのみ課税される。
- ② 課税事業は、第 1 種事業、第 2 種事業及び第 3 種事業に分けられている。

事業の区分	事業の種類	税率
第1種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・物品販売業 ・物品貸付業 ・電気供給業 ・運送業 ・倉庫業 ・印刷業 ・席貸業 ・飲食店業 ・仲立業 ・公衆浴場業 ・遊覧所業 ・広告業 ・冠婚葬祭業 ・保険業 ・不動産貸付業 ・土石採取業 ・運送取扱業 ・駐車場業 ・出版業 ・旅館業 ・周旋業 ・問屋業 ・演劇興行業 ・商品取引業 ・興信所業 ・金銭貸付業 ・製造業 ・電気通信事業 ・船舶ていけい場業 ・請負業 ・写真業 ・料理店業 ・代理業 ・両替業 ・遊技場業 ・不動産売買業 ・案内業 	所得の5/100
第2種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産業 ・水産業 ・薪炭製造業 	所得の4/100
第3種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・医業 ・獣医業 ・行政書士業 ・税理士業 ・社会保険労務士業 ・不動産鑑定業 ・理容業 ・公衆浴場業(銭湯) ・測量士業 ・印刷製版業 ・歯科医業 ・弁護士業 ・公証人業 ・公認会計士業 ・コンサルタント業 ・デザイン業 ・美容業 ・歯科衛生士業 ・土地家屋調査士業 ・薬剤師業 ・司法書士業 ・弁理士業 ・計理士業 ・設計監督者業 ・諸芸師業 ・クリーニング業 ・歯科技工士業 ・海事代理士業 	所得の5/100
	<ul style="list-style-type: none"> ・装蹄師業 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道 整復その他の医業に類する事業

不動産 貸付業	不動産の種類に応じて、原則として次の基準以上の貸付を行う事業		
	住宅用	一戸建て	10棟以上
		一戸建て以外	10室以上(～H12年度 15室以上)
		土地	10件以上又は貸付総面積2,000㎡以上
	住宅用以外	一戸建て	5棟以上
		一戸建て以外	10室以上
土地		10件以上	
上記各種を併せて行っている場合		合計10以上	
上記の認定基準未満であっても、延床面積の合計が850㎡以上で、かつ貸付建物に係る収入金額が年1,000万円を超えるものは不動産貸付業とみなす。			
駐車場業	次の規模以上の自動車のための場所を提供する事業 駐車(可能)台数が10台以上または駐車区分がされていないものは駐車場面積が300㎡以上。 ただし、立体式・地下式などの建築物である駐車場については、駐車台数を問わない。		

(4) 納税額(法第 72 条の 49 の 7~10、条例第 44 条の 3~5)

① 納税額の算定式

納税額は以下の算定式により算出される。

$$\text{前年中の事業の総収入額} - \text{事業の必要経費(専従者控除額を含む)} = \boxed{\text{所得金額}}$$

$$\boxed{\text{所得金額}} - \text{諸控除額} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(注) 所得金額は、原則として所得税における事業所得や不動産所得の計算と同じであるが、所得税の青色申告特別控除の制度は、適用できない。

② 諸控除額

上記算定式における諸控除額は、以下のものがある。

項目	控除の内容
事業主控除	年額290万円(事業の期間が1年に満たない場合は、月割りによって計算)
損失の繰越控除 (青色申告者)	事業によって生じた損失(赤字)は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できる
被災事業用資産の損失 の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できる
事業用資産の譲渡損失 控除及び譲渡損失の繰 越控除	事業に使用していた機械、車両などを譲渡したために生じた損失についても事業による所得の計算上控除することができる。 なお、青色申告者については、翌年から3年間にわたって繰り越して控除できる。
事業専従者控除	事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費となる。 青色申告者 … 青色事業専従者に支払われた適正な給与額 白色申告者 … 事業専従者1人について次のいずれか少ない額 (1) 配偶者である事業専従者 … 86万円 その他の事業の事業専従者 … 50万円 (2) 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)

(5) 賦課及び徴収

① 賦課の方法(法第 72 条の 50)

- 国税準拠個人…個人の前年中の所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得についてその個人が税務署に対して申告した課税標準を基準として事業税を課する。
- 自主決定個人…医業等を行う個人で、社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の適

用を受ける者、事業税を課されない事業とその他の事業(事業税を課される事業)とを併せて行う個人等については、調査によって所得を決定し事業税を課する。

② 申告(法第 72 条の 55・55 の 2、条例第 46 条、第 46 条の 2)

- 申告書は、3 月 15 日まで(年の中途において事業を廃止した場合は 1 月以内、死亡した場合は 4 月以内)に提出すべきであるが、所得税の確定申告書または県民税の申告書を提出した場合(年の中途において事業を廃止した者が所得税の確定申告書(死亡により事業を廃止した場合に提出するものを除く)または県民税の申告書を提出した場合を除く)には、個人事業税の申告がされたものとみなす。

③ 徴収の方法

- 徴収の手続き…徴収は普通徴収の方法によって行われ、この場合において納税者に交付する納税通知書は、その納期前 10 日までに納税者に交付しなければならない(法第 72 条の 49 の 14、72 条の 52、条例第 44 条の 7)。
- 納期…納期は 8 月及び 11 月中において県の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる(法第 72 条の 51、条例第 45 条)。

(6) 個人事業税の減免(法第 72 条の 62、条例第 47 条の 2)

個人事業税には生活保護を受けていること、その他特別の事情による税の減免規定がある。

次に掲げる者については、個人事業税を減免することができるとされている。

(ア) 天災その他の災害により自己又は自己と生計を一にする親族の所有する資産に損害を受けた者

(イ) 貧困により生活のための公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者

なお、(イ)については規則で以下のとおり定められている。

- 生活保護法第 11 条 1 項に規定する保護(生活扶助)を受けている者
- 個人の事業税を賦課すべき年度の初日の属する年の前年の 11 月 1 日から当該年度の 10 月 31 日までの間において支払った自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療費の金額の合計額が前年の合計所得金額の 100 分の 5 を超える者で、かつ前年の所得について納付すべき所得税額がないものについては、個人の事業税の納付が著しく困難であると認められる場合に限り、当該医療費の金額の合計額のうち当該合計所得金額の 100 分の 5 に相当する金額を超える額に個人の事業税の税率を乗じて得た額以下の額(個人の事業税を賦課すべき年度において申請の日以後納期限が到来する個人の事業税の額を限度とする)を減免することができる。
- 障害者、寡婦若しくは寡夫に該当する者又は年齢 65 歳以上の者で、かつ、個人の事業税を賦課すべき年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が 300 万円以下

であるものについては、5,000円以下の額の個人の事業税を減免することができる。
 ※ 上記減免は、納期限前7日までに申請書を県税事務所に提出しなければならない。

2. 岐阜県における状況

(1) 平成21年度の個人事業税（県税事務所別）の調定額等の状況

平成21年度の調定額等を県税事務所別で比較した場合、以下のとおりとなる。

【図表 2-17】

(単位:円、%)

区 分		岐阜県税事務所	西濃県税事務所	中濃県税事務所	東濃県税事務所	飛騨県税事務所
現年課税分	調定額	1,163,709,700	443,135,200	434,570,800	366,379,000	152,422,200
	収入額	1,127,344,760	428,330,196	417,471,708	350,616,553	148,017,618
	不納欠損額					
	収入未済額	36,364,940	14,805,004	17,099,092	15,762,447	4,404,582
	徴収率	96.9%	96.7%	96.1%	95.7%	97.1%
滞納繰越分	調定額	175,132,547	46,475,968	32,238,367	89,294,674	12,587,217
	収入額	46,498,861	14,950,975	9,315,509	19,903,730	4,306,687
	不納欠損額	6,107,640	2,665,837	2,413,925	4,286,319	697,699
	収入未済額	122,526,046	28,859,156	20,508,933	65,104,625	7,582,831
	徴収率	26.6%	32.2%	28.9%	22.3%	34.2%
現年滞納合計分	調定額	1,338,842,247	489,611,168	466,809,167	455,673,674	165,009,417
	収入額	1,173,843,621	443,281,171	426,787,217	370,520,283	152,324,305
	不納欠損額	6,107,640	2,665,837	2,413,925	4,286,319	697,699
	収入未済額	158,890,986	43,664,160	37,608,025	80,867,072	11,987,413
	徴収率	87.7%	90.5%	91.4%	81.3%	92.3%
現年課税分・徴収率順位		2	3	4	5	1
滞納繰越分・徴収率順位		4	2	3	5	1

個人事業税は東濃県税事務所の徴収率が最も悪くなっており、他の県税事務所との乖離が大きくなっている。他県税事務所の方法を参考にする等、徴収方法の見直しが望まれる。

(2) 個人事業税の徴収率全国比較

【図表 2-18】

(単位:%)

年度分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
H19年度分	96.7	42	30.6	11	88.5	41
H20年度分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
	95.9	46	29.5	5	88.6	43
H21年度分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
	96.5	46	26.7	12	88.0	44

【参考：平成 21 年度東海三県比較】

(単位：%)

	現年課税分		滞納繰越分		計	
	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位	徴収率	全国順位
岐 阜 県	96.5	46	26.7	12	88.0	44
愛 知 県	97.2	39	22.7	27	89.9	35
三 重 県	97.8	25	34.9	2	94.0	10

滞納繰越分については、滞納繰越分の全国順位は、比較的上位に位置している。

しかし、金額比率の大きい現年課税分の順位が全国順位でも下位であるため、合計順位も全国で下位となっている。

3. 外部監査の結果

(1) 転写・複写業務の効率化

① 概要

各県税事務所では、所得税の申告を基に課税判断を行っているため、税務署に出向き申告書の転写及び複写を行っている。

県税事務所での判断作業に必要な申告書のみを転写及び複写する等の効率化を図ってはいるものの、申告書の転写及び複写業務に多くの日数及び人員数が割かれている。

以下は平成 21 年度の転写及び複写作業に費やした日数及び人員数である。

【図表 2-19】

県税事務所	税務署	実施状況				延べ日数 計(日)	複写枚数(概数) (枚)
		職員 (専門職含む) a(人)	日数 b(日)	日日雇用職員 (嘱託員含む) c(人)	日数 d(日)		
岐阜	岐阜北	3	4	5	15	159	31,000
		2	3	4	6		
	1	20	3	1			
	1	9	1	9			
岐阜南	2	10	5	12	150	25,000	
	1	22	4	9			
西濃	大垣	1	8	1	4	107	20,840
		2	20	2	8		
	3	3	3	10			
	1	9	1	9			
中濃	関	2	8	1	20	71	10,000
		1	35				
	多治見	2	5	1	20	52	6,000
		1	22				
東濃	多治見	2	42	1	6	106	12,000
		1	19				
	中津川	2	24			48	7,000
飛騨	高山	6	5.5			33	11,000
計						726	122,840

② 監査の結果（意見）

転写・複写の作業が必要となるのは、申告が、多くの場合紙ベースで行われていることに起因する。現在、所得税の申告において電子申告を推進しているが、この電子申告が普及することで、作業が効率化されることが想定される。

よって、所得税を含めた電子申告の PR 活動に積極的に参加し、県内の電子申告率を上げることにより、将来にわたる作業の効率化に結び付けることが望まれる。

また、複写・転写の作業を行うにあたり、事前に分析を実施した後に、必要分のみ複写業務を行うことで、対象人数に比して延べ日数及び複写枚数が少ない県税事務所もある。こうした事前準備を行い、効率的に作業を行うことも有益な方法であると思われる。

(2) 業務の標準化・最低限の品質の確保

① 課税判断の複数チェック体制の整備

(ア) 概要

個人事業税の課税判定作業を、異なる担当者が一次チェック及び二次チェックを行っている県税事務所と、担当者1名で一次チェックのみを行っている県税事務所があった。

また、課税の判定は主として過年度の課税歴を参考にするため、事業内容に変更が生じなければ、一度課税対象事業と判断された場合は、継続して課税対象事業と判断されることが多い。

さらに、課税失格となり、課税対象外となった事案について、全て決裁を取っている県税事務所と取られていない県税事務所があった。

(イ) 監査の結果

I. 二次チェックの実施（指摘）

二次チェックが行われていない県税事務所は、物理的に件数が多く、二次チェックが困難であるという理由であった。

しかし、担当者1名の判断では、恣意性の介入や判定ミスが発生可能性が存在する。よって、一次チェック者の判断結果を異なる者が二次チェックすることで、判断の正確性・公平性・信憑性を高めることが望まれる。特に初年度の判定は、その判定結果が継続する可能性が高いので、慎重に行うことが要求される。

II. 課税失格となった場合の取り扱い（指摘）

課税失格となった場合の各県税事務所の取扱いについては統一されていないが、一担当者のみで課税判断が決定されてしまうことのないよう、各県税事務所で統一した取扱いを実施することが望ましい。

② 課税判断結果の均質化

(ア) 概要

個人事業税の課税判断は、県税事務所ごとに課税対象事業（限定列举）に該当するか否かによって行われる。近年は業種業態の多様化に伴い、どの課税対象事業に該当するかの判断が困難な業種もある。判断に迷う場合は、他の県税事務所へ同様の事例がないか問い合わせるなどの対応をしている。

特に第1種事業の中の請負業については、これに該当するか否かの判断方法が、各県税事務所でも異なっていた。

請負業に該当するか否かの判断には事業性があるのか、それとも単に自己の労務の提供に対する対価なのかを検討する必要がある。この検討に際し、申告書を用い、収入に対する経費の割合や経費の内容(仕入や外注が行われているか、減価償却費が

発生しているか等)、収入の各月の状況等をチェックしている県税事務所もあれば、こうした具体的な判断基準を個別に定めていない県税事務所もあった。

(イ) 監査の結果

I. 実例集の更新（意見）

上記請負業の課税判断のように、判断が困難な場合、現在は実例集を作成し参照しているが、更新は毎年行われているわけではない。情報を適宜に集約させるため、更新頻度を高めることが望まれる。

II. 税務課への個別案件問い合わせに替わる体制の構築（指摘）

また、各県税事務所が実例集を参照できる体制を構築することにより、各県税事務所が同一の事案について同様の判断を行うことができ、課税判断の効率化、精緻化及び公平性の確保が可能となる。各県税事務所で行われた判断は貴重な情報であるため、これを蓄積し、画一的な基準の運用により各県税事務所間での公平性が損なわれることのないよう、それぞれの事案について慎重に検討し判断することが望ましい。

③ 課税判断の人員数

(ア) 概要

岐阜県の経費削減方針のもと、人件費が抑制されていることから、労力を要する課税判断にかかわる人員数が、作業量及び締め切りまでの時間数に比べて少ない傾向にある。

人員不足により、課税判定の二次チェックがなされていない事務所もあった。

(イ) 監査の結果（意見）

課税に際して発生する費用と、それによって得られる税収の兼ね合いもあるが、費用を削減することで課税判断の正確性に影響が生じることは、回避しなければならない。よって、判断作業が集中する時期のみ、臨時の職員を採用する等の施策を行い、課税判断の正確性、公平性を確保する体制を構築することが望まれる。

(3) 修正時の統制

① 概要

課税判断や金額の数値を税務システムで修正した場合、修正履歴及び修正一覧をシステム上出力することが出来ない。よって、仮にある担当者が内容を修正した場合、上司がその内容を認知していなければ、担当者の独自判断により修正されてしまう可能性がある。

② 監査の結果（指摘）

税務システム上、修正が各自の判断で行われる可能性がある状況では、職員が不正処理を行った場合、課税の公平性が失われる可能性もある。修正履歴及び修正一覧表の出力については費用対効果の面から困難であるが、職員の担当地区の見直しを定期的実施するなどし、不適正事案の発生防止に努めることが望ましい。

第4. 不動産取得税

1. 不動産取得税の概要

(1) 不動産取得税の定義

不動産取得税は、不動産を取得したときに取得した者に対して一度だけ課税される税金である。

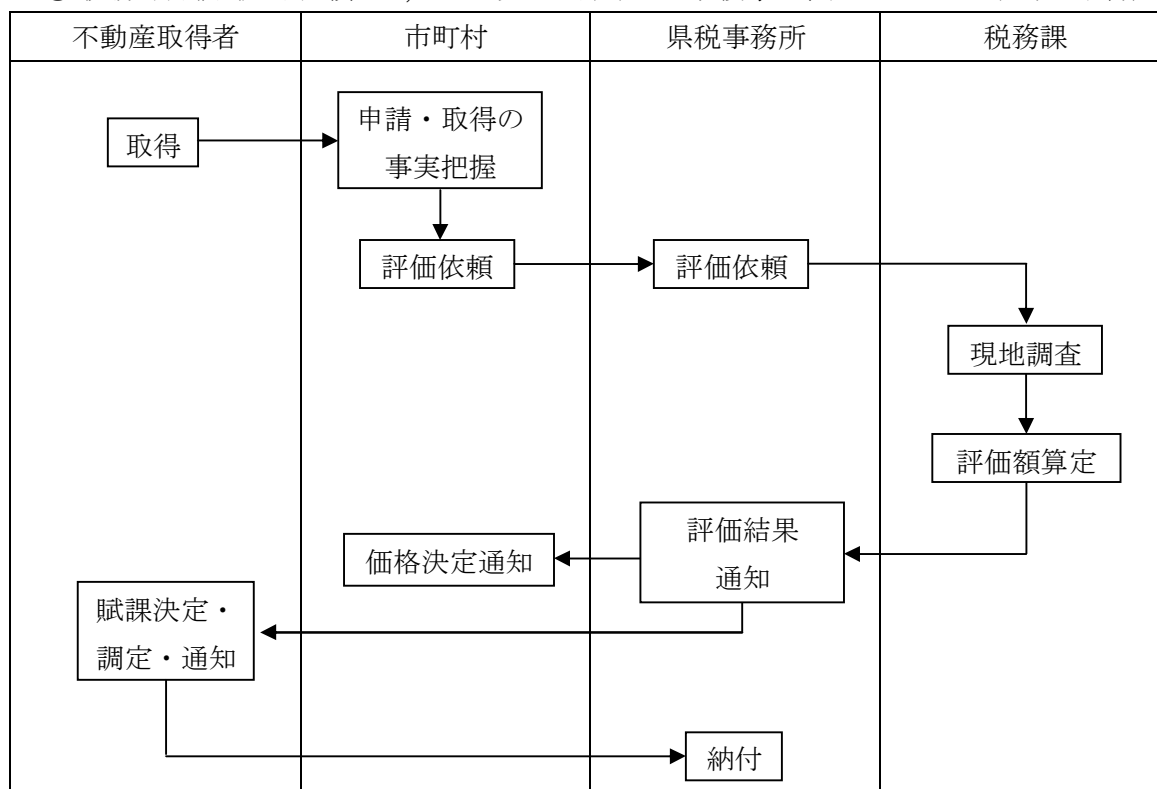
不動産とは、土地や家屋のことであり（法第73条1項）、不動産の取得とは、有償であると無償であることを問わず、またその原因が売買、交換、贈与、寄附、法人に対する現物出資、建築等原始取得、承継取得の別を問わない（取扱通知第5章第1三(1)）。

(2) 原始取得

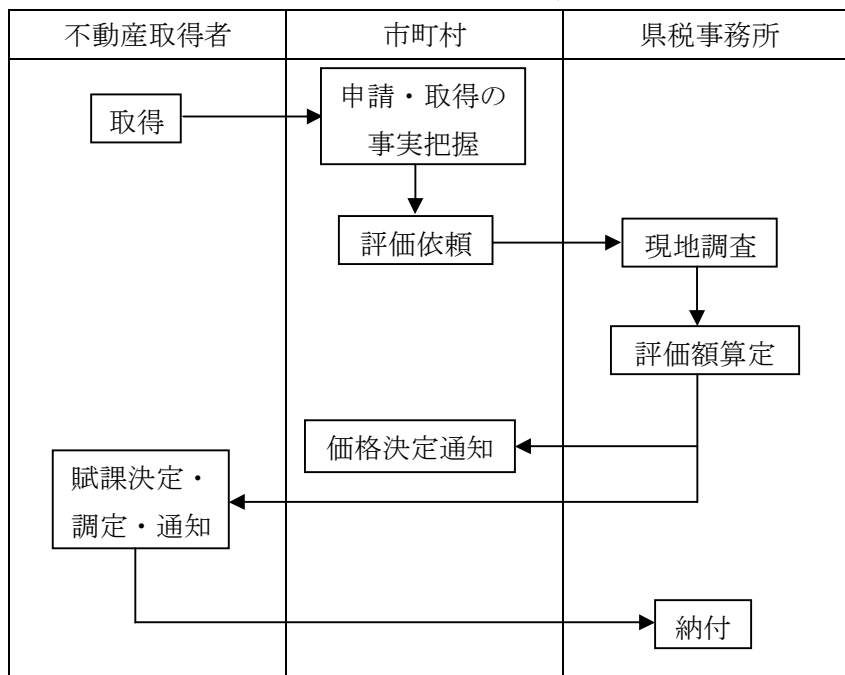
家屋の新築等による取得

（延床面積が500㎡以上の非木造家屋のうち、市町村から評価依頼のあったもの）

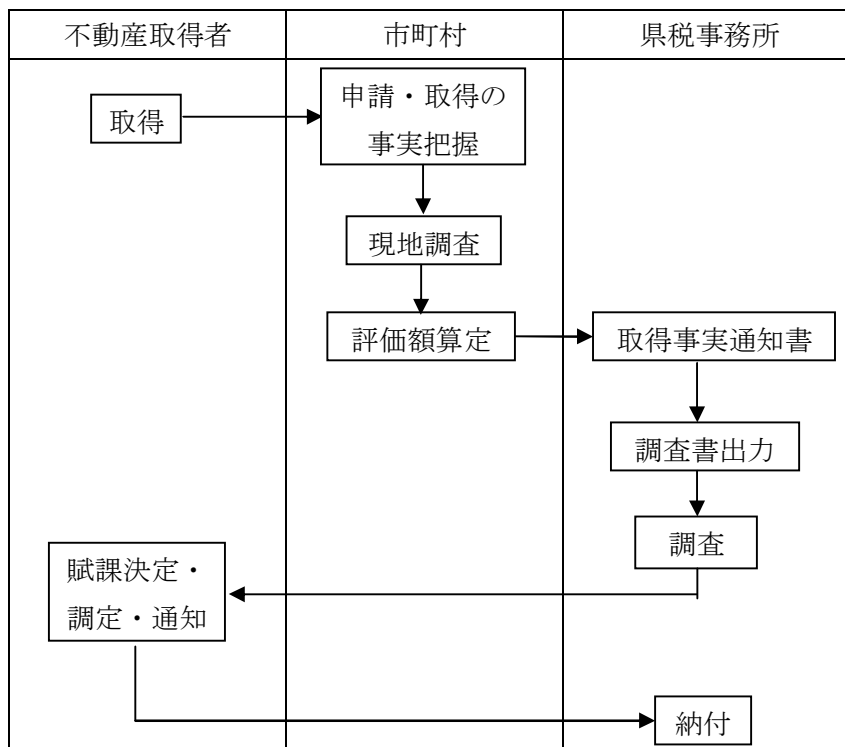
① 税務課評価（延床面積が3,000㎡以上の非木造大規模家屋、特定チェーン店等の取得）



② 県税事務所評価（延床面積が 500 m²以上 3,000 m²未満の非木造家屋）

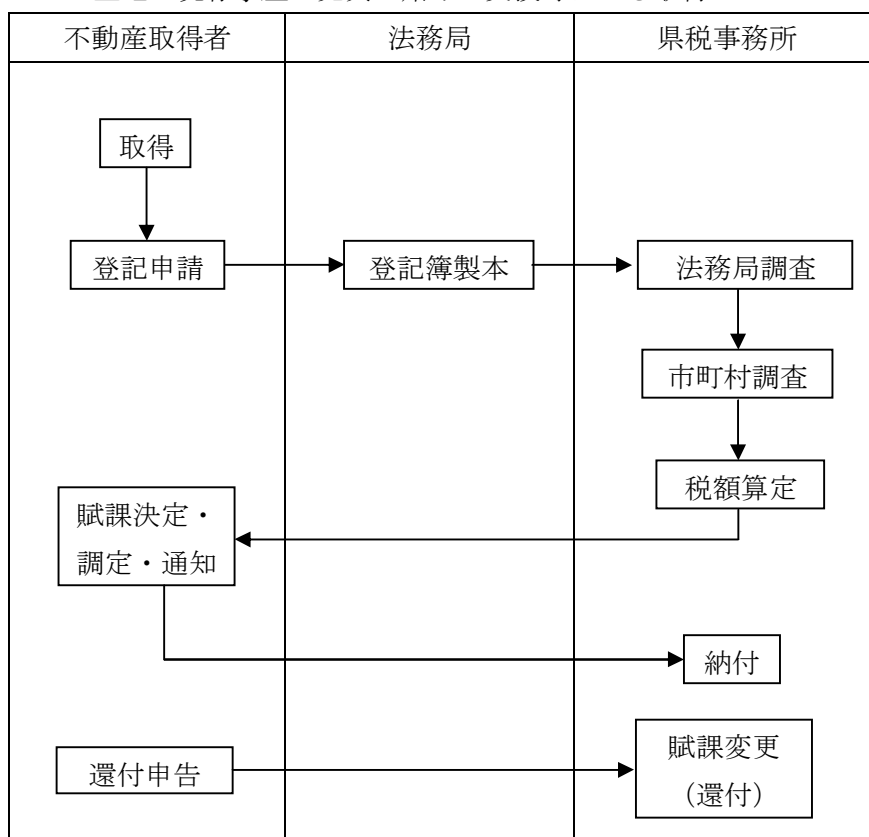


③ 市町村評価（木造家屋、延床面積が 500 m²未満の非木造家屋）



(3) 承継取得

土地・既存家屋の売買・贈与・交換等による取得



(4) 納税義務者

不動産取得者

(5) 納税の計算方法

取得時期		平成 15 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
		}	}	}
不動産の種類		平成 18 年 3 月 31 日	平成 20 年 3 月 31 日	平成 24 年 3 月 31 日
		土地		3%
家屋	住宅	3%		
	住宅以外 (事務所、店舗等)	3%	3.5%	4%

課税標準額 (不動産の価格)	×	税率	=	税額
-------------------	---	----	---	----

不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする（法第 73 条の 13 第 1 項）。

家屋の改築をもって家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築に因り増加した価格とする（法第 73 条の 13 第 2 項）。

～不動産の価格～

① 固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格

県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。ただし、当該不動産について増築、改築、損かひ、地目の変換その他特別な事情がある場合において当該固定資産の価格に依り難いときは、この限りでない（法第 73 条の 21 第 1 項）。

② 固定資産課税台帳に登録されていない不動産の価格等

県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産または法第 73 条の 21 第 1 項但書の規定に該当する不動産については、固定資産税の固定資産評価基準によって、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となる価格を決定するものとする（法第 73 条の 21 第 2 項）。

※ ただし、宅地及び宅地比準土地（市街化区域農地や雑種地等）を取得した場合の不動産取得税の課税標準額については、次のような特例措置がある。

取得時期	課税標準額
～平成 24 年 3 月 31 日	固定資産課税台帳登録価格の 2 分の 1

(6) 免税点

課税標準額が一定額未満のものについては、徴税コスト観点から、課税しないものとされている（法第 73 条の 15 の 2 第 1 項、条例第 54 条の 2 第 1 項）。

区分	免税点
土地の取得	10 万円未満
家屋の建築（新築、増築、改築）	23 万円未満（一戸あたり）
家屋のその他の取得	12 万円未満（一戸あたり）

(7) 課税標準の特例

適用される場合		控除額	
新築住宅	建築した住宅が次の要件に当てはまる場合 床面積（一構の住宅の総床面積）が 50 m ² （戸建以外の貸家住宅は 40 m ² ）以上 240 m ² 以下であること （増・改築の場合は、増・改築後の全体の面積） ・新築住宅が未使用新築住宅（建売住宅等）も含まれる。 ※ 建築した住宅が上記の床面積及び認定長期優良住宅である場合（平成 21 年 6 月 4 日から平成 24 年 3 月 31 日までの取得に限る）	1,200 万円 （※1,300 万円）	
中古住宅	自己の居住の用に供する床面積（一構の住宅の総床面積）が 50 m ² 以上 240 m ² 以下の中古住宅（既存住宅）を取得した場合で、次のいずれかに該当する場合（※） ア 取得の日前 20 年（鉄骨造（軽量鉄骨造を除く）等については 25 年）以内に新築されたものであること。 イ 昭和 57 年 1 月 1 日以降に新築されたものであること。 ウ 昭和 57 年 1 月 1 日より前に新築されたもののうち、新耐震基準に適合していることの証明がされたものであること。 ※ 平成 17 年 3 月 31 日以前に取得した住宅の場合は、アに該当するもの	新築年月日	控除額
		～S38.12.31	100 万円
		S39.1.1～S47.12.31	150 万円
		S48.1.1～S50.12.31	230 万円
		S51.1.1～S56.6.30	350 万円
		S56.7.1～S60.6.30	420 万円
		S60.7.1～H 1.3.31	450 万円
		H 1.4.1～H 9.3.31	1,000 万円
H 9.4.1～	1,200 万円		

- 一構の住宅とは母屋と附属家屋（住宅用車庫・物置等）の関係にある家屋全体をいう。
- 価格が各控除額に満たない場合はその額となる。
- 一戸建以外の住宅については、独立した区画（共有部分を含む）ごとに控除される。

<住宅に対する不動産取得税の税額計算方法>

$$\boxed{\text{（住宅の価格 - 控除額）}} \times \boxed{3\%} = \boxed{\text{税額}}$$

(8) 徴収

① 納期

知事の定めるところによる（条例第 54 条の 3）。具体的には、納税者に交付する納税通知ごとに定められる。

② 徴収の方法

普通徴収の方法による（法第 73 条の 17 第 1 項、条例第 54 条の 4）。この場合において、納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前 10 日までに納税者に交付しなければならない（法第 73 条の 17 第 2 項）。→岐阜県の不動産取得税の場合（条例第 54 条の 3）

原則として、毎月 10 日付けで普通郵便により交付、当該月末を納期限としている。

これは他税目と納期限を揃えることにより収納事務の合理化を図ること等を鑑み、各月の10日を調定日として当月末を納期限としている。

(9) 減額

① 住宅用土地の取得に対する減額

土地を取得した場合に、次のいずれかの要件に該当する場合は、当該土地に係る税額からA又はBいずれか多い額を減額する。いずれの場合も、新築・既存住宅の特例控除の適用を受ける住宅（特例適用住宅）の要件に該当する必要がある。

区分		要件
新 築 住 宅 用 の 土 地	土地を住宅よりも先に取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が建築された場合 ただし、土地の取得者が住宅の新築までその土地を引き続き所有している場合または特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。
	建売住宅用等の土地	<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得者が、その土地を取得した日から前後1年以内に、その土地の上にある新築未使用の特例適用住宅を取得した場合
	自己居住の場合	
	自己居住以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> 新築未使用の特例適用住宅とその土地を、その住宅が新築されてから1年以内（※）に取得した場合 ※平成11年4月1日から平成16年3月31日までの間に土地を取得した場合は2年以内
土地を住宅よりも後に取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得者が、その土地を取得した日前1年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 	
中古住宅用の土地		<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得者が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある自己居住用の中古住宅を取得した場合 土地の取得者が、その土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある自己居住用の中古住宅を取得していた場合

<減額する額>

A : 45,000 円

$$B : \boxed{\begin{array}{c} \text{土地 } 1 \text{ m}^2 \\ \text{あたりの 価格} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{住宅の床面積の } 2 \text{ 倍} \\ \text{(一戸あたり } 200 \text{ m}^2 \text{ が限度)} \end{array}} \times 3\%$$

② 被収用代替不動産の取得に対する減額

不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から 1 年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合等において、当該不動産が当該収用等された不動産（以下「被収用不動産等」という。）にかわるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額（宅地評価土地の場合は、2 分の 1）に税率を乗じて得た額を減額する（法第 73 条の 27 の 2 第 2 項、条例第 58 条の 2 第 1 項）。

(算式)

$$\boxed{\text{税額}} - \boxed{\text{被収用不動産の価格}} \times \boxed{\text{税率}}$$

(10) 納税時期

不動産取得税の納期限は知事が定めることとされているが、岐阜県では概ね次のような取扱いをしている。

取得した不動産の種類	通常納税通知書を送付する時期
個人向け住宅等小規模な新築家屋 (市町村において家屋評価した家屋)	原則として取得した年の翌年の 10 月
上記以外の新築家屋	原則として完成後 6 ヶ月以内
中古家屋・土地	原則として登記（取得）の 4 ヶ月～6 ヶ月後

① 個人向け住宅等小規模な新築家屋（市町村において家屋評価した家屋）

市町村長が固定資産課税台帳に価格を登録した場合は、県に通知すること（法第 73 条の 22）と定められているが、当該決定件数が膨大であること等の理由により県と市町村の間で、課税データを県に貸与することで当該通知に替えることの覚書を締結している。

課税台帳登録に登録する価格は当該台帳価格の縦覧期間を経てから決定する（法第 416 条）ため、市町村からの課税データの貸与は 5 月下旬から可能となり、税務課で課税データ加工を 6 月に行い、調査書として各県税事務所へ 7 月初旬に配布している。さらに県税事務所は 9 月下旬までに当該調査書内容を調査のうえ、電算入力を行い、10 月に課税している。

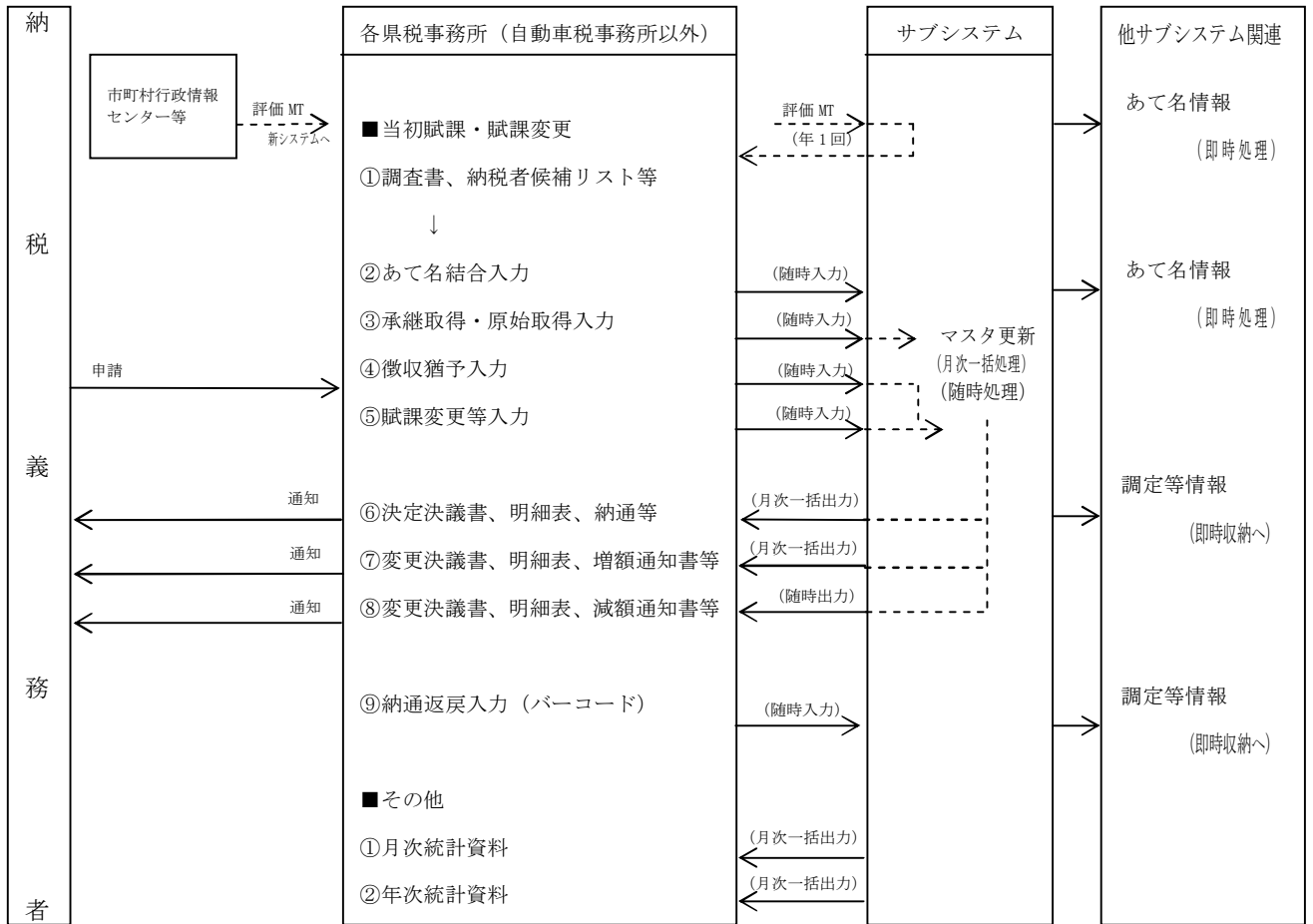
② ①以外の新築家屋（県評価家屋）

延床面積が 500 m²以上の非木造新築家屋については、基本的に県が評価するものとし、現地調査を行った上、竣工図面や契約書を取得者より借用して評点付設を行い、価格を決定している。なお、県が評価する家屋は大規模なため、当該借用図書は家屋の竣工後間もなく出来上がるものでなく一定の期間を要すること、また評点付設に当たっても期間を要することにより、家屋の完成と同時に課税可能というものではないが、計画的に完成した家屋から順次調査を行い、計画的に課税を行っている。

③ 中古家屋・土地

いわゆる承継不動産については、法務局で所有権移転登記を閲覧・写取りを行った上で、課税状況の調査、計算、電算入力を行い課税している。なお、法務局ごとに登記申請書の閲覧可能開始時期が異なることや調査先市町村の対応状況、各県税事務所の職員数等を踏まえ、各県税事務所ごとに調査・課税計画を作成し、スケジュール管理した上で課税を行っているものであり、県内では概ね所有権移転登記から 6 ヶ月以内に賦課している状況である。

(11) 事務処理フロー



2. 岐阜県における状況

岐阜県における最近の不動産取得税の収入額の状況は次のとおりである。

【図表 2-20】

不動産取得税の賦課・徴収状況の推移(現年分)

(単位:千円、件)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
岐阜県税	調 定 額	2,635,147	2,209,620	1,927,424
	調定件数	9,842	9,326	8,212
	収 入 額	2,553,201	2,132,248	1,852,571
	不納欠損額	1,425	658	
	収入未済額	80,521	76,714	74,853
西濃県税	調 定 額	1,245,318	1,362,149	823,078
	調定件数	4,137	4,133	3,399
	収 入 額	1,223,305	1,343,533	795,933
	不納欠損額			
	収入未済額	22,013	18,616	27,145
中濃県税	調 定 額	1,338,066	1,114,594	845,445
	調定件数	5,485	5,175	4,478
	収 入 額	1,324,178	1,087,966	839,843
	不納欠損額			
	収入未済額	13,888	26,628	5,602
東濃県税	調 定 額	734,963	812,457	757,559
	調定件数	4,191	4,054	3,610
	収 入 額	709,601	774,638	747,960
	不納欠損額	1,762		109
	収入未済額	23,600	37,819	9,490
飛騨県税	調 定 額	465,948	514,994	305,043
	調定件数	2,816	2,535	2,097
	収 入 額	457,409	500,527	299,269
	不納欠損額			
	収入未済額	8,539	14,467	5,774
県計	調 定 額	6,419,442	6,013,814	4,658,549
	調定件数	26,471	25,223	21,796
	収 入 額	6,267,695	5,838,912	4,535,575
	不納欠損額	3,187	658	109
	収入未済額	148,561	174,244	122,864

※数値は千円単位で四捨五入したため、県計の端数において不突である。

【図表 2-21】

不動産取得税の賦課・徴収状況の推移(滞繰分)

(単位:千円、件)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
岐阜県税	調 定 額	222,613	159,595	171,175
	調定件数	732	672	626
	収 入 額	66,187	38,661	50,799
	不納欠損額	46,073	12,897	10,691
	収入未済額	110,353	108,037	109,685
西濃県税	調 定 額	69,264	63,276	50,783
	調定件数	307	271	225
	収 入 額	21,989	19,943	14,633
	不納欠損額	666	5,624	6,587
	収入未済額	46,609	37,709	29,563
中濃県税	調 定 額	42,031	37,064	49,634
	調定件数	267	253	245
	収 入 額	13,156	10,440	26,005
	不納欠損額	3,071	1,980	2,050
	収入未済額	25,804	24,644	21,579
東濃県税	調 定 額	126,850	111,351	118,096
	調定件数	396	389	360
	収 入 額	22,431	26,371	34,476
	不納欠損額	15,388	2,833	47,407
	収入未済額	89,031	82,147	36,213
飛騨県税	調 定 額	26,286	18,977	26,196
	調定件数	121	108	136
	収 入 額	14,706	6,742	7,830
	不納欠損額	163	69	1,344
	収入未済額	11,417	12,166	17,022
県計	調 定 額	487,044	390,263	415,884
	調定件数	1,823	1,693	1,592
	収 入 額	138,468	102,158	133,743
	不納欠損額	65,361	23,403	68,079
	収入未済額	283,215	264,702	214,062

※数値は千円単位で四捨五入したため、県計の端数において不突である。

【図表 2-22】

不動産取得税の賦課・徴収状況の推移(現滞分)

(単位:千円、件)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
岐阜県税	調 定 額	2,857,760	2,369,215	2,098,599
	調定件数	10,574	9,998	8,838
	収 入 額	2,619,388	2,170,909	1,903,370
	不納欠損額	47,498	13,555	10,691
	収入未済額	190,874	184,751	184,538
西濃県税	調 定 額	1,314,582	1,425,425	873,861
	調定件数	4,444	4,404	3,624
	収 入 額	1,245,294	1,363,476	810,566
	不納欠損額	666	5,624	6,587
	収入未済額	68,622	56,325	56,708
中濃県税	調 定 額	1,380,097	1,151,658	895,079
	調定件数	5,752	5,428	4,723
	収 入 額	1,337,334	1,098,406	865,848
	不納欠損額	3,071	1,980	2,050
	収入未済額	39,692	51,272	27,181
東濃県税	調 定 額	861,813	923,808	875,655
	調定件数	4,587	4,443	3,970
	収 入 額	732,032	801,009	782,436
	不納欠損額	17,150	2,833	47,516
	収入未済額	112,631	119,966	45,703
飛騨県税	調 定 額	492,234	533,971	331,239
	調定件数	2,937	2,643	2,233
	収 入 額	472,115	507,269	307,099
	不納欠損額	163	69	1,344
	収入未済額	19,956	26,633	22,796
県計	調 定 額	6,906,487	6,404,077	5,074,433
	調定件数	28,294	26,916	23,388
	収 入 額	6,406,162	5,941,070	4,669,318
	不納欠損額	68,548	24,061	68,188
	収入未済額	431,777	438,947	336,926

※数値は千円単位で四捨五入したため、県計の端数において不突である。

3. 外部監査の結果

(1) 「不動産取得税のしおり」について

① 概要

「不動産取得税のしおり」平成 22 年度版によれば、既存家屋や土地を承継取得した場合、概ね原則として登記（取得）の 4 ヶ月～6 ヶ月後に納税通知書を送付することとしている。ここで言う 6 ヶ月は、あくまでも課税時期の目安であることから、年間の課税・事務スケジュール上、初めから 6 ヶ月を超えて課税するようなスケジュールになっている県税事務所がある。そのため、県税事務所によって課税の時期が異なり、県内で異なるタイミングで課税が実施されることになるが、これは、不動産取得税が随時課税の税目であることから、税の公平性の見地には反してはいない。しかしながら、「不動産取得税のしおり」は公的なしおりであり、県民誰もが目にする機会が多く周知されているところ、現状のしおりの記載は、課税の実態に合致しておらず、県民に誤解を与えるおそれがある。

② 監査の結果（指摘）

「不動産取得税のしおり」上、不動産取得税は随時課税の税目であり、上記「6 ヶ月」はあくまでも課税の目安である旨を明記することが必要である。

(2) 家屋評価の効率性

① 概要

県の家屋評価事務集約化実施要綱によれば、固定資産の評価に関して次のような内容が定められている。

「新築家屋のうち延床面積が 500 m²以上の非木造家屋で市町村から評価依頼があったもののうち、一棟当たりの延床面積が 3,000 m²以上の非木造家屋、特定チェーン店等については税務課の家屋評価担当職員が評価を行うこととしている」。

これは、不動産取得税の賦課徴収に関する事務のうち家屋評価事務について、その一部を家屋評価担当へ集約して行うことにより、家屋評価事務の適正化及び効率化を図ることを目的としたものである。

延床面積が 3,000 m²以上の大規模家屋、特定チェーン店等の取得の場合の評価の金額的重要性、評価の困難性及び評価方法の類似性を考慮し、そのような場合に豊富な経験を有する税務課で実施し、特定チェーン店に関しては統一の評価により効率的かつ公平な評価を可能にする役割が税務課にあると考えられる。

しかしながら、次の表のように県税事務所間で税務課への依頼件数にかなりのばらつきがある。平成 21 年度の西濃県税事務所では、予期せぬ人員の減少が生じたため、税務課分の比率が異常に高い結果となっている。

【図表 2-23】市町村からの依頼件数

(単位:件)

区分	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	全体	県税分	税務課分	全体	県税分	税務課分	全体	県税分	税務課分
岐阜県税事務所	151	132	19	97	81	16	75	55	20
西濃県税事務所	60	47	13	40	28	12	37	17	20
中濃県税事務所	110	91	19	80	69	11	53	47	6
東濃県税事務所	81	76	5	85	82	3	62	61	1
飛騨県税事務所	39	34	5	38	35	3	20	15	5
計	441	380	61	340	295	45	247	195	52

② 監査の結果（意見）

現状は、実際の評価実務の運用に当たり、急な人員の変動、評価のレベル等を考慮し、臨機応変な対応により業務を実施した結果であると考えられる。今後は、各県税事務所間の税務課への評価依頼件数割合（税務課への依頼件数/市町村からの依頼総件数）の平準化を図るべく、適正な人員の配置異動についても、臨機応変に対応することが望ましい。

(3) 還付

① 概要

住宅用土地を取得したときの軽減として、例えば、新築住宅用の土地を取得した場合で、土地を取得した日から 3 年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合等、法制度上、土地を承継取得したあと一定の要件のもと、家屋等を土地の上に建築した場合は、徴収した不動産取得税を一定額還付する法設計となっている。このような法設計となっているため、建築申請があるなど将来の住宅の建築が確実に認められない限り、課税の公平上一旦は納税手続きを採らざるを得ない。しかしながら、後々に軽減の要件に合致すれば、また制度の設計上、税金の還付手続きを行わなければならない。制度の設計とはいえ、課税と還付のどちらも適正に行うには相当の時間とコストが費やされることになる。相当数の還付が生じているのが現状である。

② 監査の結果（意見）

制度の設計上、課税と還付の二度手間を回避することはできないため、手続きの緩和等、現行の制度の改正を働きかけることが望まれる。

(4) 納税通知書の送付

① 概要

不動産取得税は、随時に賦課課税される税であるため、県において課税を決定した場合に、納税者に対して税額とその納期限を納税通知書により告知している。

そのため、不動産の取得から納税者に納税通知書が送付されるまでの期間が長引くと、その間は納税義務が生じないため、課税時期の公平性の点から、その通知の時期は非常に重要である。

新築家屋のうち、木造等の小規模な家屋については市町村によって評価され、固定資産課税台帳に登録された価格をもとに一括して電算処理をしているため、新築の翌年10月に一括して課税を行っている。これに対し、非木造等の大規模な家屋については、県において評価し価格を算出・決定するため、市町村における固定資産課税台帳の登録を待たずに課税が可能であることから、市町村評価分とは異なり、新築家屋ごとに随時課税を行っている。

課税をする場合には、県評価家屋は大規模で課税額も高額となるため、家屋の取得者に対し評価結果及び課税の説明を行ったうえで、説明後3ヶ月以内をおおよその目安として課税月を決定している。

しかし、なかには、納税者の諸々の事情を勘案して、おおよその目安である取得者への説明後3ヶ月を経過した月以降に課税月を決定し、納税通知書を送付しているケースがあった。

② 監査の結果（意見）

県が評価を行う新築家屋に係る課税に当たっては、課税時期の公平性を保つため、同じ新築家屋である市町村評価家屋分とのバランスを考慮した課税時期を定める統一基準等を作成し、当該基準の定めにより納税通知書を送付することが望ましい。

(5) 保留地の整理

① 概要

税務課では、不動産取得税取扱通達集のなかで、保留地については、整理簿の作成を要求している。当該通達集では、「…資料を収集した場合については、取得事実を確認した都度保留地予定地等取得者整理簿を作成すること、当該保留地予定地等取得者整理簿は、土地区画整理事業の施行地区ごとに区分して作成し、土地区画整理法に基づく換地処分のあった日から5年間保存すること…」と取り決めている。

しかしながら、一部の県税事務所では、平成17年度以降整理簿は作成されていなかった。事実関係の認識・整理について、管理している担当者に変更がない場合などは、特に弊害は生じないかもしれないが、変更がある場合等事実関係、課税関係に問題が

生じる可能性がある。

② 監査の結果（指摘）

どの県税事務所も通達に定められたルールを遵守することにより、例え担当者に変更があった場合などでも事実関係の誤認、引継不備を防止し、一定の品質レベルの業務を維持することが可能と考えられる。保留地の整理について、運用にあたっては、担当者が整理簿を適切に作成し、上司が承認することが必要である。

(6) 整理組合への対応

① 概要

整理組合が管理する保留地への対応について、地方税法第73条の8第1項では次のような旨が定められている。「…不動産取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に質問することができる…」各県税事務所により、年間に一度直接整理組合に訪問する、照会する、書面、電話で問い合わせる等の方法に違いはあるものの、主に整理組合が保有する台帳を閲覧し、質問し、保有者等を写し取っているのが現状である。

しかしながら、例えば、誰がいつ整理組合に訪問し、整理組合の誰と対応したかなど、その訪問記録が残っていない。後日、質問した内容に関し整理組合に係る事実認識が不明確となる可能性がある。また、整理組合から資料を送付してもらうのみで現地には赴かないで対応している場合もある。

② 監査の結果（指摘）

まず、実態を確認する意味においても、整理組合に最低でも年間に一度は直接訪問することが必要と考えられる。さらに整理組合が保有する台帳を閲覧するのみならず、必ず質問も行うのが実情であるので、「不動産取得税調査書」の調査日、担当者印、摘要へのコメント等を記載し、事実認識の記録を明確に残すことが必要と考えられる。

(7) 現地調査

① 概要

現地調査を実施する際に、原始取得者または建築業者から建築図面や工事請負契約書（以下、建築図面等）を受領する。その際、県側では事後的に建築図面等を返却したことを証明するため、借用書を発行し、建築図面等を返却する際に、借用書に先方の受領印を頂き建築図面等を返却する。しかし、建築図面等の受払に関する管理台帳が作成されていなかった。管理台帳を作成していない場合、建築図面等を先方に返却

済みであるか否かは、個別に借用書の受領印の押印状況を確認しない限り判断できず、効率的な管理が困難となる。

② 監査の結果（意見）

建築図面等の受払に関する管理台帳を作成し、建築図面等の入手した段階と建築図面等の返却段階で随時、建築図面等の受払に関する管理台帳に反映することによって適時適切な管理が可能となる。

(8) 不申告等に関する過料

① 概要

本来不動産を取得した者は当該不動産取得の日から 60 日以内に不動産取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し申告し、又は報告しなければならない（法第 73 条の 18 第 1 項、条例第 59 条第 1 項）。しかし、正当な事由なく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対して 3 万円以下の過料を科する（法第 73 条の 20、条例第 59 条の 2）。過去において申告がなかったとしても過料の実績はない。

不動産取得税は賦課課税であり、申告に基づく徴収を行っていない。仮に、申告を行っておらず市町村側で固定資産の取得を把握できなかつた場合、徴収漏れとなり税を免れることとなると課税の公平性に反する可能性が想定される。

② 監査の結果（意見）

不申告による過料が存在することを納税義務者に知らしめることで、牽制機能の発揮による申告状況の改善や納税の活性化を期待することができる。これにより、県において今まで以上に固定資産の取得状況を正確に把握することができるようになり、不動産取得税の課税漏れの可能性を今まで以上に軽減させ、課税の公平性確保を高めることができると考えられる。

以上から、過料実施の有無を問わず、県でこれまで以上に制度の PR（「不動産取得税のしおり」、ホームページへの記載等）や市町村・住宅メーカーへの協力を働きかけることが望ましい。

(9) 事務連絡の徹底

① 概要

平成 8 年 3 月 12 日付け事務連絡「不動産取得税調査書等の決裁区分について」において県評価分の原始取得の固定資産について本来課長決裁であることが通知されていたが、一部の県税事務所で 10 年以上に渡って当該通知が周知されていなかった。

事務連絡は各県税事務所間で処理の徹底・統一を図るため通知されたものであり、当該事務連絡が通知されてから数年に渡って周知されていないことは通知の趣旨に反することとなる。

② 監査の結果（指摘）

今後は、通知通達等による処理の徹底・統一が図られるよう事務連絡の周知を図る必要がある。

(10) 過年度市町村評価分のシステムへの対応

① 概要

市町村が評価を行った固定資産は取得事実を市町村からデータで入手し、市町村データから「不動産取得税 市町村評価分調査書」をシステムから出力し、調査及び賦課決定を行う。しかし、固定資産取得者が固定資産を取得したが、取得の届け出を行わず市町村側でも固定資産取得の事実把握が遅れ、県側への連絡が翌年度以降となる場合がある。過年度分の取得の事実は、システム上対応しておらず、「不動産取得税 市町村評価分調査書」をシステムから出力出来ない。そのため、市町村側では過年度の課税漏れとなっていた一覧を作成し県側に提出する作業が増え、県側では市町村から提出された一覧から賦課決定を手計算で行っている。そのため、通常の課税処理よりも多くの事務処理の手間と時間を要しており、効率的な課税が行えていない。

② 監査の結果（意見）

今後、システムの変更がある場合には過年度分の取得の事実を把握した固定資産についても、システム上対応できるように機能の追加を検討することが望ましい。

第5. 自動車取得税

1. 自動車取得税の概要

(1) 自動車取得税の趣旨等

自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる定置場所在の道府県において当該自動車の取得者に課する道府県税である（法第 113 条第 1 項、条例第 61 条第 1 項）。

自動車税取得税は、新車、中古車を問わず、地方税法に定めるすべての自動車の取得に対し、その取得の事実に応税力を認めて、その取得者に課税する流通税であるとともに道路損傷負担金的性格をも併せ持っている。なお、平成 21 年度から道路整備のための目的税から、使い途に制限のない普通税に変更になった。

(2) 納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車（道路運送車両法第 3 条《自動車の種別》に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くもの。）を取得した人（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主が自動車の取得者とみなされる。）である。

(3) 納税額

軽自動車以外の自家用自動車	自動車の取得価額の	5/100
軽自動車以外の営業用自動車	〃	3/100
軽自動車	〃	3/100

(注) 自動車の取得価額には、自動車本体の価額のほか、ステレオ、エアコン等当該自動車に付加して一体となっている物の価額を含む（法第 113 条第 2 項、条例第 61 条第 2 項）。

(4) 取得税の軽減化

平成 21 年 4 月 1 日以降に取得された排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい低燃費車・低公害車等については、次のような自動車取得税の軽減措置が受けられる。

《新車》

◆低公害車特例

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得された自動車（新車新規登録時に限る。）

対象車種	車両 総重量	排出ガス要件	燃費要件	軽減後の税率
電気自動車	—	—	—	非課税
天然ガス自動車	3.5t 以下	「★★★★」自動車	—	
	3.5t 超	平成 17 年排出ガス基準値 +10%以上低減(NOx)	—	
プラグインハイブリッド 自動車	—	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃非基準(ディーゼルは平成 17 年度燃費基準) + 25% 達成車	
プラグインハイブリッド 自動車(バス・トラック)	3.5t 以下	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃非基準(ディーゼルは平成 17 年度燃費基準) + 25% 達成車	
	3.5t 超	平成 17 年排出ガス規制適 合+10%以上低減(NOx ま たは PM)	平成 27 年度燃費基準達成車	
ハイブリッド自動車(バス・トラック以外の自動車(乗用車))	—	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃非基準(ディーゼルは平成 17 年度燃費基準) + 25% 達成車	
ハイブリッド自動車(バス・トラック)	3.5t 以下	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃非基準(ディーゼルは平成 17 年度燃費基準) + 25% 達成車	
	3.5t 超	平成 17 年排出ガス規制適 合+10%以上低減(NOx ま たは PM)	平成 27 年度燃費基準達成車	
クリーンディーゼル乗 用車	—	平成 21 年自動車排出ガス 規制適合車	—	

◆低公害車特例

取得時期	排出ガス要件	燃費要件	軽減後の税率		
			税率	用途	税率
平成 21 年 4 月 1 日 から 平成 24 年 3 月 31 日	「★★★★」自動車	平成 22 年度(ディーゼル車は平成 17 年度)燃費基準+25%達成車	税率の 75% 軽減	自家用	1.25%
				営業用	0.75%
		平成 22 年度(ディーゼル車は平成 17 年度)燃費基準+15%達成車	税率の 50% 軽減	自家用	2.50%
				営業用	1.50%
平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 24 年 3 月 31 日	2.5t 超 3.5t 以下の バス・トラックで、 「★★★★」自動車	平成 27 年度燃費基準達成車	税率の 75% 軽減	自家用	1.25%
				営業用	0.75%
	2.5t 超 3.6t 以下の バス・トラックで、 「★★★」自動車	平成 27 年度燃費基準達成車	税率の 50% 軽減	自家用	2.50%
				営業用	1.50%

◆環境性能に優れたディーゼル車特例

取得時期	車両 総重量	排出ガス要件	燃費要件	軽減後の税率		
				税率	用途	税率
平成 21 年 4 月 1 日 から 平成 24 年 3 月 31 日	3.5t 超	平成 21 年排出ガス規 制適合	平成 27 年度燃費基準 達成車	税率の 75%軽減	自家用	1.25%
					営業用	0.75%
		平成 17 年排出ガス規 制適合+10%以上低 減(NOx または PM)	平成 27 年度燃費基準 達成車	税率の 50%軽減	自家用	2.50%
					営業用	1.50%
平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 24 年 3 月 31 日	2.5t 超 3.5t 以下 のバス・ト ラック	平成 21 年排出ガス規 制適合	平成 27 年度燃費基準 達成車	税率の 75%軽減	自家用	1.25%
					営業用	0.75%

《中古車》

◆低公害車特例

平成 21 年度から平成 23 年度までの間に取得された中古車

対象車種	車両 総重量	排出ガス要件	燃費要件	軽減後の税率		
				税率から 2.7%軽減	自家用	2.3%
電気自動車	—	—	—	税率から 2.7%軽減	自家用	2.3%
					営業用	0.3%
天然ガス自動車	3.5t 以下	「★★★★」自動車	—	税率から 2.7%軽減	自家用	2.3%
	3.5t 超	平成 17 年排出ガス基準値+10%以上低減 (NOx)	—		営業用	0.3%
プラグインハイブリッド自動車	—	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃費基準(テ ィーゼルは平成 17 年度燃費 基準) + 25% 達成車	税率から 2.4%軽減	自家用	2.6%
					営業用	0.6%
プラグインハイブリッド自動車(バス・トラック)	3.5t 以下	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃費基準(テ ィーゼルは平成 17 年度燃費 基準) + 25% 達成車	税率から 2.4%軽減	自家用	2.6%
					営業用	0.6%
	3.5t 超	平成 17 年排出ガス規制適合+10%以上低減 (NOx または PM)	平成 27 年度燃費基準達成車	税率から 2.4%軽減	自家用	2.6%
					営業用	0.6%

ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外の 自動車(乗用車))	—	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃費基準(デ ィーゼルは平成 17 年度燃費 基準) + 25% 達成車	税率から 1.6%軽減	自家用	3.4%
					営業用	1.4%
ハイブリッド自動車 (バス・トラック)	3.5t 以下	「★★★★」自動車	平成 22 年度燃費基準(デ ィーゼルは平成 17 年度燃費 基準) + 25% 達成車	税率から 2.7%軽減	自家用	2.3%
					営業用	0.3%
	3.5t 超	平成 17 年排出ガス規 制適合+10%以上低 減(NOx または PM)	平成 27 年度燃費基準達 成車	税率から 2.7%軽減	自家用	2.3%
					営業用	0.3%

◆低燃費車特例

取得時期	排出ガス要件	燃費要件	控除額
平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 24 年 3 月 31 日	「★★★★」自動車	平成 22 年度(ディーゼル車は平成 17 年度)燃費基準+25% 達成車	取得価額から 30 万円を控除
		平成 27 年度燃費基準達成車 (2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック)	
		平成 22 年度(ディーゼル車は平成 17 年度)燃費基準+15%(又は+20%)達 成車	取得価額から 15 万円を控除
	「★★★」自動車	平成 27 年度燃費基準達成車 (2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック)	取得価額から 15 万円を控除

◆環境性能に優れたディーゼル車（トラック・バス特例）

取得時期	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	軽減後の税率		
平成 21 年 4 月 1 日 から 平成 22 年 9 月 30 日	3.5t 超 12t 以下	平成 21 年排出ガス規制(ポスト新長期規制)適合	平成 27 年度燃費基準達成車	税率から 2.0%軽減	自家用	3.0%
					営業用	1.0%
平成 22 年 10 月 1 日 から 平成 23 年 8 月 31 日	2.5t 超 3.5t 以下 12t 超			税率から 1.0%軽減	自家用	4.0%
					営業用	2.0%
平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 22 年 8 月 31 日	2.5t 超 3.5t 以下 12t 超			税率から 1.0%軽減	自家用	4.0%
					営業用	2.0%

◆クリーンディーゼル乗用車特例

取得時期	区分	軽減後の税率		
平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 22 年 8 月 31 日	平成 21 年自動車排出ガス規制(ポスト新長期規制)に適合	税率から 0.5% 軽減	自家用	4.5%
			営業用	2.5%

◆表中の用語について

「★★★★」自動車	平成 17 年度排出ガス規制値より 75%以上有害物質の排出を低減させた自動車
「★★★」自動車	平成 17 年度排出ガス規制値より 50%以上有害物質の排出を低減させた自動車

(5) 自動車取得税の減免

県では次の理由に該当するときに、自動車取得税の減免を行っている。

- 災害により自動車に被害を受けたために、それに代わる自動車を 3 ヶ月以内に取得したとき
- 取得した自動車が一定の障害区分の等級数以上の身体障害者又は精神障害者のために利用されるとき

(6) 免税点と非課税等

次の場合には自動車取得税は課税されない（法第 115 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、120 条、126 条、条例第 64 条、70 条）。

- ① 国、非課税独立法人、都道府県、市町村等の取得
- ② 取得価額が 50 万円以下の場合
- ③ 自動車販売業者などから取得した自動車で、その性能が良好でないなどの理由

で、取得の日から1ヶ月以内に返還した場合

- ④ 相続による取得の場合
- ⑤ 法人の合併や分割による取得の場合
- ⑥ 月賦完済などにより、所有権が売主から買主に移転した場合

2. 岐阜県における状況

自動車登録保有台数全国上位20位及び人口比全国上位10位は以下のとおりである。

岐阜県は自動車登録保有台数において全国順位16位となっており、人口比では8位となっている。自動車は県民の生活に欠かせない存在となっており、同時に、自動車から得られる税収は県の貴重な財源である。

【図表 2-24】自動車登録保有台数全国上位20位（平成21年3月末現在）（単位：円）

順位	都道府県名	登録車	小型二輪	計	軽自動車 台数	合計
1	愛知	3,422,647	94,500	3,517,147	1,434,699	4,951,846
2	東京	3,335,039	177,047	3,512,086	1,006,881	4,518,967
3	神奈川	2,904,078	119,923	3,024,001	953,091	3,977,092
4	埼玉	2,710,275	89,474	2,799,749	1,109,383	3,909,132
5	大阪	2,494,065	88,551	2,582,616	1,155,890	3,738,506
6	北海道	2,569,439	51,529	2,620,968	1,032,759	3,653,727
7	千葉	2,410,052	71,267	2,481,319	977,056	3,458,375
8	福岡	1,931,108	63,437	1,994,545	1,194,494	3,189,039
9	兵庫	1,862,433	59,158	1,921,591	1,035,305	2,956,896
10	静岡	1,711,123	56,302	1,767,425	1,045,700	2,813,125
11	茨城	1,627,166	43,868	1,671,034	780,651	2,451,685
12	長野	1,016,087	31,998	1,048,085	802,320	1,850,405
13	広島	1,046,385	29,437	1,075,822	755,138	1,830,960
14	新潟	1,022,704	27,014	1,049,718	756,208	1,805,926
15	群馬	1,086,736	31,902	1,118,638	609,891	1,728,529
16	岐阜	1,034,076	22,540	1,056,616	602,133	1,658,749
17	栃木	1,090,985	33,314	1,124,299	519,679	1,643,978
18	宮城	988,643	26,233	1,014,876	551,833	1,566,709
19	福島	938,911	23,027	961,938	603,270	1,565,208
20	岡山	797,034	21,735	818,769	660,927	1,479,696
全国	計	49,124,450	1,505,304	50,629,754	28,170,788	78,800,542
前年度増加車両台数						△ 280,220

【図表 2-25】人口比全国上位 10 位（平成 21 年 3 月末現在）

順位	都道府県名	1台あたり人口	順位	都道府県名	1台あたり人口
1	群馬	1.162	6	宮崎	1.247
2	長野	1.169	7	富山	1.252
3	山梨	1.197	8	岐阜	1.260
4	茨城	1.209	9	福井	1.261
5	栃木	1.222	10	三重	1.276

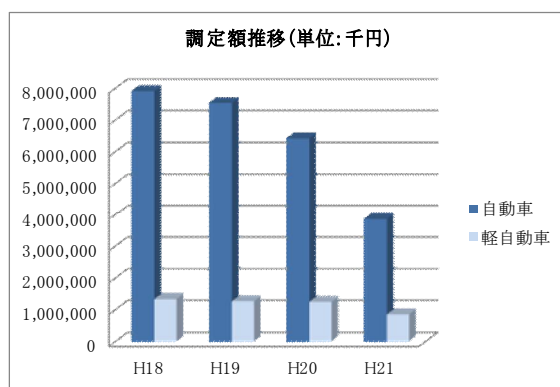
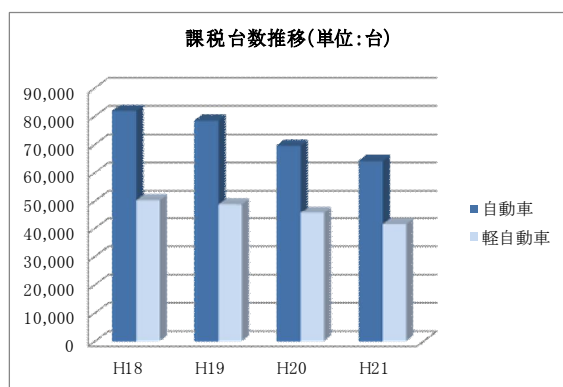
全国平均<1.622>

岐阜県における最近の自動車取得税の収入額の状況は次のとおりである。

【図表 2-26】自動車取得税の賦課・徴収状況の推移

（単位 台数：台、金額：千円）

区分		年度		18		19		20		21	
		課税台数	対前年度比 %	課税台数	対前年度比 %	課税台数	対前年度比 %	課税台数	対前年度比 %		
新車	自動車	課税台数	71,669	92.7	68,436	95.5	55,583	85.6	55,749	95.2	
		一台当たりの課税標準額	2,237	108.1	2,228	99.6	2,269	101.8	884	39.0	
	軽自動車	課税台数	46,620	106.6	44,921	96.4	41,930	93.3	38,202	91.1	
		一台当たりの課税標準額	936	110.6	920	98.3	971	105.5	1,024	105.5	
中古車	自動車	課税台数	10,421	97.4	10,179	97.7	11,143	109.5	8,593	77.1	
		一台当たりの課税標準額	937	103.9	959	102.3	968	100.9	952	98.3	
	軽自動車	課税台数	3,889	116.0	4,112	105.5	3,935	95.7	3,505	89.1	
		一台当たりの課税標準額	523	116.7	500	95.6	550	110.0	525	95.5	
台数	自動車	82,090	93.3	78,615	95.8	69,726	88.7	64,342	92.3		
	軽自動車	50,519	107.3	49,033	97.1	45,865	93.5	41,707	90.9		
	合計	132,609	98.2	127,648	96.3	115,591	90.6	106,049	91.7		
調定額	自動車	7,927,258	99.7	7,555,001	95.3	6,444,792	85.3	3,879,053	60.2		
	軽自動車	1,360,177	116.8	1,290,285	94.9	1,273,482	98.7	879,132	69.0		
	合計	9,287,435	101.9	8,845,286	95.2	7,718,274	87.3	4,758,185	61.6		

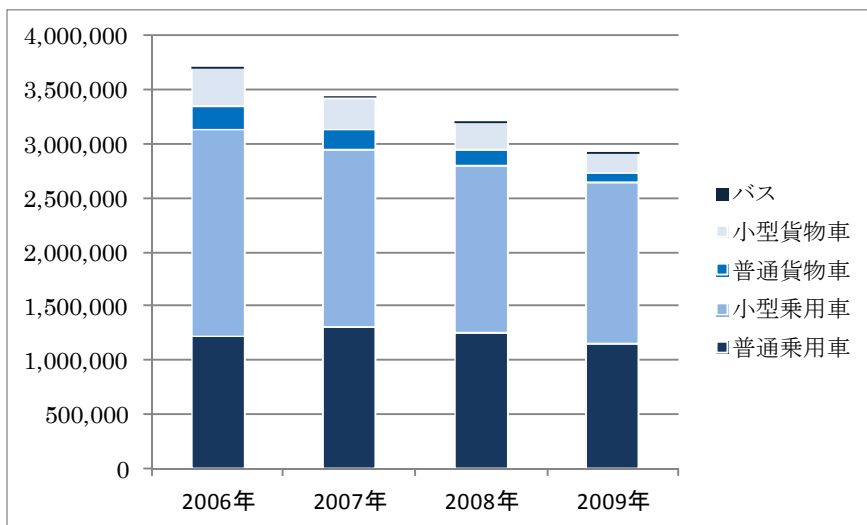


平成 18 年度から平成 21 年度まで、課税台数及び調定額は右肩下がりであることがわかる。以下の【図表 2-27】に示したように、全国累計での新車販売台数（登録）においても毎年減少しており、岐阜県も例外でないことがわかる。

新車販売台数の減少に加え、平成 21 年度からいわゆる「エコカー減税」が導入された影響により、同年度の調定額は 50 億円を下回っている。

【図表 2-27】

(単位：台)



(自販連調べ)

次に、自動車取得税の減免台数及び減免金額の推移は以下のとおりである。

【図表 2-28】 自動車取得税の減免台数及び減免金額の推移

(単位 台数：台、金額：千円)

年度	課税台数 (A)	減免台数 (B)	台数比率 (B)/(A)	課税金額 (C)	減免金額 (D)	金額比率 (D)/(C)
17	131,671	3,410	2.6	9,112	300	3.3
18	132,810	3,156	2.4	9,587	295	3.1
19	127,851	3,292	2.6	9,155	305	3.3
20	115,374	2,827	2.5	7,918	228	2.9
21	115,987	2,635	2.3	4,883	144	2.9

障がい者の方に対する自動車取得税の減免については、県の定めた「減免を受けられる方の範囲」に該当し、さらに「減免の対象となる自動車」の要件を満たす場合には、申請によって 300 万円に自動車取得税の税率を乗じて得た額（税率 5% の場合は税額 15 万円、税率 3% の場合は税額 9 万円）を限度として減免している。

3. 外部監査の結果

(1) 付加物に係る取得税について

① 概要

地方税法第 122 条に基づく自動車取得税の申告については、本来ならば納税義務者において申告すべきところであるが、その多くは自動車販売業者が代理で行っている。このため、岐阜県は自動車販売業者に対して、適正な申告指導を図ることを目的として、地方税法第 116 条及び岐阜県税事務処理規程第 114 条の規定に基づき、自動車の付加物（地方税法施行令第 42 条に規定するもの）に関する申告状況の訪問調査を行っている。

② 監査の結果（意見）

申告状況の調査結果は以下に示したとおり、平成 21 年度は、全調査数の 71.3%において修正申告され、また、平成 22 年度は、全調査数の 21.5%において修正申告されている。修正申告の割合は低下しているものの、依然として高い。

【図表 2-29】自動車付加物申告調査経歴

平成21年度		平成22年度	
調査数	157	調査数	205
修正数	112	修正数	44
修正割合	71.3%	修正割合	21.5%
修正金額(円)	269,400	修正金額(円)	45,500

このような現状を踏まえ、今後も引き続き、申告状況の訪問調査を継続して行うことが必要と考えられるが、修正割合がより一層低下してくる場合には、その修正申告金額が少額であること等を踏まえ、費用対効果の観点から訪問調査数を限定することも考えられる。その場合には、付加物の捉え方が自動車販売業者によって異なることがないよう、岐阜県全体の自動車販売業者に対して、訪問調査に代わる指導活動や啓蒙活動を実施していくことが望まれる。

第6. 自動車税

1. 自動車税の概要

(1) 自動車税の趣旨等

自動車税は、自動車という財産に対してその所有者に課税される財産税の一種であるとともに、道路を使用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性格も有する税金である。

(2) 納税義務者

- 県内に主たる定置場のある自動車の所有者。
- 割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が自動車の所有者とみなす。

(3) 納税額

自動車の種類、用途、排気量などによって税率が定められており、主なものは、次のとおりである。

◇自動車税額一覧

区 分		自 家 用	営 業 用
乗 用 車	総排気量 1,000cc以下	29,500円	7,500円
	1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	8,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	9,500円
	2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	13,800円
	2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	15,700円
	3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	17,900円
	3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	20,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	23,600円
	4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	27,200円
	6,000cc超～	111,000円	40,700円
ト ラ ク	最大積載量 1トン以下	8,000円	6,500円
	1トン超 2トン以下	11,500円	9,000円
	2トン超 3トン以下	16,000円	12,000円
	3トン超 4トン以下	20,500円	15,000円
	4トン超 5トン以下	25,500円	18,500円
	5トン超 7トン以下	35,500円	25,500円
	7トン超 8トン以下	40,500円	29,500円
最大積載量が8トンを超える 1トンごとの加算額	6,300円	4,700円	

(4) 賦課徴収

① 賦課期日

自動車税の賦課期日は4月1日午前0時である。

② 賦課期日後における納税義務の発生及び消滅

年度の途中で新規登録、抹消登録(廃車)、移転登録(名義変更)した場合の取扱いは、次のとおりである。

- 新規登録した場合
新規登録した月の翌月から月割りで課税する。
- 抹消登録(廃車)した場合
抹消登録(廃車)した月まで月割りで課税する。納付された自動車税は、月割り計算により還付される。
- 移転登録(名義変更)した場合
当該年度の末日に所有者の変更があったものとみなし、賦課期日午前0時現在の所有者にその年度の1年分が課税される。ただし、前所有者が非課税等により課税されていない場合は、新所有者に移転登録した月の翌月から月割りで課税される。

③ 納税方法

岐阜県では、金融機関窓口や平成19年度から本格導入しているコンビニエンスストアでの納付方法に加え、平成21年度からクレジットカードによるネット納付が可能となっている。


(5) グリーン化税制

環境に優しい自動車の普及を図るため、自動車の排出ガスの環境への負担の程度に応じて、自動車税の税額を軽くしたり、重くしたりする「自動車税のグリーン化」を実施している。

① 税率の軽減

具体的な内容は下表のとおりであるが、主な内容は次のとおりである。

- 低排出ガス認定車(★★★★)でかつ低燃費自動車のうち、燃費基準について「平成22年度燃費基準+25%達成車」の自動車だけが対象となる。
- 平成22・23年度(H22.4.1~H24.3.31)に新車新規登録した自動車について、翌年度1年間分の自動車税を軽減する。

新車新規登録時期	平成21年4月1日 から 平成22年3月31日	平成22年4月1日 から 平成24年3月31日
○電気（燃料電池含む）自動車 ○天然ガス自動車 ・車両総重量3.5t以下 「★★★★」 ・車両総重量3.5t超 低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により排出ガス車認定（NOx10%低減レベル）を受けている自動車 ○プラグインハイブリッド自動車	約50%軽減 翌1年	約50%軽減 翌1年
○「★★★★」自動車であつ「燃費基準+15%達成車」	約25%軽減 翌1年	対 象 外
○「★★★★」自動車であつ「燃費基準+20%達成車」	約25%軽減 翌1年	対 象 外
○「★★★★」自動車であつ「燃費基準+25%達成車」 原則次のラベルが車の後部に付いている自動車が対象となります。 	約50%軽減 翌1年	約50%軽減 翌1年

(注) 1 「★★★★」自動車は、次のような自動車をいう。

「★★★★」：平成17年基準値より有害物質を**75%以上**低減させた低排出ガス車

2 低燃費自動車は、次のような自動車をいう。

・ガソリン車、LPG車：平成22年度燃費基準

・ディーゼル車：平成17年度燃費基準

上記燃費基準を+25%以上達成している自動車（平成22年4月より）

② 税率の重課

次の自動車については、平成 22 年度以降自動車税が約 10%高くなる。

- 初度登録から11年を超えるディーゼル車（平成11年3月以前の登録）
- 初度登録から13年を超えるガソリン車又はLPG車（平成9年3月以前の登録）

グリーン化税額の影響

(単位 台数：台、金額：円)

年度	重課税台数	重課税金額(A)	軽課税台数	軽課税金額(B)	影響額(A)－(B)
17	113,199	341,922,000	37,256	481,133,000	-139,211,000
18	127,274	389,516,000	45,240	712,132,000	-322,616,000
19	137,570	425,349,000	28,936	388,200,000	37,149,000
20	110,925	333,279,000	28,960	663,244,000	-329,965,000
21	157,198	490,520,000	23,560	312,315,000	178,205,000

③ 減免制度

岐阜県では、天災等による減免、公的医療機関の所有による減免、公益等による減免の他、身体や精神に一定の基準に該当する障害がある者が所有する自動車について自動車税が減免される。申請の期間は、毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日（自動車税の納期限）までとなっている。

自動車税（定期賦課時）の減免台数及び減免金額の推移

(単位 台数：台、金額：百万円)

年度	定期賦課台数(A)	減免台数(B)	台数比率(B)/(A)	定期賦課金額(C)	減免金額(D)	金額比率(D)/(C)
18	1,070,641	31,282	2.9%	36,663	1,257	3.4%
19	1,062,160	31,950	3.0%	36,677	1,294	3.5%
20	1,042,089	33,503	3.2%	36,048	1,283	3.6%
21	1,019,289	33,603	3.3%	35,342	1,290	3.7%
22	1,003,377	33,915	3.4%	34,350	1,283	3.7%

2. 岐阜県における状況

(1) 自動車税課税状況

自動車税の課税台数と調定額は以下のとおりである。

【図表 2-30】 定期賦課台数と調定額の推移

	定期賦課		年度増減額	年度末調定額
	(登録台数) 定期賦課台数	調定額		
年度	台	円	円	円
18	(1,078,742) 1,070,641	39,058,422,900	-2,807,412,500	36,251,010,400
19	(1,070,146) 1,062,160	39,012,251,900	-1,099,688,991	37,912,562,909
20	(1,049,952) 1,042,089	38,151,440,700	-2,753,703,800	35,397,736,900
21	(1,026,972) 1,019,289	37,507,059,700	-2,637,671,864	34,869,387,836
22	(1,011,105) 1,003,377	36,443,103,800		

(ア) 定期賦課台数：課税免除、減免、課税保留、除却車を含む。

(イ) 定期賦課台数上段（登録台数）：定期賦課台数に非課税車を含む。

(ウ) 年度増減額の増額要因：新規登録、減免取消、課税保留取消など。

(エ) 年度増減額の減額要因：抹消登録、減免、課税保留、除却など。

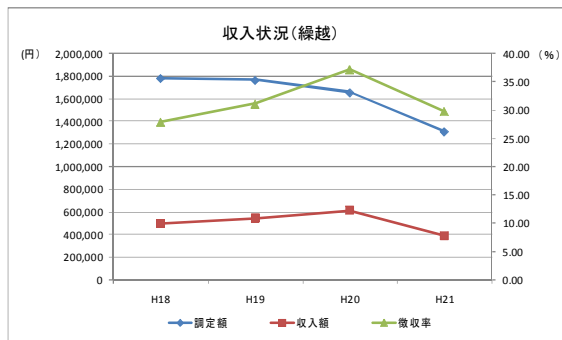
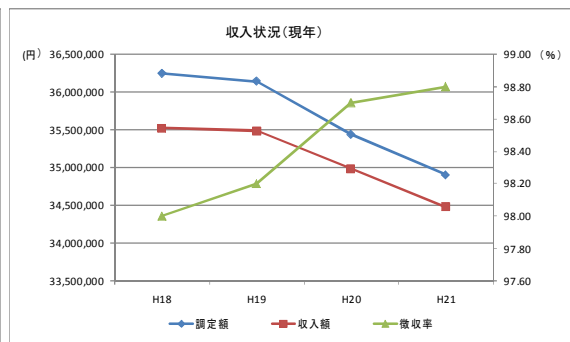
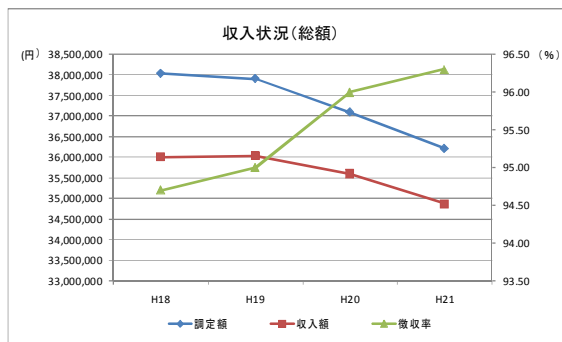
(オ) 定期賦課調定額：課税免除、減免、課税保留、除却車を含む。

(2) 調定額・収入額・収入未済額の概況

自動車税の最近4年間の調定額、徴収率、収入未済額に関する推移は以下のとおりである。

【図表 2-31】 調定額・収入額・収入未済額の推移

区分	年度	18		19		20		21	
		(件数) 決算額(千円)	対前年 度比%	(件数) 決算額(千円)	対前年 度比%	(件数) 決算額(千円)	対前年 度比%	(件数) 決算額(千円)	対前年 度比%
総計	調定額	(1,142,794) 38,033,094	98.8	(1,129,543) 37,912,563	99.7	(1,106,609) 37,096,069	97.8	(1,079,230) 36,211,009	97.6
	収入額	(1,081,073) 36,015,695	98.8	(1,072,575) 36,032,466	100.0	(1,060,575) 35,598,209	98.8	(1,038,017) 34,868,553	98.0
	不納欠損額	(9,560) 200,708	-	(5,931) 184,092	-	(5,227) 158,079	-	(3,986) 123,672	-
	収入未済額	(52,161) 1,816,691	99.0	(51,037) 1,696,004	93.4	(40,807) 1,339,781	79.0	(37,227) 1,218,784	91.0
	徴収率	94.7		95.0		96.0		96.3	
現年	調定額	(1,087,005) 36,251,010	98.9	(1,075,365) 36,148,190	99.7	(1,056,242) 35,441,656	98.0	(1,038,892) 34,903,207	98.5
	収入額	(1,066,900) 35,518,031	98.8	(1,057,285) 35,484,400	99.9	(1,043,403) 34,983,229	98.6	(1,026,872) 34,479,355	98.6
	不納欠損額	(23) 289	-	(31) 427	-	(15) 228	-	(30) 632	-
	収入未済額	(20,082) 732,690	100.9	(18,049) 663,364	90.5	(12,824) 458,198	69.1	(11,990) 423,221	92.4
	徴収率	98.0		98.2		98.7		98.8	
年線	調定額	(55,789) 1,782,084	97.4	(54,178) 1,764,373	99.0	(50,367) 1,654,413	93.8	(40,338) 1,307,802	79.0
	収入額	(14,173) 497,664	96.4	(15,290) 548,067	110.1	(17,172) 614,980	112.2	(11,145) 389,198	63.3
	不納欠損額	(9,537) 200,419	-	(5,900) 183,665	-	(5,212) 157,851	-	(3,956) 123,040	-
	収入未済額	(32,079) 1,084,001	97.8	(32,988) 1,032,641	95.3	(27,983) 881,583	85.4	(25,237) 795,563	90.2
	徴収率	27.9		31.1		37.2		29.8	



上記データから、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて、定期課税台数及び現年分の調定額が毎年度減少傾向にあることがわかる。これは、燃料であるガソリンの高騰により燃費効率の良い軽自動車への乗り換えや、若年層の自動車離れが原因であることが予想される。

徴収率に着目すると、総額ベースで平成 18 年度では徴収率が 94.7%であったが平成 21 年度では 96.3%と 1.6 ポイント上昇している。現年課税分についても、平成 18 年度では 98.0%であった徴収率が、平成 19 年度 98.2%、平成 20 年度 98.7%、平成 21 年度 98.8%と毎年度、右肩上がりなのが読み取れる。

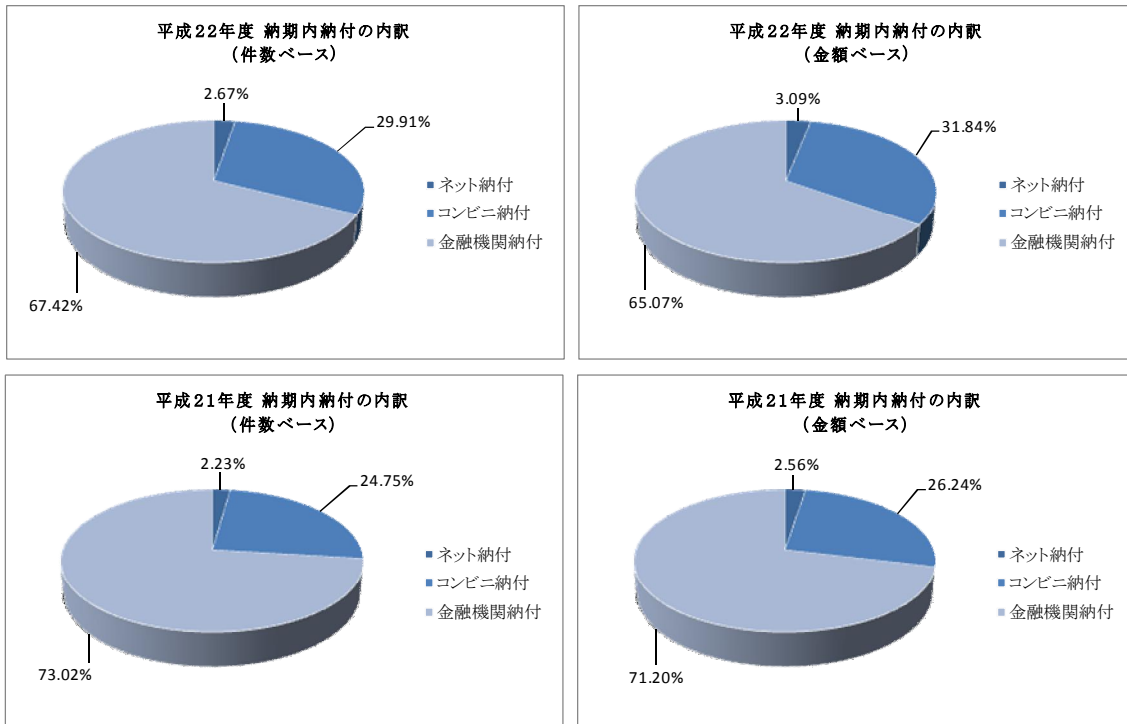
このように徴収率が上昇している背景には、先に述べたように、岐阜県では、金融機関での窓口による納付に加え、24 時間利用できるコンビニエンスストアでの納付、クレジットカードを利用したネット納付といった納税手段の多様化があり、納税者が納税をしやすい環境づくりに努めるとともに納期内納付の徹底と徴収対策の強化による成果が表れていると言える。

以下の表は、納期内納付における納税手段別での納税件数及びその金額である。

【図表 2-32】納期内納付とその納税手段

(単位：千円)

納期内納付	平成22年度		平成21年度		平成20年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
①課税の状況	926,143	33,523,412	957,335	34,571,501	980,304	35,145,514
②納付内納付の状況	709,602	24,745,853	711,403	25,162,299	691,070	24,149,480
③=②/①納付率	76.6%	73.8%	74.3%	72.8%	70.5%	68.7%
ネット納付	18,970	764,762	15,830	644,272	-	-
同上利用率	2.7%	3.1%	2.2%	2.6%	-	-
コンビニ納付	212,212	7,879,790	176,079	6,603,438	152,892	5,703,390
同上利用率	29.9%	31.8%	24.8%	26.2%	22.1%	23.6%
金融機関納付	478,420	16,101,301	519,494	17,914,589	538,178	18,446,090
同上利用率	67.4%	65.1%	73.0%	71.2%	77.9%	76.4%

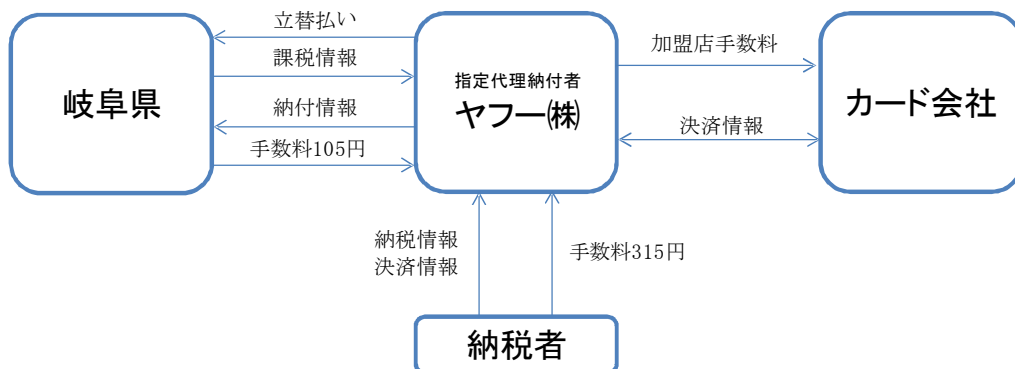


クレジット納付は、クレジット会社と納税者の契約により立替え納税がなされるもので、クレジット納付の申込み期間中は、金融機関等へ出向くことなく終日申込みし、納付が可能となり、納税者の利便性が向上する制度である。

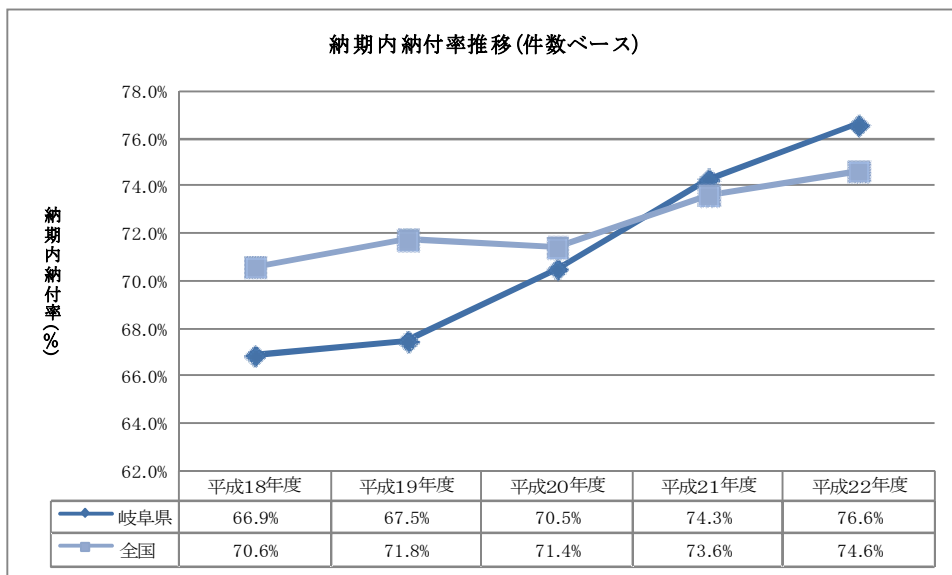
納税者とクレジット会社との契約によっては、納税者は分割支払いも可能となり、税金を支払いたいが資金が無いために納付が遅れていた納税者にとっては、納期限までに納付が可能となる利点もある。

制度の仕組みを図示すると以下のとおりである。

【図表 2-33】



【図表 2-34】 納期内納付率の推移



岐阜県は、平成 20 年度までは納期内納付率が全国平均以下であったが、企業への納期内納付の協力に関する働きかけや徴収対策の強化、また、新たにクレジットカードを利用したネット納付の導入などにより平成 21 年度から全国平均を上回っている。

ネット納付は現在、納期限内での利用しかできないが、平成 22 年度において利用率は 2.7%と前年比で 0.5 ポイント上回っており、納税者に浸透しつつある。ヤフー(株)へ手数料総額 420 円のうち、岐阜県が 105 円を負担しているが、納期内納付の改善に一定の効果が出ているため、今後もクレジットカードによる納付を継続して県民に PR し、納期内納付率の向上に取り組んでもらいたい。

3. 外部監査の結果

(1) 納税通知書の封入作業について

① 概要

現在、納税通知書の封入作業に関しては、事務負担が多大であることから外部委託を行っている。平成 22 年度における自動車税納税通知書のデータ件数及び発送件数は次のとおりである。

【図表 2-35】納税通知書の発送件数

(単位：円)

通数別	全体(A)+(B)		一般用(A)		口座振替用(B)	
	データ件数 (通数)	金額	データ件数 (通数)	金額	データ件数 (通数)	金額
1通	635,005 (635,005)	23,944,457,000	623,568 (623,568)	23,509,540,600	11,437 (11,437)	434,916,400
2通	136,266 (68,133)	4,876,668,700	134,780 (67,390)	4,826,337,600	1,486 (743)	50,331,100
3通	40,698 (13,566)	1,384,582,700	40,314 (13,438)	1,372,656,700	384 (128)	11,926,000
4通	16,952 (4,238)	536,009,500	16,816 (4,204)	532,200,400	136 (34)	3,809,100
5通	10,225 (2,045)	313,722,400	10,135 (2,027)	311,336,900	90 (18)	2,385,500
6通	7,554 (1,259)	226,893,400	7,482 (1,247)	224,798,800	72 (12)	2,094,600
7通	6,202 (886)	184,843,500	6,167 (881)	183,788,900	35 (5)	1,054,600
8通	4,784 (598)	144,429,200	4,752 (594)	143,805,800	32 (4)	623,400
9通	4,266 (474)	129,371,200	4,257 (473)	129,050,600	9 (1)	320,600
10通	3,470 (347)	102,055,500	3,450 (345)	101,310,500	20 (2)	745,000
11通	3,146 (286)	91,808,100	3,113 (283)	91,046,000	33 (3)	762,100
12通	2,520 (210)	76,048,800	2,496 (208)	75,270,700	24 (2)	778,100
13通	2,743 (211)	82,764,200	2,730 (210)	82,503,000	13 (1)	261,200
14通	2,352 (168)	70,062,200	2,338 (167)	69,543,800	14 (1)	518,400
15～通	59,009 (1,169)	1,708,459,000	58,760 (1,163)	1,702,083,600	249 (6)	6,375,400

平成 22 年度定期納税通知書の作成検査（1 回目）として、自動車税事務所の担当者が委託業者へ赴き、①データの引渡件数と受け入れ件数が一致しているか、②各種帳票（定期納税通知書（一般分）、定期納税通知書（口座振替分）、口座振替用納付書、郵便振込取扱票、大口保有一覧表、窓開き封筒 1、2・角一封筒）が仕様書のとおり印刷されているか、という観点につき検査を行っている。検査の結果、重大なエラーは発見されなかった。②の検査については以下のようにサンプルを抽出し、検査を行っている。

【図表 2-36】 定期納税通知書の作成検査（1回目）

＜一般納税通知書＞	
岐阜県内分	岐阜県外分
・郵便番号上3桁500のもの…50枚 ・郵便番号上5桁501-02のもの…50枚	郵便番号を昇順でソートし、最初の100枚
＜口座振替用ハガキ＞	
郵便番号を昇順でソートし、最初の50枚	
＜口座振替用納付書＞	
郵便番号を昇順でソートし、最初の50枚	
＜郵便局用払込取扱票＞	
郵便番号を昇順でソートし、最初の50枚	
＜口座振替用納付書送付兼口座振替報告書＞	
最初の1件分	
＜自動車保有一覧表＞	
最初の1件分	

また、第2回目の検査内容として、開封検査を以下のとおり行っている。

定期納税通知書の作成検査（2回目）

＜県内＞		＜県外(東海4県内)＞	
1 封入3枚	1件(一般) 1件(口座振替用ハガキ)	1 封入2枚	1件(一般) 1件(口座振替用ハガキ)
2 封入7枚	1件(一般) 1件(口座振替用ハガキ)		
3 封入10枚	1件(一般) 1件(口座振替用ハガキ)		
4 角一封筒13枚	1件(一般) 1件(口座振替用ハガキ)	＜県外(東海4県外)＞	
5 角一封筒15枚	1件(一般) 1件(口座振替用ハガキ)	1 封入2枚	1件(一般)
		2 封入6枚	1件(一般)
6 ゆうパック簡易書留便	1件(銀行送付用のもの)	3 封入7枚	1件(一般)
		4 角一封筒14枚	1件(一般)
		5 角一封筒15枚	1件(一般)

② 監査の結果（意見）

委託業者が県の仕様に従い依頼のとおり作業を行っているかどうか検証している点は評価できる。ただし、約90万件の課税内容を誤りなく正しく通知しなければならないため、担当者の異動等によって検査レベルが低下しないように、これまでの実績を踏まえ、年度ごとの税制改正や様式変更等に応じた検査計画等を策定するなどにより、検査精度の向上を図ることが望ましい。

(2) 督促状・差押予告書の発送について

① 概要

岐阜県税条例本法附則第3条の3において、納期限後50日以内に督促状を発送するように求められている。平成22年度は7月12日に発送している。

最近6年間における督促状の発送件数及び滞納整理票の作成枚数は次のとおりであった。

【図表 2-37】 督促状・滞納整理票作成状況

年度	納税通知書送付件数 A	督促状発付件数 B	督促状発付率 B/A	滞納整理票作成枚数 C	滞納整理票作成率 C/A
	件	件	%	件	%
16	1,007,976	177,090	17.57	72,991	7.24
17	1,010,333	171,639	16.99	73,376	7.26
18	1,010,612	170,797	16.90	68,667	6.79
19	1,003,985	160,817	16.02	61,734	6.15
20	992,520	155,284	15.65	59,956	6.04
21	969,644	163,595	16.87	38,321	3.95

また、条例等で明文化されていないが、平成21年度は、差押処分を行う旨の催告状（差押予告書）を8月に1回送付している。なお、平成20年度は8月と11月に催告状を送付したが、平成21年度は送付回数を1回とし、郵送料などのコスト削減を図ったが、徴収率は上昇している。

（※送付件数 平成20年度 8月：73,250件（現年）、11月：82,554件（現年＋滞繰）
平成21年度 8月：103,498件（現年＋滞繰）

【図表 2-38】 差押予告書の発送件数

差押予告書	平成21年度	平成22年度	増減(H21→H22)
件数(件)	103,498	93,036	△ 10,462
滞納者数(人)	70,652	61,090	△ 9,562
金額(百万円)	3,384	2,938	△ 446

② 監査の結果（意見）

納税手段の拡大や納期内納付のPR促進等により、督促状及び差押予告書の発送件数及び金額は減少している。しかしながら依然として、督促状の発送件数は15万件を超え、差押予告書についても9万件を超えている。督促状、差押予告書それぞれの発送につき80円程度の郵便料金が徴収コストとして、県の財源から支払われている。また、当該経費の平成22年度実績は、封入作業に係る外部委託料金と郵送料金と合わせて16百万円程度である。

現在、岐阜県においては、「督促手数料」を徴収する規定はなく、このような督促手

数料を県が負担している。また、延滞金についても 1,000 円未満は賦課されない。納税者の多くは納期限内に納付を行っているにもかかわらず、一部の滞納者のために県の貴重な財源から徴収コストを費やすことは、納税意欲の低下をもたらしかねない。

県の条例を改正して延滞金をも含めた督促手数料を徴収することについて、税務システム改修などの必要性等も含め、総合的な費用対効果を勘案し検討する必要がある。

第7. 軽油引取税

1. 軽油引取税の概要

(1) 軽油引取税の定義

軽油引取税は、都道府県が課税する「県税」であり、軽油の引取りに対し、量を基準として課税を行う。

また、特別徴収を原則とし、申告により納入される。

(2) 課税要件

- 課税客体...特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うもの
- 納税義務者...当該引取りを行う者
- 課税権者...当該軽油の納入地所在の道府県
- 税率...1 キロリットルにつき、3 万 2 千百円

① 元売業者（総務大臣の認可）

- (ア) 軽油を製造することを業とする者
 - (イ) 軽油を輸入することを業とする者
 - (ウ) 軽油を販売することを業とする者
- } 国内軽油の流通の出発点

② 特約業者（都道府県知事の指定）

元売との販売契約に基づき、継続的に軽油の供給を受け、販売することを業とする者

③ 石油製品販売業者

元売、特約以外の石油製品の販売業者

(3) 申告・納税方法

軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない（法第 144 条の 13）。ただし、法第 144 条の 2 第 3 項から第 6 項まで、または法第 144 条の 3 の規定によって軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法によるものとする。

【特別徴収制度】

特別徴収義務者が、納税義務者から税を徴収し、納税義務者にかわって、申告納入する制度。軽油引取税の特別徴収義務者は、元売または特約業者。

軽油の現実の納入を伴う納入を行う際に、徴収する。

(4) 課税免除

① 輸出または二重課税の排除のための課税免除

- (ア) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- (イ) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

② 用途による課税免除等＝免税証に関わること

《条件》

- (ア) 道路の使用に直接関連しない
- (イ) 生産費中に占める軽油の消費額が比較的高率
- (ウ) 他の石油製品と代替が困難
- (エ) 免税手続きが簡単で脱税防止が容易
- (オ) その業種が他に道路の使用に関連する用途に流用できないこと
- (カ) 課税庁側にとって過重な負担とならないこと

(5) 用途による免除

軽油は、原則課税である。しかし、ある一定の条件を満たした用途は、政策的な見地から課税免除される。

運用にあたっては、法令の拡大解釈等をせず、厳格に行われなければならない。

① 免税軽油使用者証の交付

- 免税軽油を使おうとする場合、まず免税軽油使用者証の交付を受けなければならない。
- この申請により、条件に一致している用途か、適格者か、機械は良いかなどが審査される。

② 免税証の交付

- 免税軽油使用者証を提示して、免税証の交付を受ける。
- 免税証の交付については、その申請数量が適正かどうか審査される。

③ 免税軽油の引取り

- 免税軽油使用者は、免税証を石油製品販売業者に提示して、免税価格にて軽油を購入できる。
- 免税証は、最終的に特別徴収義務者を介して、申告時点で課税免除される。

④ 免税軽油使用者に課せられる義務と禁止事項

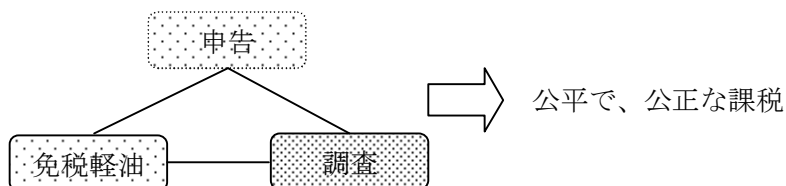
- 免税軽油使用者は、免税軽油の引取、免税軽油の日ごとの使用などに関して、帳簿に記録し、報告しなければならない。
- 免税証を譲渡してはならない。
- 承認なくして、免税軽油を譲渡してはならない。

(6) 軽油引取税に関する調査等

軽油引取税を担当する所属の事務は、大別して以下の3つである。

- ① 申告事務・・・申告書の処理、申告指導、調定、統計など
- ② 免税軽油事務・・・申請書の審査、免税証の交付、免税軽油調査など
- ③ 調査事務・・・需要家、路上などの抜取調査など

これら3つの事務を連携することにより、公平で公正な課税を行う。



軽油引取税は、特別徴収義務者または納税者の自主的な申告・納税を基本とする。しかしながら、地方税法の不知や誤解、または意図的な行為によって、税を免れることが発生する。

こうした状況は、税負担の公平さ・公正さを欠く要因となり、適正に申告を行うものからすれば、許し難いことである。

そこで、地方税法は、第144条の44において、適正を欠く納税者等に対しては、更正・決定処分を行うと規定している。そして、それら情報を収集するために調査を行うのである。調査とは、税負担の公平さ・公正さを保持するために不可欠な行為と言っても過言ではない。

地方税法（軽油引取税）の調査は、その目的によって「通常調査」と「犯則調査」とに分けられる。また、これらの法的根拠、調査対象およびその形態も違う。

(ア) 通常調査

軽油引取税の課税標準量を把握し、税額を確定させ、納税義務を課すための調査。

法第144条の11を根拠とし、相手方の任意の協力により行われる。

(イ) 犯則調査

軽油引取税をほ脱し、または納税秩序維持のための義務に違反する犯罪を明らかにする調査。

	通常調査	犯則調査
目的	課税標準量を把握し、税額を確定させ、納税義務を課するため	ほ脱し、また納税秩序維持のための義務に違反する犯罪を明らかにする。
手法	任意による質問、検査	任意：質問、検査、領置 強制：臨検、搜索、差押

調査対象	特別徴収義務者、納税者、これらのものに金品の給付等を行う者	嫌疑者および参考人
------	-------------------------------	-----------

(7) 特別徴収報償金

県税特別徴収制度の円滑な運営を図り、県税収入の確保を期するため特別徴収義務者に対し、報償金を交付している。

期限内申告納入：2.5%、それ以外：1.8%

昭和 32 年	間税特別徴収報償金要綱創設 (料理飲食等消費税、娯楽施設利用税、軽油引取税の3間税分を含む) 交付率(軽油) 1.0%
昭和 48 年	旧自治省通達 「交付率(軽油) 1.0%を下らない率にするように」
昭和 55 年	旧自治省通達 「交付率を 2.0%に引き上げるように」
昭和 56 年	交付率 1.7% [通達・他県の動向を踏まえながら、段階的に交付率を引き上げ]
昭和 57 年	間税特別徴収報償金要綱を整理(税目ごと3要綱に分離) [料理飲食等消費税に係る報償金が既に2つの交付率(「期限内申告納入」と「それ以外」)を設定していたことから、軽油引取税に係る報償金も2つの交付率を設定] 期限内申告納入：1.8% それ以外：1.7%
昭和 60 年	期限内申告納入：1.9% それ以外：1.8% [昭和 55 年通達達成のため、それぞれ 0.1%引き上げ]
昭和 60 年	旧自治省通達 [交付率を 2.2%を目途として定めるように]
昭和 61 年	期限内申告納入：2.0% それ以外：1.8% [通達・他県の動向を踏まえながら、段階的に交付率を引き上げ] [期限内申告納入時の交付率のみ、以降同じ]
平成 2 年	旧自治省通達 「交付率を 2.5%を目途として定めるように」
平成 3 年	期限内申告納入：2.4% それ以外：1.8% [通達・他県の動向を踏まえながら、段階的に交付率を引き上げ]
平成 4 年	期限内申告納入：2.5% それ以外：1.8% [通達・他県の動向を踏まえながら、交付率を引き上げ]→現在に至る

2. 外部監査の結果

(1) 年度計画について

① 概要

各県税事務所では「軽油引取税調査計画」を策定し、年間の見通しを立てるとともに、それを実行し、年度末にはその結果と計画を比べ、その分析結果を次年度の計画に反映させる、という体制を考えている。これは少ない資源で最大の効果を得るために必要なことである。

この調査計画は四半期別に策定することとなっているが、単純に年間調査件数等を均等に按分しているような県税事務所もある。

また、その場その場の判断で、より効果的な調査方法を行い対応しているが、そのために計画と乖離するような結果になることがある。しかし、調査計画と実績との差異、理由が必ずしも書面にて明確になっておらず、それを次年度の計画に反映させるような、今後の改善に関する明確な方針が定められていない。

② 監査の結果（指摘）

「軽油引取税調査計画」に関し、県では四半期別に具体的な計画を策定することが必要であると判断していることから、それに見合った適正な計画を策定することが必要である。

また、目的に対しより効果的な調査方法を行うことによって計画と乖離する場合、乖離することが問題ではない。乖離した理由、次年度への改善点を明らかにすることが重要と考えられる。年度の途中にても担当者の異動がないとは言えないため、少ない資源で最大の効果を得るために、計画と実績の分析を行い、調査方針を書面にて明確にし、調査結果の有効性及び調査担当者のあらゆる業務への時間配分の有効性を確保することが必要である。

(2) 軽油流通情報管理システム

① 概要

県では軽油流通情報管理システムが使用されている。軽油流通情報管理システムの閲覧・検索を行うことにより、軽油の元売・特約業者等の調査に有効な情報を得ることができる。現状では軽油流通情報管理システムを有する端末は税務課と岐阜県税事務所に設置されているのみで、他の県税事務所では端末が設置されていないためタイムリーに利用をすることができない。税務課あるいは県税事務所で、軽油流通情報管理システムのエラーリスト・未登録リストを紙ベースで打ち出しそれを郵送して活用もしている。当該エラーリストには、軽油流通情報管理システムへの納税者情報登録ミス等に関する情報が記載されている。

また、軽油流通情報管理システムからエラーリスト、未登録リストが出力されるが、当該リスト記載の情報に対してメンテナンスの頻度が少なく、メンテナンスがタイムリーに行われていない場合がある。

② 監査の結果（指摘）

軽油流通情報管理システムの閲覧・検索が税務課と岐阜県税事務所以外で実施できないことで軽油流通情報管理システムから紙ベースのエラーリストを打ち出し、当該エラーリストを各事務所に郵送するための時間及び労力がかかっているが、関係する範囲での経済性を考えた場合、望ましい方法ではないと考えられる。

軽油流通情報管理システムの閲覧・検索を税務課、岐阜県税事務所以外においても実施できるようにする必要がある。当該システムの運用業務に関する契約書の仕様書において、3台以上の設置を希望する場合は当事者間で協議することとなっており、設置が禁止されているわけではない。端末を設置あるいは移設するのにコストがかかるが、長期的な利用を行うにあたり、現在の不便性との比較を行う必要はあろう。

なお、この点については、軽油流通情報管理システムの変更が予定されており、各県税事務所の端末から情報の入力、訂正、閲覧、検索ができるようになり、長期的な利便性の向上が図られることが予想される。

また、軽油流通情報管理システムからエラーリスト、未登録リストが出力された場合、何らかのメンテナンスが必要な状況が生じているのであるから、有効に利用するために、遅滞なくフォローを行い、適宜、適切なメンテナンスを行う必要がある。

(3) 抜取調査

① 概要

税負担の公平さ・公正さを保持するため調査行為を行っている。路上抜取調査の主な目的は地方税法の不知や誤解、または意図的な行為によって、税を免れることや不正軽油の流通を防止することである。路上抜取調査では、不正軽油の取り締まりの他、不正に対する牽制の目的も考えられる。

現状においては、路上抜取調査を実施しているため、一定の牽制効果があるが、より一層牽制効果を高める余地があると言える。

② 監査の結果（意見）

路上抜取調査の主たる効果が牽制であれば、より牽制効果を高めるために新聞、チラシ、ポスターなどの費用を最小限に抑え、パブリシティを積極的に活用することによって牽制効果をより高めていくことが望ましい。

(4) 調査対象

① 概要

軽油引取税は、引取り課税であり、その商流の性質から通常調査が重要である。しかしながら、「軽油引取税（免税軽油）課税調査計画書及び調査実施経歴書（平成 21 年度）」及び「平成 21 年度 軽油引取税 課税調査実施計画及び調査実績一覧」によると、平成 13 年度以後平成 21 年度までの間に一度も課税調査が行われていない免税軽油使用者が存在している。

税額の誤りまたは脱税が生じていたとしても通常調査が行われない免税軽油使用者について、その発見が遅延する可能性や徴収漏れが生ずる可能性がある。

② 監査の結果（指摘）

免税軽油使用者について計画的なローテーション制度を設けて、定期的な調査を行うよう計画を策定し、実施することが必要である。

(5) 調査対象期間

① 概要

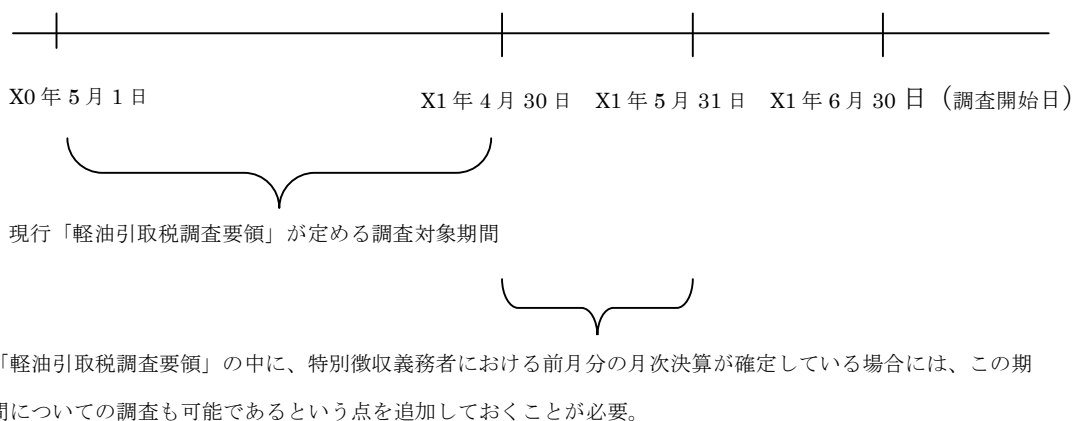
「軽油引取税調査要領」（一部改正 平成 21 年 4 月 1 日）第 4（3）によると、「調査対象期間は 1 ヶ年以上とすべきであり、この期間は、調査開始日の属する月の前々月から起算してさかのぼるものとする。」とある。しかしながら、調査開始日の属する月の前月から起算して 18 ヶ月間遡って調査を行っている案件が見受けられた。

上記のように、現状としては、調査開始日の属する月の前月から起算して過去に遡って調査を行うことがある。この点が、「軽油引取税調査要領」上、明確ではないが、脱税防止という調査本来の趣旨からすると、調査開始日の属する月の「前月」から起算して過去に遡って調査を行うべき調査の姿である。ただし、どのような場合に調査開始日の属する月の「前月」から起算して過去に遡って調査を行うことができるかという点を明確に規定しないと、各県税事務所間で制度の運用面に差が生じることになり妥当ではない。

② 監査の結果（意見）

特別徴収義務者に対する調査の指標である「軽油引取税調査要領」の中に、特別徴収義務者における前月分の月次決算が確定している場合には、調査開始日の属する月の「前月」から起算して過去に遡って調査を行うことができるという点を追加しておくことが望ましい。

【図表 2-39】 調査対象期間のイメージ



(6) 「軽油売上月間集計表」(その2)、「軽油売上月間集計表」、「軽油仕入月間集計表」

① 概要

軽油引取税は、脱税しやすい税目であり、通常調査が重要である。そして、当該調査の結果は、「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」という形でまとめられる。

そこで、任意の「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」(通常調査に係るものであり、調査対象期間が、「平成20年4月1日～平成21年9月30日」と記載されている。)を閲覧したところ、以下の問題点が検出された。

- 「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」の添付書類である「軽油売上月間集計表」(その2)上、申告数量、調査数量、差量について、平成20年4月分～平成21年2月分の数値しか記載されていない。
- 「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」の添付書類である「軽油売上月間集計表」上、平成20年4月～平成20年6月分の申告等に関する数量が記載されていない。
- 「軽油引取税課税調査書(特別徴収義務者用)」の添付書類である「軽油仕入月間集計表」上、平成20年4月～平成20年6月分の申告等に関する数量が記載されていない。

「軽油売上月間集計表」(その2)、「軽油売上月間集計表」、「軽油仕入月間集計表」が正確に作成されていない場合には、後日改めて事実確認が必要になった際に、当該案件に係る事実を正しく把握することができなくなる。

② 監査の結果(意見)

「軽油売上月間集計表」(その2)、「軽油売上月間集計表」、「軽油仕入月間集計表」記載の数値が調査対象期間における数値を網羅していないような場合には、当該集計表の中に注釈を入れる等により数値が抜けている旨、その理由及びその内容を記載し、当該集計表に不備が無いようにすることが望ましい。

第8. ゴルフ場利用税

1. ゴルフ場利用税の概要

(1) ゴルフ場利用税の定義

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課税される税金である。

(2) 沿革

① 娯楽施設利用税の創設（昭和 29 年度税制改正）

娯楽施設の利用に対して課される税。課税対象施設は、ゴルフ場、パチンコ場、まあじゃん場、たまつき場、ボーリング場等

② 娯楽施設利用税からゴルフ場利用税へ（昭和 63 年度税制改正）

消費税の導入に伴い、間接税の整理がなされ、課税対象をゴルフ場だけに限定したゴルフ場利用税に改められた（標準税率 1,100 円→800 円に引下げ）。

(3) 課税要件

納税義務者（条例第 99 条、法第 75 条）

ゴルフ場の利用者



ゴルフ場とは、（取扱通知第 7 章第 1 一）

- ① ホール数が 18 ホール以上であり、かつコースの総延長をホール数で除して得た数値（ホールの平均距離）が 100m 以上の施設（施設の総面積が 10 万㎡未満のものを除く。）
- ② ホール数が 9 ホール以上 18 ホール未満の場合は、ホールの平均距離が概ね 150m 以上の施設

【岐阜県内のゴルフ場施設数（平成 22 年 4 月 1 日現在）】

岐阜	16	東濃	68	飛騨	7	計	91
岐阜 9	西濃 7	中濃 37	東濃 31				

(4) 税率

利用の日ごとに定額で課税（定額課税）

→1 人 1 日の利用行為に対して課税するため、ゴルフ場を利用する限り半ラウンドプレーしても 2 ラウンドプレーしても 1 人が納める税額は同じ。

① 標準税率（法第 76 条第 1 項）

1 人 1 日につき 800 円

② 制限税率（法第 76 条第 2 項）

1 人 1 日につき 1,200 円

ゴルフ場の整備の状況等に応じて、税率に差等を設けることができる（法第 76 条第 3 項）。→ゴルフ場の利用料金の相違、ホール数、施設の整備の状況等の相違を勘案して数段階の税率区分を設けることができる（取扱通知第 7 章第 2 三 (2)）。

(5) 岐阜県の税率

ゴルフ場の等級ごとに 6 段階の税率区分を設けている（条例第 100 条第 1 項）。

等級は、ホール数及び利用料金を基準として決定（規則第 91 条第 1 項）。

非会員制のゴルフ場の等級は 1 級下位の等級（規則第 91 条第 2 項）。

「利用料金」は、平日の非会員の利用料金（グリーンフィー等）及び利用の際にその対価または負担として支払うべき金額の合計額（規則第 91 条第 3 項）。

等級	税率	基準項目	
		9ホール以上 18ホール未満	18ホール以上
1級	1,100円	/	利用料金 10,000円超
2級	950円		利用料金 8,000円超 10,000円以下
3級	800円		利用料金 6,000円超 8,000円以下
4級	650円		利用料金 4,500円超 6,000円以下
5級	500円		利用料金 3,000円超 4,500円以下
6級	350円	全施設	利用料金 3,000円以下

(6) 徴収

① 徴収方法

特別徴収の方法による（法第 82 条、条例第 102 条）。

② 特別徴収の手続

(ア) ゴルフ場の経営者を特別徴収義務者として指定（条例第 103 条第 1 項、規則第 91 条の 3）

(イ) 特別徴収義務者は、毎月 15 日までに前月の 1 日からその月の末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税についてその課税標準の総数（利用人員）、税額等を記載した納入申請書を提出し、及びその納入金を納入しなければならない（条例第 104 条第 1 項、規則第 92 条）。ただし、ゴルフ場の営業を廃止した場合は、

その廃止した日から 5 日以内に廃止した日までに徴収すべきゴルフ場利用税について申告納入する（取扱通知第 7 章第 3 四（2）ア）。

③ 特別徴収義務者としての登録

（ア）ゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者は、ゴルフ場の経営を開始しようとする日前 5 日までに登録を申請しなければならない（法第 84 条第 1 項、条例第 105 条第 1 項・第 3 項前段、規則第 93 条第 1 項）。登録事項に変更を生じた場合は、変更を生じた日から 5 日以内に登録の変更を申請しなければならない（条例第 105 条第 3 項後段、規則第 93 条第 1 項）

（イ）特別徴収義務者は、ゴルフ場の経営を休・廃止または再開したときは、当該休・廃止または再開した日から 5 日以内に報告しなければならない（条例第 105 条第 4 項、規則第 93 条第 2 項）。

（ウ）県税事務所長は、登録の申請を受理した場合は、申請者に対して特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない（法第 84 条第 2 項～第 5 項、条例第 106 条、規則第 93 条、第 146 条第 1 項～第 3 項）。

④ 帳簿記載義務

特別徴収義務者は、毎日次の事項を帳簿に記載し、当該帳簿を使用最終の日から 1 年間保存しなければならない（条例第 111 条第 1 項、第 2 項）。

<帳簿記載事項>

- 料金別の利用者数及び利用料金の総額
- ゴルフ場利用税額

2. 外部監査の結果

(1) 課税調査

① 概要

課税調査は、特別徴収義務者が、条例に従って徴収すべきゴルフ場利用税を正確に、かつ漏れなく申告納付しているか否かを確認することを目的としている。また、課税調査を行うこと自体が牽制機能を有している。

しかし、「平成 22 年度 ゴルフ場利用税 課税調査実施計画及び調査実績一覧」において、平成 13 年度以降平成 21 年度まで一度も課税調査が実施されていない特別徴収義務者が散見された。

県では、過去の課税処分歴や通報事案を考慮して重要性の高い特別徴収義務者に対する課税調査が計画、実施されている。しかし、過去長期間にわたり全く課税調査を実施していない特別徴収義務者については、仮に税額の誤りや脱税が生じていたとしても、当該事実の発見が遅延し、課税調査による牽制機能が有効活用されないことになる。

② 監査の結果（指摘）

申告納付が正確に行われていることを確かめ、さらに十分な牽制機能を発揮するため、各特別徴収義務者に対して漏れなく定期的に課税調査を実施すべきである。

第9. 滞納整理事務

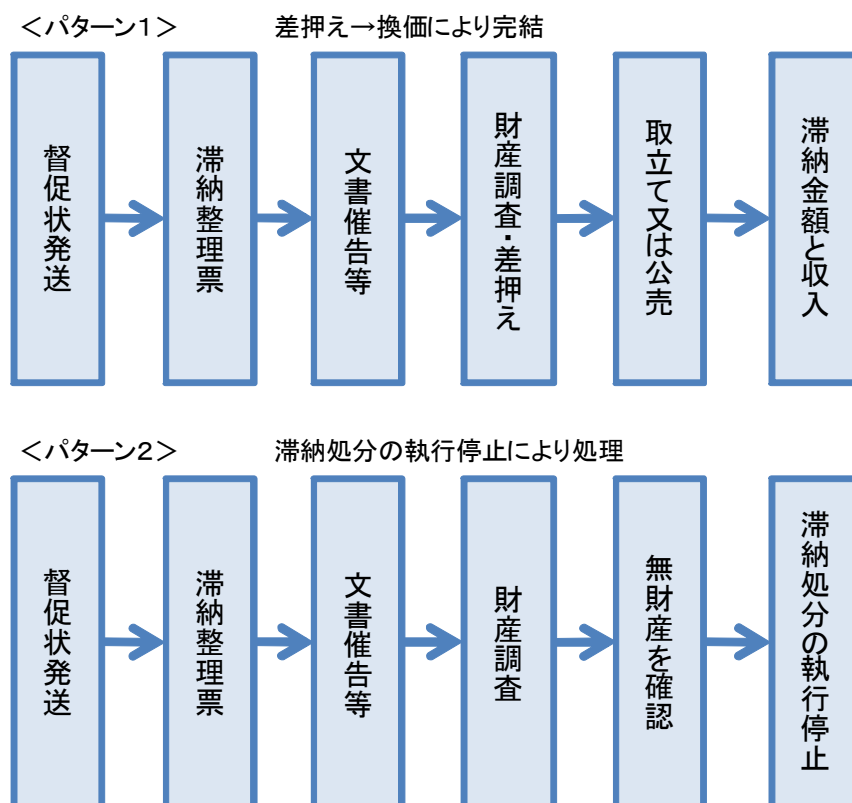
1. 滞納整理事務の概要

(1) 滞納整理事務手続き

地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。県税は原則として納期限内に納めなければならない。しかし、納税者の中には諸々の理由により納期限までに徴収金を完納せずに滞納している者が存在する。このような滞納者について、納期限後 20 日以内（自動車税は 50 日以内）に、督促状を発送する。督促を行っても納税がない場合は、滞納事案として以下に示したように、一連の事務手続きが行われる。これを滞納整理という。

滞納整理の流れは大きくわけて次の 2 パターンに分類される。

【図表 2-40】



督促状が発送され、催告を実施しても自主的な納税がない場合には「強制的な」手段で納税という目的を果たすことになる。そのための準備が「財産調査」である。財産調査で換価価値のある財産が見つければ、差押えをはじめとする滞納処分での強制的に税を徴収することになる<パターン 1>。

一方で、財産調査の結果、財産がない場合や、所得がなく納付そのものが客観的に

困難な場合には、地方税法第 15 条の 7 の規定に基づき、滞納処分の停止という処理を行うこととなる<パターン 2>。

(2) 滞納処分の執行停止

① 執行停止の要件

滞納処分の執行停止とは、滞納者が無財産である等一定の事由があると認められる場合に、当該滞納者からの申請を要することなく、職権により滞納処分の執行を停止するものである。

滞納処分の停止を判定するときに、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止する（法第 15 条の 7 第 1 項）。

- 1号 滞納処分をすることができる財産がないとき
- 2号 滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- 3号 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

② 事務手続き

県税事務所長は、滞納処分の執行停止の調査基準に照らし合わせ、滞納処分の執行停止の要件に該当することを確認したときは、「滞納処分執行停止決議書」を作成し、決議する。また、滞納処分の執行を停止したときは、「滞納処分執行停止等通知書」により、滞納者へ通知する。

③ 滞納処分の執行停止の効果

(ア) 差押えの禁止及び解除

執行停止期間中は、その停止に係る滞納徴収金について、新たな滞納処分（交付要求、参加差押を除く）をすることができない。

(イ) 執行停止期間中の納付等

執行停止期間中であっても、滞納者が自発的にその執行停止に係る滞納徴収金を納付・納入したときは、その納付・納入した金額を収納し、また、過誤納金等の還付金または交付要求等に係る受入金を執行停止に係る滞納徴収金に充当して差し支えない。

(ウ) 時効

県税徴収金の消滅時効は、滞納処分の執行停止期間中も進行するので、消滅時効が完成すれば執行停止期間中でも、納税義務は消滅する。

(エ) 延滞金の免除

滞納処分の執行停止をした場合に、その停止をした県税徴収金に係る延滞金

額のうち、執行停止期間中に対応する金額は全額免除する。

④ 納税義務の消滅

(ア) 3年間の継続

執行停止が取り消されることなく、3年間継続したときは、その執行停止に係る県税徴収金（延滞金も含む）の納税義務は当然に消滅する。

(イ) 直ちに消滅させることができる場合

地方税法第15条の7第5項に規定する「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当する場合、執行停止後、直ちにその執行停止に係る県税徴収金（延滞金も含む）の納税義務を消滅させることができる。

⑤ 執行停止後の事後調査

(ア) 事後調査の目的

滞納処分の執行停止は、納付能力を一時的に喪失したもの、または所在不明の者につき、その資力が回復するまで、または所在が判明するまでの一定期間を限度として、滞納処分の執行を見合わせる趣旨の制度である。執行停止後に、事後の状況を調査しないで放置することは、税負担の公平性を欠くことになるため、執行停止を継続することの適否を継続して監視する必要がある。

(イ) 事後調査の対象及び手続

調査の対象は、前年度以前に滞納処分の執行を停止したものである。原則として1年に1回は滞納者の財産状況等を調査する。当該年度中に納税義務が消滅する予定の者については、納税義務消滅予定日前に調査を実施する。

⑥ 執行停止の取消し

(ア) 執行停止の取消し（資力回復調査）

執行停止後に、その執行に係る滞納者について、地方税法第15条の7第1項各号のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、執行停止をした日から3年以内にその執行を取り消さなければならない。

資力回復調査の結果、執行停止を取り消すときは、「滞納処分執行停止取消決議書」に調査復命書を添付して、決裁を得る。

(イ) 取消しの通知

滞納処分の執行停止を取り消したときは、「滞納処分執行停止取消等通知書」により、滞納者に通知する。

(3) 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定した税金が督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来する場合や、滞納処分執行停止中の事案について3年間継続した場合、もしくは、納税義務を即時に消滅させる場合において、納税義務を免除するものである。

不納欠損処理ができる場合は、地方税法によって以下のとおりに定められている。

- 時効完成（法第18条第1項）

地方税法第18条第1項の規定により法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

- 3カ年継続による納税義務の消滅（法第15条の7第4項）

滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

- 直ちに納税義務を消滅させたもの（法第15条の7第5項）

滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(4) 延滞金

延滞金は、税金が納期限を過ぎてから納付された場合に、納期限より遅れた分の日数に応じて一定の金額を徴収するものである。

延滞金の割合は以下のとおりである。

納期限の翌日から1ヵ月を経過する日まで	年 7. 3%	(※)
その後、納税の日まで	年 14. 6%	

※地方税法本法附則第3条の2の規定に基づき、平成21年中においては、年4.5%の割合で計算する。

(5) 財産調査・財産の差押え

① 財産調査

徴税吏員は、滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要がある場合には、滞納者に対して質問し、または帳簿書類などを検査することができる「質問・検査」の権限（国税徴収法第141条）と、質問・検査によっても十分な結果が得られない場合などに、滞納者等の住居等について調査することができる「搜索」の権限（国税徴収法第142条）が認められている。

徴税吏員がこれらの権限を行使する場合には、必ず「徴税吏員証」を携帯し、関係者からの請求があった時は、これを呈示しなければならない（国税徴収法第147条第1項）。

② 財産差押え

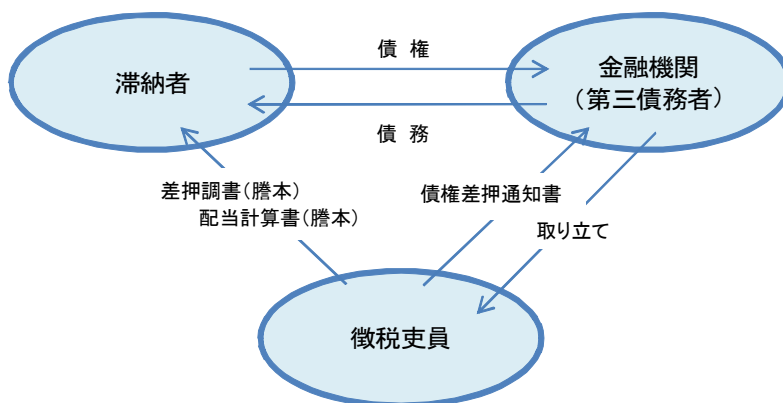
滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る税金を完納しないときは、滞納者の財産を差押さえなければならない。

滞納者の財産を差押さえるにあたって、差押さえる財産の選択やその時期は徴税吏員の裁量による。ただし、必要な範囲を超えた差押えを制限するため、「超過差押えの禁止」、「無益な差押えの禁止」、「第三者の権利保護」、「第三者の権利の目的となっている財産の差押換え」といった制限規定を設けている。

(ア) 預金債権の差押え

滞納整理の中で最も行われているのが預金債権の差押えである。預金債権の差押えは、預金者である滞納者が持っている債権を差押え、滞納者が受け取る預金債権を強制的に滞納税に充てる処分である。

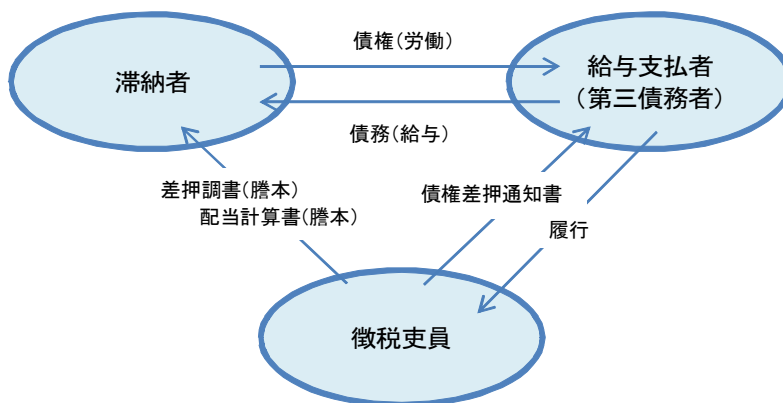
【図表 2-41】



(イ) 給与の差押え

給与の差押えは、第三債務者である給与支払者に対して、「債権差押通知書」を送達して行う。給与支払者が「給与等差押可能金額算出表」により計算した金額を納付書や振り込みにより、給料支払日に滞納者に代わって支払ってもらう。

【図表 2-42】



2. 岐阜県における状況

(1) 大口滞納事案の状況

平成 19・20・21 年度の事務所別の大口滞納事案額は次のようになっている。

【図表 2-43】

(単位: 件、円)

	H20.5.31現在		H21.5.31現在		H22.5.31現在	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岐阜県税事務所	79	514,597,495	71	479,944,506	67	480,290,138
西濃県税事務所	19	82,064,331	19	42,636,618	16	30,461,815
中濃県税事務所	9	20,375,061	12	45,081,861	11	42,060,045
東濃県税事務所	29	196,098,066	36	219,761,961	24	248,725,052
飛騨県税事務所	5	9,257,779	7	20,617,700	8	30,331,931
自動車税事務所	1	2,722,800	1	3,019,554	0	0
県計	142	825,115,532	146	811,062,200	126	831,868,981

※1 大口滞納は国税の滞納金額(本税及び加算金)が100万円以上の事案をいう。

2 件数、金額は各基準日現在の数字である。

3 上記の数字(件数、金額)には執行停止中の大口滞納事案は含まない。

金額的には、岐阜県税事務所が多い。件数も多く、1件当たりの滞納金額も高額である。大口の滞納事案は複雑で困難な事案が多いため、多くの県税事務所では、所長を中心に滞納整理方針を決定し、年に4回、その進捗状況を県の税務課へ報告している。

(2) 差押処分の実施状況

平成 19・20・21 年度の事務所別の県税差押件数は次のようになっている。

【図表 2-44】

(単位: 件、円)

	H19.4.1-H20.3.31		H20.4.1-H21.3.31		H21.4.1-H22.3.31	
	差押件数	換価金額	差押件数	換価金額	差押件数	換価金額
岐阜県税事務所	1,186	159,022,703	1,597	110,234,866	2,108	114,037,605
西濃県税事務所	554	32,024,131	926	38,933,791	1,251	29,017,595
中濃県税事務所	543	22,295,004	1,098	38,058,306	1,750	53,758,967
東濃県税事務所	394	31,214,589	1,215	79,916,755	2,164	108,614,862
飛騨県税事務所	170	3,434,635	364	8,880,202	644	14,078,117
自動車税事務所	294	8,603,700	643	16,552,195	620	19,683,683
税務課	1,516	194,728,887	1,311	233,834,027	1,714	414,100,612
県計	4,657	451,323,649	7,154	526,410,142	10,251	753,291,441

※1 差押件数は、差押調書の数である。

2 換価金額は、期間中に換価した金額である。(預金なら取立て、不動産なら公売による換価など)

※ 東濃県税事務所及び税務課には、個人住民税分を含む。

平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、差押件数及びその換価金額が大幅に増加している。滞納事案の早期解決に向け、差押えを中心とした滞納整理を積極的に行っているものと推察できる。特に東濃県税事務所においてその傾向が顕著に現われており、差押件数は 5.5 倍、換価金額は 3.4 倍になっている。差押件数の増加率と換価金額の増加率に乖離がみられるのは、少額の案件でも積極的に差押え、換価によって滞納税額に充当していこうとする処分方針が、数値にも表れていると考えられる。

差押財産の内訳は以下のとおりである。

【図表 2-45】

H19年度実績(H19.4.1～H20.3.31)

(単位: 件)

事務所	電話加入権	債権	債権				不動産	動産	自動車	その他	合計
			預貯金	売掛金	給与	その他					
岐阜県税事務所	7	897	676	149	0	72	62	32	163	25	1,186
西濃県税事務所	9	408	373	3	10	22	41	2	72	22	554
中濃県税事務所	0	334	319	1	5	9	13	3	192	1	543
東濃県税事務所	0	323	288	10	6	19	6	12	51	2	394
飛騨県税事務所	4	150	148	0	1	1	10	2	4	0	170
自動車税事務所	0	291	290	0	0	1	0	0	3	0	294
税務課	2	1,398	1,223	6	53	116	37	14	46	19	1,516
計	22	3,801	3,317	169	75	240	169	65	531	69	4,657

※ 東濃県税事務所及び税務課には、個人住民税分を含む。

H20年度実績(H20.4.1～H21.3.31)

(単位: 件)

事務所	電話加入権	債権	債権				不動産	動産	自動車	その他	合計
			預貯金	売掛金	給与	その他					
岐阜県税事務所	0	1,148	980	22	5	141	61	15	346	27	1,597
西濃県税事務所	1	698	625	3	34	36	51	2	156	18	926
中濃県税事務所	0	903	598	8	284	13	10	3	179	3	1,098
東濃県税事務所	0	1,067	1,023	3	15	26	37	15	75	21	1,215
飛騨県税事務所	2	292	291	0	0	1	3	1	66	0	364
自動車税事務所	0	615	610	0	3	2	0	0	28	0	643
税務課	0	1,250	1,076	22	51	101	11	24	16	10	1,311
計	3	5,973	5,203	58	392	320	173	60	866	79	7,154

※ 東濃県税事務所及び税務課には、個人住民税分を含む。

H21年度実績(H21.4.1～H22.3.31)

(単位: 件)

事務所	電話加入権	債権	債権				不動産	動産	自動車	その他	合計
			預貯金	売掛金	給与	その他					
岐阜県税事務所	0	1,638	1,494	7	19	118	48	21	367	34	2,108
西濃県税事務所	0	767	695	0	45	27	56	0	408	20	1,251
中濃県税事務所	0	1,484	866	16	569	33	16	3	247	0	1,750
東濃県税事務所	0	2,007	1,929	14	8	56	27	6	111	13	2,164
飛騨県税事務所	0	384	374	1	6	3	9	0	251	0	644
自動車税事務所	0	617	614	0	2	1	2	0	1	0	620
税務課	1	1,613	1,343	12	52	206	31	25	34	10	1,714
計	1	8,510	7,315	50	701	444	189	55	1,419	77	10,251

※ 東濃県税事務所及び税務課には、個人住民税分を含む。

差押手続き及び換価価値が最も合理的に行える預貯金の差押えが最も多く、次いで自動車、給与となっている。財産の差押えについては、小口滞納事案(30万円以下)の場合、個別の事案に応じて行われる。岐阜県では、県税事務所ごとに県税滞納整理事務の運営方針にて年間の差押件数目標を定めており、職員別の差押え実績を管理している。近年の差押件数及び換価金額の増加はこのような徴収担当職員の徴収努力にあり、徴収率の向上を図った積極的な徴収・滞納整理事務に今後も期待したい。

(3) 不納欠損額の状況

平成 21 年度において発生した不納欠損額は以下のとおりである。

【図表 2-46】

(単位:件、円)

区分 税目	時効完成		執行停止中 時効完成		3年間継続による納 税義務の消滅		直ちに納税義務を消滅させたもの						計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	限定承認		法人の解散等		会社更正法関係		件数	税額
							件数	税額	件数	税額	件数	税額		
個人県民税	0	278,301,503	0	0	0	0	0	0	0	31,986,780	0	0	0	310,288,283
均等割及び所得割	0	278,301,503	0	0	0	0	0	0	0	31,986,780	0	0	0	310,288,283
配当割	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等譲渡所得割	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人県民税	0	0	22	534,800	21	454,702	0	0	204	5,056,290	56	1,416,286	303	7,462,078
県民税利子割	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人事業税	0	0	62	3,364,293	108	8,291,816	23	1,378,600	3	1,894,300	18	1,242,411	214	16,171,420
法人事業税	0	0	2	631,100	2	290,800	0	0	28	5,916,716	18	3,430,384	50	10,269,000
不動産取得税	1	152,400	31	49,309,846	42	13,405,872	1	4,500	20	3,244,827	11	2,070,567	106	68,188,012
県たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴルフ場利用税	0	0	0	0	2	1,700,000	0	0	0	0	0	0	2	1,700,000
自動車取得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軽油引取税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車税	2,540	82,148,770	621	19,234,447	234	6,479,856	423	11,745,040	168	4,063,746	0	0	3,986	123,671,859
鉱区税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
狩猟税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乗鞍環境保全税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(旧法)特別地方消費税	0	0	45	159,505	6	10,318	0	0	5	326,961	0	0	56	496,784
(旧法)自動車取得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(旧法)軽油引取税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,541	360,602,673	783	73,233,991	415	30,633,364	447	13,128,140	428	52,489,620	103	8,159,648	4,717	538,247,436

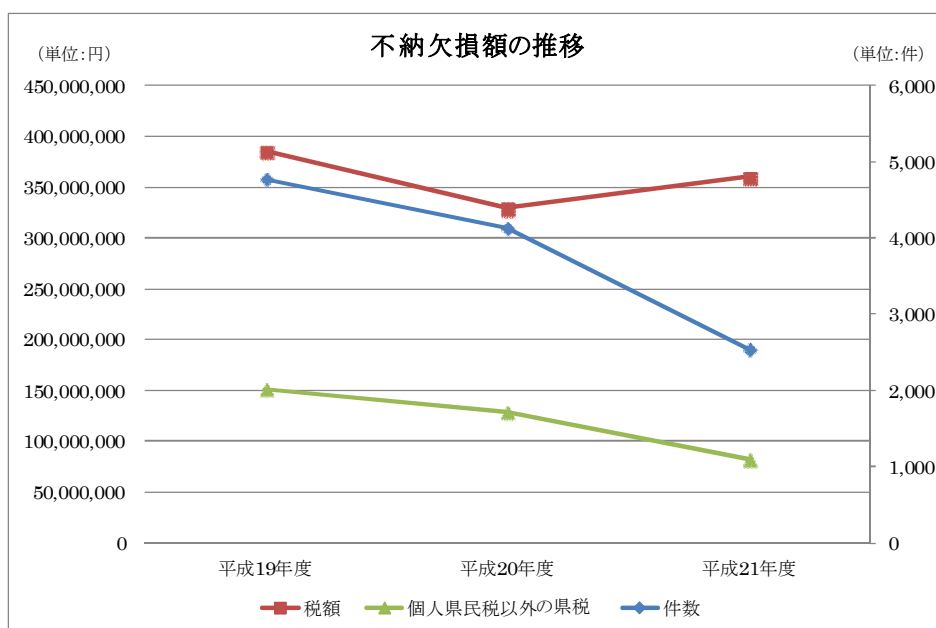
不納欠損は、徴収権の消滅であり、執行停止中でないものの不納欠損（法第 18 条第 1 項）は避けなければならない。個人県民税については、徴収権は市町村にあるため、県は滞納案件と職員を受け入れた岐阜県独自方式による滞納整理を進めている。

執行停止中でないものの不納欠損（法第 18 条第 1 項）の過去 3 年間における推移を示すと以下のとおりである。

【図表 2-47】 過去 3 年間の不納欠損額

(単位:件,円)

税目	年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人県民税		-	234,107,267	-	199,870,277	-	278,301,503
均等割及び所得割		-	234,107,267	-	199,870,277	-	278,301,503
配当割		-	0	-	0	-	0
株式等譲渡所得割		-	0	-	0	-	0
法人県民税		0	0	0	0	0	0
県民税利子割		0	0	0	0	0	0
個人事業税		2	119,000	0	0	0	0
法人事業税		0	0	0	0	0	0
不動産取得税		0	0	2	445,800	1	152,400
県たばこ税		0	0	0	0	0	0
ゴルフ場利用税		0	0	0	0	0	0
自動車取得税		0	0	0	0	0	0
軽油引取税		0	0	0	0	0	0
自動車税		4,774	151,285,527	4,137	128,696,826	2,540	82,148,770
鋳区税		0	0	0	0	0	0
狩猟税		0	0	0	0	0	0
乗鞍環境保全税		0	0	0	0	0	0
特別地方消費税		3	13,430	1	33,006	0	0
計		4,779	385,525,224	4,140	329,045,909	2,541	360,602,673



自動車税の不納欠損件数及び金額が減少しているが、タイヤロックや差押えなどの滞納整理が行われ、不納欠損となる事案の減少に結び付いたことが推測できる。

(4) 滞納者支援の取組み

平成 21 年度 4 月から市町村と県は、岐阜県弁護士会の協力を得て、県内全域で多重債務を抱える税滞納者の支援として「多重債務者の解消」や「生活再建」、及び「滞納税の解消」に取り組んでいる。この取組みに関して平成 22 年 9 月までの実績は、以下のとおりである。

① 多重債務を抱える税滞納者からの納税相談実績

○ 相談受付 405 名（県対応分 62 名、市町村対応分 343 名）

うち、64 名が弁護士による法的手続きを開始、28 名が解決

○ 法的手続きにより解決した 28 名分の効果

- ・債務整理により解消した借金 43,368,371 円
- ・過払い金回収額 72,679,803 円
- ・うち、納税額 14,016,435 円

（個人住民税 8,586,435 円、固定資産税 790,700 円、国民健康保険税 3,940,400 円、軽自動車税 16,000 円、自動車税 512,700 円など）

② 過払い金回収により税滞納が解消された案件

事例(a)

相談者：A さん（西濃地域在住の 50 歳代男性）

借入先：消費者金融 X

A さんは、平成 11 年から借入をした消費者金融 X に毎月返済を続けていた（消費者金融 X の貸付利息は年 20% 以上）が、毎月の返済に追われ、市の固定資産税が数年にわたり滞納となっていた。

平成 21 年 7 月、市役所を訪れた A さんから相談を受けた職員が、消費者金融へ取引履歴を請求することをアドバイス、後日、A さんから提供された取引履歴をもとに法定利息（18%）で計算し直したところ、消費者金融 X に過払い金が発生していることがわかった。

A さんは、平成 21 年 9 月、県から紹介された弁護士に相談し、消費者金融 X に払いすぎた利息（過払い金）の返還を弁護士に依頼した。

その後、依頼を受けた弁護士により、消費者金融 X から約 130 万円が回収され、A さんは滞納となっていた固定資産税 451,200 円をすべて納税された。

事例(b)

相談者：Bさん（岐阜地域在住の60歳代女性）
借入先：消費者金融 3社

Bさんの夫には、個人住民税、固定資産税の滞納があり、平成21年9月、夫の代わりに納税相談に町役場を訪れたBさんから話を聞く中で、Bさんが昭和60年頃から消費者金融3社から借入れ、毎月返済に追われていることが判明した。

相談を受けた職員が支援策の説明をしたところ、返ってきた自身の過払い金で夫の税滞納を解消したいとの申し出があり消費者金融へ取引履歴を請求することをアドバイスし、後日、消費者金融から開示された取引履歴をもとに法定利息（年18%）で計算し直したところ、消費者金融3社に過払い金が発生していることが判明した。

Bさんは、平成21年10月、県から紹介された弁護士に相談し、消費者金融3社に払い過ぎた利息（過払い金）の返還を弁護士に依頼した。

その後、依頼を受けた弁護士により、1社から過払い金100万円が回収され、Bさんにより滞納となっていた夫の個人住民税369,300円、固定資産税78,400円、計447,700円はすべて納税された。

多重債務者の多くは、返済のために借金を繰り返し、日々の取り立てに追われ、誰に相談していいかも分からず苦しんでいる。そのような多重債務者を県と市町村が連携して支援を行い、その回収金の一部を納税に充当している。

3. 外部監査の結果

(1) 延滞金について

① 概要

税金は納期限内に一括して現金で納付するのが原則であり、これを守ることは国民の義務である。納期限内に納付しない納税者に対しては、一種のペナルティとして延滞金が課される。

延滞金は、本税が完納されたことにより金額が確定するため、確定後に納付書を送付し滞納者に支払いを求めているが、未納として残っている場合が多く発生している。

これら延滞金の滞納整理としては、文書催告だけで終わっている例もあり、各県税事務所とも本税の滞納がある者に対する催告等に比べ接触が少ない。

なお、延滞金が時効成立となり債権回収の機会が失われたものは以下のとおりである。

【図表 2-48】 確定延滞金の欠損の状況

(単位:件、円)

事務所	H21.4~H22.3		H20.4~H21.3		H19.4~H20.3	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県計	2,848	73,108,229	3,588	75,193,481	3,510	66,421,865
岐阜県税事務所	893	35,449,884	866	27,590,942	825	28,748,528
西濃県税事務所	199	5,456,467	351	10,010,236	380	6,902,771
中濃県税事務所	253	11,196,255	336	10,079,090	319	8,815,018
東濃県税事務所	251	6,313,631	266	7,719,869	247	5,777,443
飛騨県税事務所	10	147,900	10	1,702,580	13	364,867
自動車税事務所	1,242	14,544,092	1,759	18,090,764	1,726	15,813,238

なお、上記【図表 2-48】においては、個人県民税に係る確定延滞金を含んでいない。延滞金は、入金額により調定されるため、回収できなかったものを把握するのは困難であり、税務課に特別に依頼して算出していただいた結果が上表である。ちなみに、平成 21 年度の調定実績は 452,666 千円であり、これには、上表の数値と違い、個人県民税に係る延滞金が含まれており、単純な比較はできない。

また、上表には、本税が不納欠損となり、回収できなかった者に対する未確定の延滞金が含まれていないため、これを考慮すると、さらに金額は増加する。

② 監査の結果 (指摘)

延滞金の滞納が本税に比べて、少額である等の理由により厳格な徴収がなされず時効を迎えるならば、期限内納付をした者との課税の公平性が図れないといえる。よって、滞納が延滞金か本税かにかかわらず、適切な滞納整理手続きを実施しなければな

らない。特に、岐阜県においては、平成 22 年度の各県税事務所滞納整理方針の基本方針に「延滞金の適正徴収」が掲げられているため、この方針に従い、延滞金の未納額を圧縮する必要がある。

(2) 関連帳票の保管に関して

① 概要

各県税事務所において「滞納処分の執行停止」案件や「不納欠損」案件のみを集めたファイルを作成し、滞納整理票をはじめ、関連する帳票を保管している。

しかし、県税事務所ごとにその保管方法に差があり、本来「不納欠損」案件のファイルに保存していなければならない書類を、「滞納処分の執行停止」案件のファイルに保管している県税事務所もみられた。

また、時効成立間近の滞納債権については、不用意に時効とならないように、時効成立 6 ヶ月前に税務システム上で警告が発せられ、調査が促されるような仕組みとなっている。しかし、この調査書類が綴じられていないものがあり、時効管理調査の実施が確認できない県税事務所があった。

② 監査の結果（指摘）

滞納整理の過程で作成・収集した書類等については、県の文書管理規則に従い、完全性・秩序性・網羅性・正確性等に注意し適切に保管しなければならない。また保管はすべての県税事務所について統一した方法による必要がある。

(3) 滞納処分執行停止者の継続調査の実施

① 概要

滞納処分の執行停止は納付能力を一時的に喪失したもの、または所在不明の者につき、その資力回復まで、または所在が判明するまでの一定期間を限度として、滞納処分の執行を見合わせる制度である。

岐阜県税事務処理規程第 15 条第 5 項において、滞納処分の執行停止をした滞納者の状況を、毎年度 1 回以上調査することが求められている。しかし、一部の県税事務所ではこれらに関する書類が綴じられておらず、当該調査が行われていたのか不明な案件が散見された。

② 監査の結果（指摘）

各県税事務所長は、滞納処分の執行停止中の滞納者が執行停止要件を継続して満たしていることを毎年度 1 回以上調査しなければならない。このため、未実施の県税事

務所があるならば、早急に対応を検討する必要がある。

また、滞納処分執行停止者リストを作成し、漏れなく事後調査が実施されたか管理し、調査状況を上司がレビューすることにより、執行停止要件を継続して充足していることを監視する必要がある。

(4) 管理者による案件の把握とレビュー

① 概要

滞納整理の運営方針として分割納付を認める場合は、原則として1年（最長2年）以内の完結を目指した分割納付額を設定することとしている。しかし、平成19年度からの分割納付月額が5万円から10万円という数千万円単位の大口案件が存在しており、当該案件に関しては、想定される毎月の発生延滞金が、分割納付月額をはるかに超えていた。多くの県税事務所では、すべての大口案件について、県税事務所長を中心とした合議制により対応方針を決定し、管理者全員に情報が共有された上で、案件に着手している。しかし、当該県税事務所では、大口案件の数が多く、同様の対応がなされていないようであった。管理者により、案件の把握が適切に行われているか、危惧される場所である。

また、滞納整理の情報が個別に集約される滞納整理票は、管理者による査閲が適時に行われる必要があるが、平成22年度について、査閲印が押されていないものが散見された。

② 監査の結果（指摘）

滞納案件数とその金額の圧縮を図り、課税の公平性を確保するためには、県税事務所として組織的に業務を遂行することが重要であり、所轄の県税事務所によりその対応が異なってはならない。管理者は、滞納案件のレビューを随時行い、案件の把握を適切に行う必要がある。特に、滞納整理票への処理経過の記載と上司の決裁は、滞納整理事務の進行管理を行うために必要である。よって、管理監督者は、徴収担当職員からの、滞納整理票による処理経過の報告の徹底を図り、滞納整理の進捗状況を把握し、適時、的確な指導を行う必要がある。

また、県税は、財政の基礎となっている重要な部署であるため、県税組織としての能力を維持・向上できるような人材の配置等への考慮も必要である。

(5) 執行中の滞納整理票のたな卸と保管

① 概要

滞納整理票は、すべての滞納案件において作成され、滞納者ごとに経過を記録した

滞納管理の中心となる帳票である。また、徴収担当職員は滞納整理票をもとに、滞納者との折衝を行っている。

よって、滞納整理票は網羅的に正確に保管される必要があることから、各県税事務所においては自主的に年に一度、税務システムから出力される未納者リストと滞納整理票の一致を確認している、とのことである。

しかし、滞納整理票のたな卸は、県の規程等で実施が定められたものではないため、各県税事務所で、たな卸実施に対する重要性の認識の程度は異なっているようである。また、鍵の無い個人の机等に滞納整理票を保管している県税事務所が存在した。

② 監査の結果（指摘）

滞納整理票が網羅的に正確に管理・保管されているか否かを検証する手段として、実地たな卸は有効な方法である。

たな卸により滞納整理票の紛失や未対応案件を発見・防止することが可能となるため、すべての県税事務所で滞納整理票のたな卸を義務付け、滞納者の氏名や住所だけでなく、その金額の一致までの確認を義務づけるべきである。

また、滞納整理票は、個人情報に記載されている重要書類であり、散逸しないようファイリングし、鍵のかかる場所に保管する等、慎重な扱いが必要である。昨今、パソコン関連の個人情報については、危険性が頻繁に指摘され、取扱いも慎重になってきているが、今一度、紙媒体の個人情報についても危険性を再認識する必要がある。

(6) 分割納付における納税誓約書

① 概要

滞納者のなかで、税金を支払う意思はあるものの、一括して納付することが資金的に困難である場合は、分割納付が可能である。

この分割納付は、法令や条文に規定されている徴収方法ではない。しかし、徴収率を上げ、納税者の誠実な納税意思を尊重するため、換価の猶予に準じた徴収方法として、実務上は多用されている。

分割納付にあたり、大口の案件に関しては、納税誓約書を作成し、納税義務者の署名と捺印を入手したうえで、案件ごとにファイルを作成し管理を行っている。しかし、小口の案件の多くは、口頭による分割納付約束のみであり、納税誓約書まで入手していない。

また、小口案件の徴収・管理については、滞納整理票の裏に納税計画を記載し管理している場合もあれば、分割納付を約束した旨だけ記載している場合もあり、事案により管理方法が異なっている。

② 監査の結果（指摘）

納税誓約書の締結は、時効を中断させる「承認」（民法第 147 条 3）事由に該当するため、大口・小口にかかわらず納税誓約書の入手を徹底する必要がある。また、口約束だけでは後日約束の存在を証明することが困難となり、トラブルの原因となるため、納税誓約書を文書として残しておくことは有効なリスク防止手段となる。

(7) 換価の猶予と分割納付

① 概要

地方税法第 15 条の 5 で規定されている、「換価の猶予」を行う場合は、滞納者の申請によらず、職権によってその財産の換価を猶予し分割納付を認めることができる。なお、50 万円超の滞納額がある場合は、担保を徴すこととなっており、その猶予期間は、1 年をこえることができない。また、「換価の猶予」に該当する場合は、延滞金の 2 分の 1 または全部が免除の対象となる。

しかし、実務上「換価の猶予」による分割納付はほとんど利用されておらず、徴収担当職員と滞納者の間で約束された任意の分割納付の方法によっていることが大半である。なお、任意の分割納付においては、担保を徴していない。

② 監査の結果（意見）

猶予期限を定めた分割納付とともに、「換価の猶予」制度のより積極的な活用により、確実な担保の徴取による徴収確保に努める必要がある。具体的には、県税事務所内での「換価の猶予」制度の周知と、適用すべき案件があるかどうか、県税事務所内でより一層検討することが望まれる。

(8) 過年度文書の倉庫管理

① 概要

各県税事務所は、建物内の一室を文書保管倉庫として利用しており、過年度における滞納整理票や各種決裁帳票などを段ボールやファイルにまとめ、種類・期間ごとに分けて保管している。

しかし、文書保管倉庫に入れている段ボールやファイルの保管総数を把握しておらず、保管文書のたな卸についての規程もないため、紛失していても直ちに判明しないリスクがある。その他、文書保管倉庫は他の部局も使用する場合がありますため、書類が混同するリスクもある。また、県側の立会なしに、清掃業者が文書保管倉庫に入室している事実があった。

② 監査の結果（指摘）

税金に関連する書類は、個人情報を含み、その情報管理を厳格に行う必要がある。

以下、管理の方法の具体例を示すので、参考にしていきたい。

- 書類保管ファイルに総数と連番を記し、倉庫保管リストを整備する。
- 毎年度、一定の時期にたな卸を行う。
- 一定の期日を経過したものは、破棄する。
- 倉庫室の入退室管理を行い、外部者が立ち入るときは、立会人をつける。

(9) 領収書の管理

① 概要

岐阜県税事務処理規程の第 51 条第 1 項は、次のように定めている。

「出納員等は、知事から領収書の用紙の送付を受け、若しくは現金収納員にこれを交付し若しくは現金収納員からその返納を受けたとき、又は第 3 項の規定による領収書の謄本の提出を受けたときは、別記第百四十三号様式による県税領収書用紙等受払簿に所要事項を記載して、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。」

出納員等が納税者等から徴収金を領収したときは、領収書を当該納税者等に交付しなければならないが、上記規程にあるとおり、知事から領収書の用紙の送付を受けた場合や、現金収納員にこれを交付した場合などは、その受払いの状況を明らかにするため、県税領収書用紙受払簿で管理する必要がある。

② 監査の結果（指摘）

監査の結果、受払簿での管理が徹底されておらず、明文規定のような運用がなされていないケースが存在した。領収書の不正使用を防ぐためにも、受払簿での管理は必要である。

(10) 差押物件の管理

① 概要

岐阜県税事務処理規程の第 30 条第 3 項は、次のように定めている。

「徴税吏員は、差押えに係る動産又は有価証券を搬出したときは、別記第五十号様式による整理票を付して出納員に引き継ぎ、搬出調書の副本（差押調書を作成するときは、その副本）にその引受印を受けておかなければならない。」

上記規程にあるとおり、徴税吏員は、差押えに係る動産等を搬出したときは、整理票を付して出納員に引き継がなければならない。

② 監査の結果（指摘）

監査の過程で実査した動産について、整理票が付されていないケースが存在した。
差押物件を特定し、現物管理を適切に行うためにも整理票を付す必要がある。

第10. 税務システム

1. 税務システムの概要

(1) システムの構成

3つのシステムで構成されている。

税務事務情報管理システム（通称：TOP^{トッポ}）

- 年間約 180 万件の課税・収納債権情報を管理する全税目を対象とした税務事務の基幹システムである。
- 職員等に配布した税務パソコン（行政情報ネットワーク用パソコンの機能を兼備）により、各種データの入力や照会・納税証明書発行等をオンラインリアルタイムで行うことを基本とするシステムで、ネットワークには RENTAI（岐阜県行政情報ネットワーク）を使用している（平成 12 年 4 月稼働）。
- 現契約のリース期限は平成 22 年 12 月末まで、平成 23 年 1 月にサーバ、PC 等の機器を更改した。なお、事務所プリンタは、平成 21 年 8 月に機種更新済である。

電子申告審査システム

- 納税者からの電子申告は、インターネットを介して地方税ポータル（呼称：^{エルタックス}eLTAX（社）地方税電子化協議会（全都道府県、全市区町村で構成）が運営）で受け付け、各地方団体（共同利用の場合は事業者）に送信される。
- 岐阜県分の申告データ（法人二税・地方法人特別税）は、同ポータルセンターを通じて岐阜県の審査システムで受信して TOP に送られる（審査システムは、平成 22 年 4 月 1 日に機種更新を行い、新機種でサービスを開始している）。
- 県税事務所にとってのメリットは、職員の申告書入力負荷が軽減されることである。
- 全都道府県、788 市区町村（県内は 42 市町村）で稼働中であり、電子申告率は次のとおりである。

法人二税（地方法人特別税含む）	平成 21 年度	平成 22 年 3 月末現在
岐阜県	31.5%(前年度 22.0%)	
全国	26.6%(全都道府県を含む先行実施 66 団体の合計)	

- 稼働当初は、法人及び税理士にとっては、法人税（国税）と法人二税（県税）は電子申告ができるが、法人市町村民税（市町村税）は電子申告ができなかったため、メリットが少なかった。
- 平成 21 年 12 月から、県内の全市町村でサービスが開始され、市町村県民税

関係（給与支払報告書等）の電子申告が可能となり、事業者及び税理士の利便性が高まった。

- サービスの充実により、県税にかかる電子申告の利用率は年々向上しており、今後も利用率向上が期待できる。
- 電子納税については、国税及び地方税では愛知県など 9 団体が稼働しているが、実現には多額の経費を要し、利用率はまだ低い(1%以下である)ことから、岐阜県及び県内市町村では未稼働となっている。
- 岐阜県では、総合財務会計システムで手数料、寄付金等の電子納付を実施しているため、この利用率を参考にしながら導入についての検討を継続することとなっている。

国税連携システム

- 所得税（国税庁）と住民税(市区町村)・個人事業税(都道府県)のデータ連携が、平成 23 年 1 月に開始された。
- 国税庁から地方税電子化協議会を経由して、全国の地方公共団体にデータ配信が開始されたが、国税庁と地方税電子化協議会との仕様調整と機器調達に遅れが出ていたために、TOP システムの改修準備が遅れた結果、TOP システムとの連携は平成 22 年度末となる見込である。

(2) システムの維持管理・運用体制

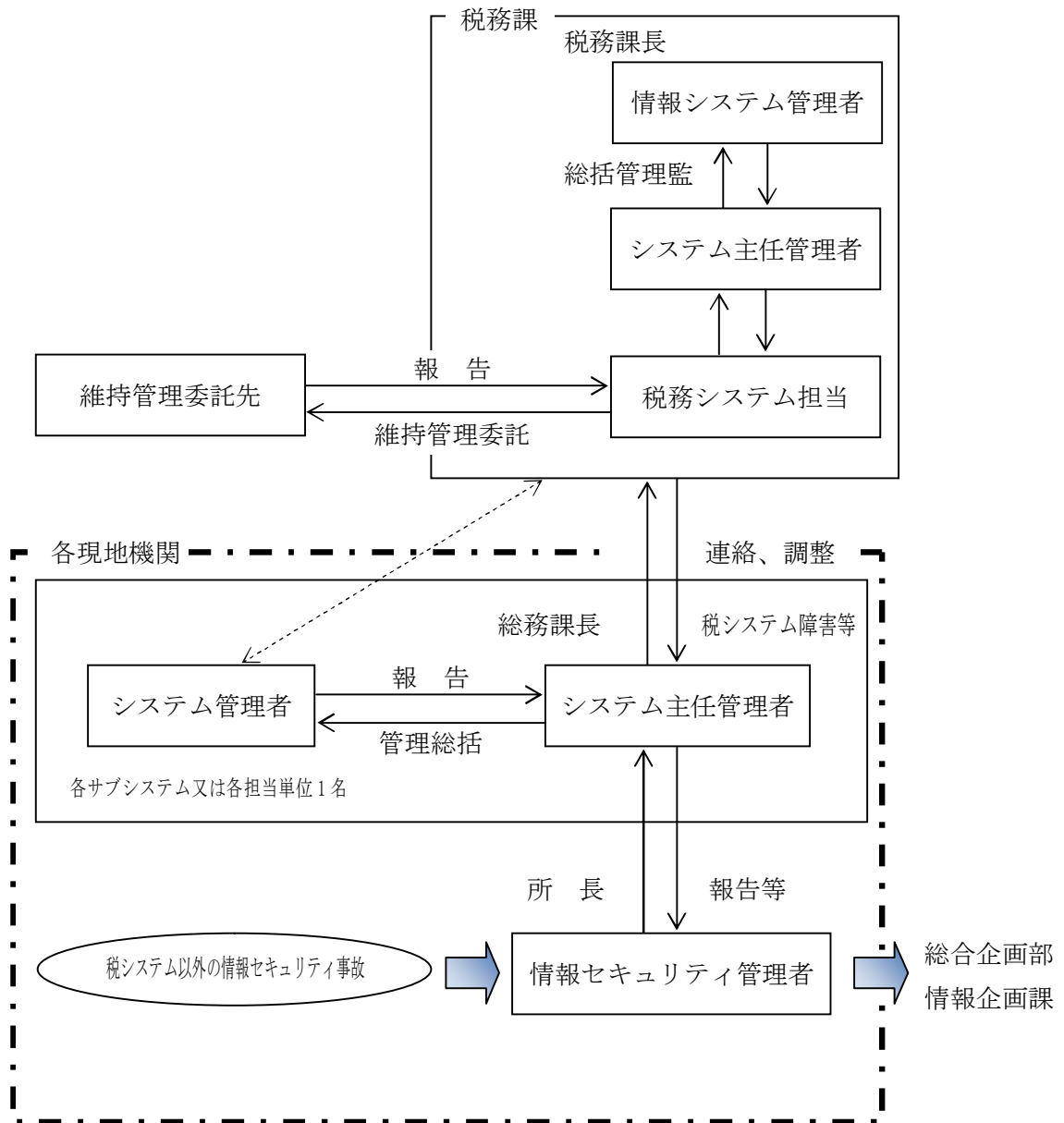
情報システム管理者の税務課長以下、システム主任管理者の総括管理監と税務システム担当 4 名の体制となっている。

日々の維持管理、オペレーション等及び税制改正など小規模仕様変更は、委託業者に委託している。

県税事務所の体制は、電算事務処理要領（事務処理規程第 4 条第 4 項）により、各事務所にシステム主任管理者及びシステム管理者を設置し、システムの安定運用を図ることとしている。

体制図は次頁のとおりである。

【図表 2-49】 システムの維持管理・運用体制図



(3) セキュリティ管理

岐阜県情報セキュリティポリシーにより管理している。

平成 18 年	4 月	税務事務情報管理システムの危機管理対応マニュアル策定
平成 18 年	8 月	岐阜県情報セキュリティポリシーによる外部監査受検
平成 19 年	10 月	岐阜県情報セキュリティポリシーの改正を受け委託契約等の見直し
平成 20 年	1 月	危機管理対応マニュアルの分冊として応急対応マニュアルを策定

(4) 平成 22 年度計画

① 平成 22 年度税制改正等に伴う対応

- 自動車二税証紙徴収の廃止 (窓口対応) H22.4.1
システムは歳入簿と月報のみの対応 (システム対応) H22.5
- 自動車税のグリーン化特例、自動車取得税のエコカー減税等 H22.4.1
- 法人二税
清算所得課税の廃止…詳細が明らかになり次第対応 H22.10.1 施行
- 軽油引取税のトリガー条項
税率テーブル変更による対応 随時対応

② 国が推進する施策

- OSS の導入検討 (自動車保有手続き (新車新規) のワンストップサービス)
平成 24 年度までに全国展開の意向 (国交省と総務省) → 運輸支局での電子的納税確認を条件に計画
- eLTAX での電子納税の検討
法人二税 平成 21 年度から愛知県でサービス開始
法人税は導入済 振替納税方式 (通称ダイレクト納付) も導入済
※税理士から導入を求める意見はあるが、主に毎月納付が必要な住民税特別徴収分 (市町村が取扱) への期待と考えられ、県税 (法人二税) への導入は費用対効果の点で慎重な検討が必要。

③ その他

- 税務システムの大改修が想定されるもの (時期未定)
納税者番号制度の本格導入
自動車関係税の抜本見直し

2. 外部監査の結果

(1) システム開発・保守手続の明文化

① 概要

システムの開発・保守に関する管理手続の基本方針は、「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成19年10月9日 制定版）の6（3）」に規定されているが、より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等が作成されておらず、運用ルールの明文化がなされていない。

② 監査の結果（指摘）

詳細な運用ルールが明文化されていないと業務の引継ぎが口頭のみで行われ正確な引継ぎがなされない可能性がある。また、運用ルールの周知徹底が行われず規定手続から逸脱した適切な承認のない不当なプログラム変更が行われることによりシステムの信頼性を喪失する可能性がある。

したがって、システムの開発・保守に関する業務内容の明確化、正確な業務の引継ぎ、ノウハウの継承、運用ルールの周知徹底、規定された手続からの逸脱を防ぐために、例えば、起案から変更完了確認までの承認ルール、プログラム変更に関する各書類の作成ルール等より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等を整備することが必要である。

(2) テスト検証

① 概要

「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成19年10月9日 制定版）の6（3）③イ」において、「新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない」とある。実際のテスト検証は、システムの開発・保守の外部委託業者（以下、「X社」と言う。）で行われているが、県ではそのテスト検証の内容を十分に把握・確認していない。

② 監査の結果（指摘）

テスト検証の内容を十分に把握・確認していないと要求どおりの変更となっていないことをプログラム登録前に発見することができない。仮に、要求水準を満たさないプログラムが登録されてしまうと、プログラムの再修正が必要になる可能性があるとともにプログラム再修正に関する追加コストが発生することになる。

また、検証不十分なプログラムが登録されることによる不具合を未然に防ぐことが難しくなる。

したがって、正確なシステム開発・保守実施のために、X社で実施されたテスト検証

の内容を十分に把握・確認することが必要である。

(3) 本番移行後の検証

① 概要

プログラムに不具合があった場合、現場からの報告に基づき税務課税務システム担当が不具合状況を把握し、必要に応じて X 社にプログラム変更を依頼している。X 社では変更依頼の内容を税務課税務システム担当と調整・確認し、プログラム変更が完了すると、「本番リリース報告書」で変更内容の報告を行う。

県では「本番リリース報告書」を入手後、最終的なプログラム変更内容を十分に検証しておらず、プログラム変更後に現場から不具合の報告がなければ、問題がないものとして取り扱っている。また、検討を行う場合でもその検討証跡が残されていない。

② 監査の結果（意見）

本番移行後においても本番登録前のテスト検証の段階では想定されなかった重要な不具合が発生することが考えられる。

したがって、不具合・問題点の早期発見の観点からは、「本番リリース報告書」を入手後、税務課税務システム担当によりその報告内容の十分な検討を行い、かつ検討証跡を残していくことが必要である。なお、各県税事務所からの依頼案件である場合には必要に応じて依頼元の県税事務所においても報告内容の検討を行うことが望ましい。

(4) 不正プログラム改ざんの防止・発見手続

① 概要

県はプログラムの開発・保守を X 社に委託している。県は X 社に対して契約上の履行義務を課しているのみで、X 社による不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続を整備していない。

② 監査の結果（意見）

県はプログラムの開発・保守を X 社に委託しており、X 社はその契約の範囲内において適切に業務を履行する義務を負っているため、X 社内には不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続が整備されているものと考えられる。

しかし、プログラムの開発・保守を外部委託していたとしても、県の不正プログラム改ざんによる損害発生等を防止する責任が免れるわけではないため、不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続を整備することが必要であると考えられる。

そのため、例えば、不正プログラム改ざんを防止・発見するために X 社内に整備さ

れている内部牽制体制の確立状況を確認する、あるいは、X社からプログラムの変更ログを入手し、定期的に変更ログの内容を確認する手続を整備することが望ましい。

(5) アクセス権管理手続の明文化

① 概要

アクセス権管理に関する管理手続（ID・権限登録・変更・削除、パスワード管理等）は、「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成19年10月9日 制定版）の6（2）」に規定されているが、より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等が作成されておらず、運用ルールの明文化がなされていない。

② 監査の結果（指摘）

詳細な運用ルールが明文化されていないと業務の引継ぎが口頭のみで行われ正確な引継ぎがなされない可能性があるとともに運用ルールの周知徹底が行われず規定手続から逸脱する可能性が高くなる。また、適切なID・パスワード管理がなされない不正アクセス、IDの不正利用の可能性が高くなる。

したがって、アクセス権管理に関する業務内容の明確化、正確な業務の引継ぎ、ノウハウの継承、運用ルールの周知徹底を行い規定された手続からの逸脱を防ぐとともに、不正アクセスを防止しセキュリティを強化するために、ID・権限の改廃申請の承認ルール、申請書類の作成ルール等より詳細な手順を規定した手順書・マニュアル等を整備することが必要である。

(6) IDの管理

① 概要

人事異動時には異動者を対象にIDと権限の妥当性確認が実施されているが、全職員を対象とした定期的なIDと権限の妥当性を確認する手続が整備されていない。

② 監査の結果（指摘）

IDと権限の妥当性を定期的を確認する手続がない場合、不要なIDや長期未使用IDが残されたままとなり不正アクセスの可能性が高まる。また業務内容に応じた権限付与がなされず、特に過大権限が付与されたまま長期間放置されるとIDの不正利用の危険性が高まることになる。

したがって、不要IDの長期間放置の防止・業務内容に応じた適切な権限付与のために、定期的なIDと権限の妥当性を確認する手続を実施することが必要である。

(7) パスワードの設定状況

① 概要

パスワードの設定については、「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 5（6）②オ」において「パスワードは定期的に、若しくはアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用してはならない。」とあるが、一定期間経過後のパスワード及び古いパスワードを無効化するシステム機能は存在しない。

また、パスワードの文字数は、運用上最低 6 文字が推奨されているが、システム上の設定はそれよりも少ない最低 4 文字の設定となっている。

さらに、「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 5（6）②ウ」において「パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない」とあるが設定ルールが具体的ではなく、パスワードの強度や管理が個人任せとなっている。

② 監査の結果（指摘）

一定期間経過後にパスワードを無効化するシステム機能が存在しないと、同一パスワードの長期間使用によりパスワードの漏洩が生じ、不正アクセスの危険性が高まることになる。したがって、パスワードの有効期限を定め、有効期限の切れたパスワードではログインできないようにシステム上の設定を変更することが望ましい。

また、パスワードの文字数については、税務システムの運用上のルールとシステム上の設定とが整合していないため、両者の整合性をとることが必要である。

さらに、パスワードの設定ルールが具体的ではないため、簡易で類推されやすいパスワードが設定された場合には、不正アクセスの危険性が高まるため、簡易で類推されやすいパスワードを設定してはならないといった具体的なパスワードの設定ルールを整備することが必要である。

(8) パスワード管理規程の遵守状況確認

① 概要

パスワード管理については、「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 5（6）」に規定されているが、規程の遵守状況の確認が定期的には実施されていなかった。

このため、平成 22 年度に、規程の遵守状況の確認を行うとともに今後の定期的な実施を規定した。

② 監査の結果（指摘）

パスワード管理規程の遵守状況確認が定期的には実施されていない場合、不適切なパ

スワード使用が長期間放任される可能性があり、不正アクセスの危険性が高まる。

したがって、パスワード管理規程の遵守状況を定期的に確認することが必要であり、規程を遵守していない者に対しては改善を求め改善状況を確認していくことが必要である。

(9) ログイン制限

① 概要

「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 6 (2) ③」に、ログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定規定があるが、システム上の設定はなされていない。

なお、端末の OS(Windows)の機能により離席等 20 分間操作のない場合は画面がロックされ、パスワードによりログインする必要がある。

② 監査の結果（意見）

ログイン試行回数の制限や、アクセスタイムアウトに関するシステム上の設定がないと正当なアクセス権を持つ職員以外の不正アクセスの可能性が高まる。

したがって、正当なアクセス権を持つ職員のみがアクセスすることを担保するためには、システム上、ログイン試行回数、アクセスタイムアウトに関する設定をすることが望ましい。

(10) アクセスログの検証

① 概要

システムの設定上ユーザーのアクセス・操作ログを取得することができ、税務課では月に 1 回パソコンの画面上でアクセスログを目視で確認している。目視での確認のため、確認証跡が残されておらず、アクセスログ検証に関する運用ルールが明文化されていない。

② 監査の結果（指摘）

アクセスログの検証は適切なアクセス権限者による適切な操作であるか否かを確認するために実施される。特に、X 社への依存が高い状況においてはアクセスログの適切な検証体制を確立し、牽制機能を働かせることが重要となる。

したがって、アクセスログ検証の運用ルールを明確化し、ルールの徹底を図ることが必要である。

(11) パソコンの管理

① 概要

「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 4（4）」において、「情報セキュリティ責任者は、執務室等のパソコン等の端末について、盗難防止のための必要な措置を講じなければならない。」とある。しかしながら、現状は、執務室等のパソコン盗難防止として執務室の施錠が行われているのみとなっている。

② 監査の結果（意見）

執務室内に保管されているパソコンには納税者情報等の重要な情報が多数含まれており、パソコンの盗難が発生した場合には、重大なデータ流出につながる可能性がある。したがって、執務室等のパソコン盗難防止のために、執務室の施錠以外に例えば、退室、離席時には鍵のかかるロッカーにパソコンを保管する、ワイヤーロックをかける等の措置を講じることが望ましい。

(12) パソコン内のデータのたな卸

① 概要

各個人が使用するパソコンは部署別管理となっており、異動時には異動前の部署でパソコンが回収され異動後の部署で新たにパソコンが貸与されるルールとなっている。その際に回収されたパソコン内の不要データは削除されるが、異動がなければ不要なデータは削除されずに各個人のパソコン内に保管されたままとなる。

パソコン内にはさまざまなデータが保管されており、不要なデータについては適時に削除することが規定されているが、その運用は個人任せとなっている。また、パソコンの管理は、他の備品管理と同程度の保管状況にあるため、パソコンの紛失及び盗難等があった場合、重要データの流出につながるおそれがある。

② 監査の結果（意見）

パソコンの紛失及び盗難等に伴う重要なデータの流出を防ぐためには、定期的にパソコン内のデータのたな卸を実施し、不要なデータの削除を適時に実施することが必要である。

また、重要なデータについては、各個人のパソコンには保管せず、共有ファイルサーバ等に保管することが望ましい。

(13) 外部記録媒体の管理

① 概要

外部記録媒体として USB メモリ等が利用されており、その管理は「公的記録媒体管理簿」でなされている。しかしながら、外部記録媒体の定期的なたな卸が実施されていない。

また、外部記録媒体の利用状況を確認した結果、不要と判断された外部記録媒体の返却・廃棄等に関する取り決めが明確ではない。

② 監査の結果（指摘）

外部記録媒体は一度に大量のデータを外部に持出すことができるため、紛失した場合には、個人情報を含む大量の重要情報が流出し、多大な影響を与えることになる。そのため、外部記録媒体の定期的なたな卸が重要となる。また、定期的なたな卸が実施されていないと不正なデータの持出しや外部記録媒体の紛失があっても当該事実の把握が遅れ、対策を講じるまでに時間がかかるおそれがある。

したがって、外部記録媒体の定期的なたな卸を実施することが必要である。また、外部記録媒体の利用状況を確認し、確認の結果、不要と判断された外部記録媒体を適時に返却・廃棄することが必要である旨の規程を作成し、実施することが必要である。

(14) 「公的記録媒体管理簿」等の運用ルールの明文化

① 概要

「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 5 (1) ③」において、パソコン等の端末等の持ち出し及び持ち込みの制限が規定されている。県では、パソコン、私物パソコン等の持ち出し、持ち込みについて「パソコン・端末等の持出、私物パソコン等の持込・使用に関する申請・承認簿」で記録を作成している。

また、外部記録媒体の購入は所属ごとで行われており、「公的記録媒体管理簿」を作成して外部記録媒体の管理を行っている。

しかしながら、「パソコン・端末等の持出、私物パソコン等の持込・使用に関する申請・承認簿」、「公的記録媒体管理簿」に関する運用ルールが明文化されていない。

② 監査の結果（指摘）

運用ルールが明文化されていないと運用ルールの周知徹底が不十分となる可能性がある。そのため、「公的記録媒体管理簿」等の作成要領・承認手順等を規定した手順書・マニュアル等を整備することが必要である。

(15) 「公的記録媒体管理簿」について

① 概要

外部記録媒体の管理簿として「公的記録媒体管理簿」が作成されているが、管理簿の中に払出期間、払出理由（用途）が記載されていない。

② 監査の結果（指摘）

期限を定めない外部記録媒体の払出は、管理を不十分にする原因となり外部記録媒体の不正な持出し、紛失等が発生してもその実態を適切に把握できない可能性がある。

したがって、外部記録媒体の払出期間に関する規程を整備するとともに、「公的記録媒体管理簿」上、払出期間、払出理由を明記するようにする必要がある。

(16) 情報セキュリティ監査

① 概要

情報セキュリティ監査は、「岐阜県情報セキュリティ監査実施要綱」に基づき、情報セキュリティ監査統括責任者が任命する内部監査員によって実施されている。ただし、情報セキュリティ監査統括責任者が監査目的を達成するうえで必要又は適切と判断する場合には、外部の専門家による監査を実施することと規定されている。

税務事務情報管理システムについては、情報セキュリティポリシー等に基づき実施している情報資産管理、各種情報システムの保守・運用手順の整備、職員研修等の情報セキュリティ対策について、外部専門機関の点検・評価を平成18年度に受けている。

その結果、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠した運用が実施されているか否かが点検・評価され、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導が行われ、県における情報セキュリティの向上がなされている。

② 監査の結果（意見）

情報セキュリティ監査を受けることにより、情報セキュリティ対策の整備・運用における問題点を適時に把握することができるため、セキュリティ監査を定期的を実施するとともに専門性が高いと判断される場合には外部専門機関の点検・評価を受けることが望ましい。

(17) 自己点検

① 概要

「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 8（2）」において、情報システム管理者、情報セキュリティ責任者の自己点検の実施が規定されており、一般職員、情報システム管理者、情報セキュリティ責任者を対象に「情報セキュリティチェックシート」による自己点検が実施されている。

② 監査の結果（指摘）

「情報セキュリティチェックシート」による自己点検は、職員等への情報セキュリティポリシーの周知徹底に一定の効果があると考えられるが、より効果をあげるためには自己点検結果を税務課担当者が定期的に確認するといったモニタリング手続を実施することが必要である。

(18) 研修参加者の情報共有

① 概要

税務システム担当職員 1 名が LASDEC（（財）地方自治情報センター）の e-ラーニング研修に参加しているが、研修後に報告書類が回覧されるのみで情報共有が十分になされていない。

② 監査の結果（意見）

税務システム担当職員が限られた予算の中で研修を受けているにもかかわらず、その情報共有が十分になされないと研修のための費用と時間が有効活用されないことになる。また、研修結果に関する情報共有が十分に行われないと税務システム担当職員間の知識の平準化が図れず、効率的な業務遂行やシステム上の問題点への十分な対応が図れない可能性がある。

したがって、研修に参加し重要と判断される研修結果がある場合には、報告会を実施し、研修結果に関する情報共有を十分に行うことが望ましい。

(19) 各県税事務所に対する内部監査

① 概要

各県税事務所に対して税務課による内部監査が実施されていない。

② 監査の結果（意見）

各県税事務所において情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策実施手

順書に沿っていない運用が行われていたとしても定期的な内部監査が実施されていない現状のもとでは、当該事実の十分な把握が困難となり、問題点が放置される可能性がある。

したがって、各県税事務所に対する税務課による内部監査を一定の計画に基づいて実施することが望ましい。

(20) 外部データ送信

① 概要

「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 6（1）⑭」において、「職員等は、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、暗号化又はパスワード設定等の方法を使用して、送信しなければならない」と規定されている。しかしながら、暗号化またはパスワード設定等に関する具体的な手順書が作成されておらず、暗号化の方法またはパスワードの設定方法が各個人の判断に委ねられている。

② 監査の結果（意見）

職員ごとに暗号化またはパスワードの設定水準が異なると、セキュリティ確保が不十分なまま外部にデータ送信が行われ、データ流出の可能性が高まる。

したがって、データを外部に送信する際の暗号化の方法またはパスワードの設定方法に関する具体的な手順書・マニュアル等を整備することが望ましい。

(21) 無許可ソフトウェアの導入状況の確認について

① 概要

「岐阜県情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 10 月 9 日 制定版）の 6（1）⑮」において、「職員等は、パソコン等に指定または許可されたアプリケーションソフト以外のソフトのインストールを行ってはならない。」とある。しかしながら、当該規定の遵守状況を定期的に確認する仕組みが存在せず、パソコン等へのソフトウェアのインストール状況が十分に把握されていない。

② 監査の結果（指摘）

無許可のソフトウェアを導入するとシステムに想定外の不具合を発生させるおそれがあり、復旧のための追加的コスト負担が発生する可能性がある。

したがって、ソフトウェアの導入状況を定期的に確認することが必要である旨の規程を整備し、運用することが必要である。

(22) 税務システム

① 概要

税務事務情報管理システム（通称：TOP）は適正かつ効率的に税務事務を行うことを目的とし、県税にかかる大量のデータを短時間に処理するために高度な情報処理技術を活用して稼働している。税務事務を行うために最も根幹となる税務事務情報管理システム（通称：TOP）に関し、当該システムの適正かつ安定的な運用を図り、効率的な事務処理の執行に資するために X 社に維持管理業務を委託している。

維持管理業務に関し X 社とは随意契約を取り交わしているが、県はその理由を次のように検討している。

- (ア) X 社は当該システムの開発業者であり、運用開始後の維持管理業務も引き続き受託しており、十分な知識と経験の蓄積がある。
- (イ) 小規模開発や仕様変更には、システムに対する高いレベルの知識や経験が求められる。
- (ウ) 仮に X 社以外の者が供給することとなった場合には、システム分析から着手することとなり、事務処理の適切な履行や納税者サービスの維持、向上の確実かつ速やかな達成が見込めない。
- (エ) X 社は、システムの著作権を県と共有しており、システムを改変する際は、著作権者である X 社の同意が不可欠であり、X 社以外の業者による運用、変更が現状では事実上困難な状況にある。

② 監査の結果（指摘）

随意契約を取り交わす理由は、上記のとおり(ア)～(エ)に集約されているが、結局は、(エ)のようにシステムの著作権が共有されており、システムを改変する際は、著作権者である X 社の同意が不可欠であるとの状況であれば、この状況を改善あるいは解消しない限り永久的に X 社以外に変更する選択肢はないものと考えられる。

変更する選択肢がないような状態では、当該システムの維持管理にかかる契約に関し十分な交渉が難しく、妥当なコストであるかどうかの吟味が十分に行えない可能性がある。また、X 社側の事情、リソース等の点で契約継続が困難になった場合には、当該システムが税務業務の根幹を担う役割であるがゆえに、一時的に業務の継続性の点で支障をきたす可能性がある。

随意契約が妥当と結論付けられる場合であっても、契約額の吟味、交渉を十分に行う必要があると考えられる。毎年継続して維持管理業務を受けるような場合は、対象がシステムであっても、提供される業務の必要性、十分性を計画し、定期的に業務内容の報告を受けると同時に業務の評価を行い、すべての業務の完了時点で再度業務の過不足について見直す必要があると思われる。

月次において作業完了報告を受け、それが契約書通りに履行されたかどうかの検査を行っているものの、詳細な吟味・評価が不十分であると考えられる。

例えば次のような点で不十分である。

- I. システムの開発で小規模開発・仕様変更や故障対応での不具合データの修正調査はウイークデーに、ほぼ毎日一定の作業時間が費やされているが、毎日一定の時間が必要かどうかの吟味、一日のうちの部分的な時間で足りるのかどうか等の吟味、評価。
- II. 毎日のルーチン的な作業でなく、臨時的に発生するような作業については、その作業が当該月日に発生した理由や必要な頻度の妥当性の吟味、評価。
- III. システムの運転開始作業に関しほぼ毎日一定の時間が費やされているが、それより少ない時間で行われている場合もあるのであるから費やされた時間の妥当性の吟味、評価。
- IV. 月次の維持管理作業報告書の時間集計に誤りがあるにもかかわらずそれが看過されており、作業時間に対するチェック体制。
- V. 全体として、毎月、あるいは毎年実施するような作業であれば、通常同じ効果を上げるために、前年度より少ない時間での対応が可能と考えられるがその点の吟味。
- VI. 複数年にわたり維持管理作業項目の積算が同じであり、翌年度の予算に対する吟味、評価。

なお、契約に際し、事前に庁内関係課で構成するシステム導入審査会の審査を受け、契約額の内訳を明確にし、他との比較を行うための交渉は行われているが、随意契約のため、システムを改変する際は、著作権者である X 社の同意が不可欠との理由により、その目的は十分に達成されていない。

業務の履行にあたり、1 社しかない想定される場合であっても、契約額の妥当性、公正性を確保するためには他から参考見積もりを入手することを検討することが望ましい。このように複数の相手先の可能性を作ることにより、業務停止に関するリスクを少しでも回避することが可能になると考えられる。